

平成 28 年 第 3 回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 9 月 9 日 開 会

平成 28 年 9 月 21 日 閉 会

青 木 村 議 会

平成28年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○欠 員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号の上程、説明	10
○報告第2号の上程、説明	11
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	34
○議案第3号の上程、説明	37
○議案第4号の上程、説明	39
○議案第5号の上程、説明	41
○議案第6号の上程、説明	43
○議案第7号の上程、説明	45
○議案第8号の上程、説明	48
○社会福祉協議会会計決算の報告	49
○監査報告	52
○議案第9号の上程、説明	55
○議案第10号の上程、説明	56
○議案第11号の上程、説明	56
○議案第12号の上程、説明	57
○議案第13号の上程、説明	58

○議案第 14 号の上程、説明	5 8
○議案第 15 号の上程、説明	6 4
○議案第 16 号の上程、説明	6 6
○議案第 17 号の上程、説明	6 7
○陳情第 1 号の上程、説明	6 8
○散会の宣告	6 9

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	7 1
○出席議員	7 1
○欠席議員	7 1
○欠 員	7 1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 1
○事務局職員出席者	7 2
○開議の宣告	7 3
○議事日程の報告	7 3
○一般質問	7 3
堀 内 富 治 君	7 3
沓 掛 計 三 君	9 0
片 山 順 雄 君	1 0 7
内 藤 賢 二 君	1 2 2
居 鶴 貞 美 君	1 4 1
金 井 とも子 君	1 5 2
山 本 悟 君	1 6 2
○総括質疑	1 7 4
○委員会付託	1 7 4
○散会の宣告	1 7 5

第 3 号 (9月21日)

○議事日程	1 7 7
-------	-------

○出席議員	1 7 8
○欠席議員	1 7 8
○欠 員	1 7 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 8
○事務局職員出席者	1 7 9
○開議の宣告	1 8 0
○議事日程の報告	1 8 0
○委員長審査報告	1 8 0
○報告第 1 号の質疑	1 8 3
○報告第 2 号の質疑	1 8 4
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 8 4
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 8 7
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 9 0
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 9 1
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 9 1
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 9 2
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 9 3
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 9 7
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 9 7
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	2 0 1
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	2 0 3
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決、委員会付託	2 0 4
○日程の追加	2 0 5
○議案第 1 8 号の説明、質疑、討論、採決	2 0 6

○日程の追加	208
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	209
○閉会の宣告	210
○署名議員	211

平成 2 8 年 9 月 9 日（金曜日）

（ 第 1 号 ）

平成28年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成28年9月9日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2 号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1 号 平成27年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2 号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5 号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6 号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の
認定について
- 日程第11 議案第 7 号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8 号 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第 9 号 青木村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 寄附採納について
- 日程第17 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第14号 平成28年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について
- 日程第21 議案第17号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予
算について
- 日程第22 陳情第 1 号 介護保険の利用制限や利用料の負担増を行わないとともに、介護
職員の処遇を大幅に改善することを求める陳情書について

出席議員（9名）

1 番	金 井 と も 子 君	2 番	宮 下 壽 章 君
3 番	沓 掛 計 三 君	4 番	片 山 順 雄 君
5 番	居 鶴 貞 美 君	6 番	内 藤 賢 二 君
7 番	小 林 和 雄 君	9 番	堀 内 富 治 君
10 番	山 本 悟 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼事業推進室長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生係	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設産業課 課長補佐兼 建設林務係長	宮 下 剛 男 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係長	若 林 喜 信 君	建設産業課 農業振興係長	奈良本 安 秀 君
住民福祉課 住民福祉係長	上 原 博 信 君	総務企画課 総務係長	稲 垣 和 美 君
税務会計課 資産税係長	高 柳 則 男 君	税務会計課 住民税係長	早乙女 敦 君
総務企画課 企画財政係長	小 林 利 行 君	建設産業課 商工観光係長	依 田 哲 也 君
総務企画課 事業推進室 係長	塩 澤 和 宏 君	教 育 係 長	横 沢 幸 哉 君

建設産業課
国土調査係長

小林 義昌 君

代表監査委員

上原 一二 君

事務局職員出席者

事務局 長

井古田 嘉雄

事務局 員

稲垣 和美

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、ただいまから平成28年第3回青木村議会定例会を開催します。

◎議事録署名議員の指名

○議長（小林和雄君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、3番、沓掛計三議員、9番、堀内富治議員を指名します。

◎会期決定

○議長（小林和雄君） 日程第2の会期決定について議題にします。

お諮りします。

去る、9月6日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日9日から23日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月23日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日9日は、開会、議案説明のみで散会といたします。10日土曜日と11日日曜日は休日のため休会、12日月曜日は議案審議のため休会、13日火曜日は一般質問と平成27年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。14日水曜日は議案審議のため休会、15日木曜日は社会文教委員会の委員会審議、16日金曜日は総務建設産業委員会の委員会審議を行います。17日土曜日から19日月曜日までは休日のため休会、20日火曜日は議案審議のため休会、21日水曜日は委員長報告・審議・採決、22日木曜日は休日の

ため休会、23日金曜日は審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（小林和雄君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、平成28年第3回青木村議会の9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより皆さんには村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますこと、厚く感謝を申し上げたいと存じます。

まず初めに、観測史上最大の雨量を更新するなど、8月30日以降、岩手県あるいは北海道を中心といたします北日本に甚大な被害をもたらしました台風10号により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、8月4日、全国町村会では「平成29年度政府予算編成及び施策に関する要望」について、正副会長によりまして関係省庁の幹部へ要請活動を行いました。

平成29年度予算編成と各種施策の具体化に当たりまして、十分な配慮を求める事項を33項目にまとめ、とりわけ重要な8項目といたしまして、まず1点目でありますけれども、大規模震災からの復旧・復興と全国的な防災・減災の強化に関すること。

2点目といたしまして、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進に関すること。地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、自由度の高い交付金としてその規模も拡大すること。

3、町村自治の確立に関すること。道州制は導入しないこと。

4、地方税財政に関することといたしまして、地方交付税の総額の確保。

5、国民健康保険に関すること。国民皆保険制度を堅持するとともに、都道府県を軸とした保険者の再編、統合を推進し、医療保険制度の一体化を図ること。

6、教育施策等の推進に関すること。

7、農林水産業に関することといたしまして、地域がそれぞれの特徴を生かした農業政策

を実施し、農業の成長産業化に向けた産業政策と多面的機能の維持を実施すること。

8、国土政策に関することを提示いたしました。

村では、平成29年度も大きな事業を実施予定でありますことから、国の財政支援につきましては、アンテナを高くしてまいりたいと存じます。

8月5日から21日までの、リオデジャネイロで開催されました第31回オリンピック競技大会は、心に残る数々の名場面を私たちに残してくれました。

日本選手団の皆さんには、試合が終了する最後の最後まで頑張る大切さを教えていただきました。その結果、過去最高の41個のメダルを獲得いたしました。

また、この大会を通して、たとえ時代が変わり国際情勢が動いても、「スポーツを通して体と心を鍛える。世界の国々と交流し、平和な社会を築いていく」という五輪の精神を確認することができました。

平成28年8月24日内閣府発表の月例経済報告によりますと、「景気はこのところ弱さも見られるが、穏やかな回復基調が続いている。中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の経済が下押しされるリスクもある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。さらに、熊本地震の経済に与える影響に留意する必要がある」としております。

さて、さきの6月定例議会後、本日までの諸般の報告をさせていただきます。

まず、6月23日、青木村地域公共交通会議が開催されました。上田、青木間の運賃低減バスの3カ年の試行期間が9月末で終了いたしますが、利用者に好評でありますことから引き続き実施することになりました。

6月23日、芽子にんにく出荷価格調整会議が開催され、買い取り価格が昨年度より平均23%アップとなりました。

6月26日、総務省自治税務局長、青木信之氏による「選択する未来・日本のこれからと地方創生」と題した講演をいただきました。この中で、青木村の地方創生に係る各種事業の取り組みについて、激励をいただいたところでございます。

7月2日、交通安全子供自転車大会が開催されました。東信地区代表といたしまして、青木小学校の9名の児童が出場し、見事6位入賞を果たしたところでございます。

7月3日、第58回長野県消防ポンプ操法大会上小地区大会並びに第39回上小消防ラッパ吹奏大会が、上田市上堀グラウンドにて開催されました。小型ポンプ操法の部で、青木村消防団第3分団が健闘し、第3位と、近年にない好成績をおさめました。

この間、国道143号整備促進期成同盟会並びに青木・麻績インター新町間県道整備促進期成同盟会の総会や、県・国への要望活動を関係市町村と行いました。国土交通省関東地方整備局長さんからは、「現況の青木峠は、わずかな未整備区間のため国道143号全体の整備効果が発揮されていない。優先的に応援する」と、お話をいただきました。

7月17日、「都会と田舎をつなぐ蕎麦イベント」を、埼玉県川越市のユニクス川越で、長和町と共同で行いました。タチアカネそばとダッタンそばの試食販売、特産品の販売、観光PRに加えまして、移住定住相談会も行われ、多くの人々でにぎわいました。都会の人に青木村を知っていただくきっかけとなる有意義なイベントでございました。

7月19日、新潟県弥彦村との災害時相互援助等に関する協定を締結いたしました。協定は、災害時の「物的援助」「人的援助」「被災者支援」の3つを柱としたものでございます。

同じく7月19日、東京農業大学との「包括連携協定」を締結いたしました。これにより、村の資源を活用した産業振興や、村の活性化などでの連携を期待しております。

7月27日、10年先を見据えた平成29年度からの5カ年間の村づくりの計画を策定するため、第1回青木村長期振興計画審議会を開催いたしました。

8月6日、ええっこ村が受け入れました中国農村青年幹部代表团32名の皆さんが来村いたしまして、農村体験、農家民泊を行いました。団員の皆さんからは、「最も印象に残ったのが農家民泊。日本人とともに生活し、交流することで、互いの実情が理解できた。物静かな農村の田舎風景もすばらしかった」等の感想が聞かれました。

8月6日、天候にも恵まれまして、青木村夏まつりを無事開催することができました。青木村商工会の皆さんを中心に、416万9,000円の多額の御寄附をいただき、恒例の花火大会も盛大に行うことができました。

8月10日、国道143号青木峠新トンネル建設促進村民会議主催によります「青木峠トンネル（仮称）の整備に向けて～期待される整備効果～」と題しまして、長野県建設部、油井建設技監の講演会がありました。この中で、トンネルの効果といたしまして、県の東西地域結節や、防災・観光・経済面からの整備効果が大きいことを、権兵衛トンネルを参考に御説明いただきました。

8月15日、村内交通死亡事故ゼロ4,000日を達成いたしました。これは、平成17年9月2日から継続しての誇れる記録でございます。今後も引き続きまして、関係の皆さんの御協力をいただき、交通安全活動の推進をまいります。

先日の、迷走台風10号は、村には大きな影響もなく通過いたしました。観測史上、初めて

太平洋から東北地方へ上陸するなど、発生からのコースを含めまして、異常な台風でありました。青木村では、8月30日午前中に最も影響を受けまして、雨量計によりますと、その雨量は、青木村役場では、累計雨量44.5ミリ、時間最大雨量7ミリ、弘法公民館では、54.5ミリ、12.5ミリ、入奈良本の防災センターでは62ミリ、12ミリでございました。

8月18日のゲリラ豪雨では、長和町は164世帯412人に避難勧告を、上田市は1万3,807世帯、約3万4,000人に避難準備情報を発令いたしました。立科町は、全町避難準備情報の発令など、私どもも一時緊張した時間帯もございました。

8月22日、県議会総務企画警察委員会に、道の駅あおきとふるさと公園の間の信号について、陳情を行いました。

8月26日、ひとり親を対象といたしました青木村移住定住お試しツアーが実施されまして、首都圏から9組21人の御参加をいただきました。

お手元の資料にはございませんが、9月3日の信濃毎日新聞に、予定されている県の大型建設予定の記事が記載されておりまして、この中に、新県立大学、リニア関連道路など7事業とともに、青木峠新トンネルが位置づけられておりました。トンネルの建設に向けた県の取り組みが、着実に進捗していると確信したところでございます。

原稿に戻りまして、9月4日でございますが、第3回青木村総合防災訓練が、消防団など多くの関係者の皆さんの参加をいただき、ふるさと公園あおきで開催されました。公園の持つシェルターなど多くの防災機能を活用し、初めて県の防災ヘリコプターアルプス号による消火・人命救助訓練が行われ、村の防災力アップにつながりました。

9月6日、県議会農政林務委員会へ、ため池の耐震対策工事、農業基盤整備促進事業、松くい虫被害対策事業、鳥獣被害防止対策の4項目につきまして、県の財政支援等要望をしましてまいりました。

さて、本議会は決算議会でございますので、まず、平成27年度の青木村決算の状況について報告いたします。

一般会計につきましては、歳入総額は33億6,912万3,000円、歳出の総額は30億1,883万円、歳入歳出差引額では3億5,029万3,000円となります。

歳入の主なものといたしましては、村税は収入が4億191万7,000円、歳入合計に対する構成比は11.9%、前年度より1,077万円の増となりました。

地方交付税は15億4,600万9,000円で、構成比45.9%、前年度より7,966万9,000円の増でございます。

国庫支出金は3億2,266万で、構成比9.6%、前年度より4,916万5,000円の増となりました。主な内訳でございますけれども、社会資本整備総合交付金1億2,406万7,000円、住民生活緊急支援交付金4,772万円でございます。

村債は1億1,910万円で、構成比3.5%、対前年度比2,730万円の減でございます。主な内容といたしましては、地域活性化事業債340万円、辺地対策事業債1,570万円、臨時財政対策債に1億円でございます。

次に、歳出につきまして、平成27年度の主な事業を申し上げます。

ふるさと公園あおき整備事業、村松東地区生活改善センター増築事業、地域おこし協力隊事業、地方創生プロジェクト、消費喚起消費券発行事業、人口ビジョン・総合戦略策定事業の基本構想や青木峠新トンネルの整備効果に係る社会調査、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト基本計画策定や基礎調査、中山間地域等直接支払交付と多目的機能支払交付、有害鳥獣駆除対策、松くい虫対策、村道殿戸・下奈線など村道4路線改良工事、洞橋橋梁修繕工事などでございます。

青木村国民健康保険特別会計ほか6特別会計も、黒字決算でございます。主なものは、簡易水道建設特別会計では、臼川ダムからの取水に伴います配水設備整備費用、別荘事業特別会計では、水路の改修、ガードレール設置工事などでございます。負担すべき償還金の程度を示す実質公債費比率は6.6%で、昨年度に比べまして0.2%改善いたしました。上下水道関係の資金不足比率も全く問題ない状況で、引き続き健全な財政運営がなされております。

なお、財政健全化の判断材料となります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましても良好であり、議員の皆さんの御協力をいただきましたことから、平成27年度全体といたしまして、健全財政を堅持した決算とすることができました。ありがとうございました。

9月5日、村監査員の上原一二代表監査委員、堀内富治監査委員から、平成27年度青木村会計歳入歳出決算につきまして意見書をいただきました。この監査に当たりましては、監査委員には長い時間をかけて慎重な御審議をいただきますとともに、適切な御意見をいただきました。まことにありがとうございました。今後は、いただきましたこの御意見を職員ともども真摯に受けとめさせていただき、日々の業務の中で生かしてまいりたいと存じます。

次に、平成28年度一般会計補正予算（第2号）について、概要を申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ7,509万7,000円を追加いたしまして、総額を27億6,905万円とするものでございます。

今回の補正についてであります。歳入の主なものといたしましては、国庫補助金といたしまして社会保障・税番号制度システム整備費補助金228万8,000円、臨時福祉給付金支給事業1,046万3,000円、県補助金といたしましてひとり親家庭移住・定住促進事業補助金10万円、村債といたしまして長和町と共同で整備予定をしておりますし尿の処理施設に係ります一般廃棄物処理事業70万円、一般寄附金といたしまして2件20万円、前年度の繰越金といたしまして6,119万2,000円でございます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。総務費では社会保障・税番号制度安全管理措置対応のデータ更新等委託料297万円、電算機器設定委託料291万3,000円、駐在所建設予定地上下水道配管工事220万円、住民税還付金109万3,000円。次に、民生費では障害者自立支援給付費の前年度精算返還金239万9,000円、臨時福祉給付金支給事業1,195万1,000円、道の駅高機能拠点化プロジェクト工事請負費（受電施設、備品等）でございますが、4,405万5,000円を計上いたしました。

以上で、提案いたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

○議長（小林和雄君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、報告第1号について御説明申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

裏面のほうをお願いいたします。

平成27年度健全化判断比率報告書。

まず、実質赤字比率につきましては、普通会計を対象といたしまして、実質赤字となりますが、比率につきましては算定をされませんでした。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象といたしまして、実質赤字となりますが、比率については、やはり算定がされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担いたします元利償還金等の比率となります。前年度の6.8%から0.2%減少いたしまして、6.6%となりました。減少した要因といたしましては、平成16年借入れの事業債が3件、それから、昭和61年度に借入れをいたしました事業債が2件、いずれも償還の終了に伴うものでございます。

続きまして、将来負担比率につきましては、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対しまして、財政調整基金積立金を初めといたします充当可能財源等が上回ったことによりまして、将来負担比率につきましては算定がされませんでした。

なお、括弧の中の数値につきましては、早期健全化の基準の数値でございます。

以上、報告第1号について御説明申し上げました。御審議いただき御決定賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 報告第2号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度各営企業における資金不足比率について別紙のとおり報告する。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

裏面のほうをお願いいたします。

平成27年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率でございます。青木村で対象となる会計につきましては、簡易水道特別会計、簡易水道建設特別会計、それから特定環境保全公共下水道事業特別会計の3会計になります。いずれの会計につきましても資金不足等は生じていないため、比率につきましては算定されない結果となりました。

なお、備考欄に記載をされています金額につきましては、それぞれの会計におけます事業規模、主には料金収入等がその数字になっております。

以上、報告第2号について御説明申し上げます。御審議いただき御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第5、議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、平成27年度各会計の決算の説明をさせていただきます。

一般会計、特別会計とも数値の朗読をもつての説明は、記載のとおりでございますので、できるだけ簡略化させていただきます。

なお、今回より決算書がA1となりました。見開きの2ページで1つの表となっております。説明では、左ページの数字でお示いたしますので、よろしくお願いいたします。

目次の次のページをお願いいたします。

一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表をお開きください。

平成27年度青木村全会計の総括表でございます。

各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合、一般会計64.0%、国民健康保険特別会計12.7%、簡易水道特別会計2.5%、簡易水道建設特別会計3.1%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計5.3%、介護保険特別会計11.1%、後期高齢者医療特別会計0.9%、収入済額の合計52億6,568万7,416円は、対前年度プラス2.8%、1億4,464万5,239円の増でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合、一般会計62.4%、国民健康保険特別会計13.0%、簡易水道特別会計2.4%、簡易水道建設特別会計3.2%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計5.6%、介護保険特別会計12.0%、後期高齢者医療特別会計1.0%、支出済額の合計48億3,820万2,620円は、対前年度プラス6.1%、2億7,834万1,332円の増でございます。

それでは、議案第1号 平成27年度青木村一般会計について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税11.9%、不納欠損額は53万2,600円、収入未済額は1,117万5,014円でございます。地方譲与税0.9%、利子割交付金、構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金0.1%、地方消費税交付金2.4%、自動車取得税交付金0.2%、地方特例交付金、こちらも構成割合は出てまいりません。地方交付税45.9%、交通安全対策特別交付金、構成割合は出てまいりません。分担金及び負担金0.7%、237万8,490円の収入未済額が出てまいりますが、保育料でございます。使用料及び手数料2.5%、956万3,400円の収入未済額が出てまいりますが、高速情報通信サービス使用料及び住宅使用料でございます。国庫支出金9.6%。

4ページをお願いします。

県支出金4.8%、財産収入0.4%、寄附金0.2%、繰入金0.3%、繰越金14.6%、諸収入2.0%、269万1,751円の収入未済額が出てまいりますが、老朽危険家屋の取り壊しに係る解体費用立てかえ分でございます。村債3.5%。

歳入合計33億6,912万2,719円、対前年度プラス7.2%、2億2,745万8,746円の増でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.4%、総務費33.1%、民生費21.7%、衛生費4.6%、農林水産業費6.0%、商工費2.1%、土木費13.6%、消防費3.3%、教育費6.6%。

8ページ、災害復旧費、こちらは構成割合は出てまいりません。公債費7.6%、予備費の支出はございません。

歳出合計30億1,883万65円、対前年度プラス13.8%、3億6,649万5,321円の増でございます。

歳入歳出差引残高は3億5,029万2,654円、執行率は86.4%、歳入総額に対します残高割合は10.4%になります。

12ページをお開きください。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に御説明申し上げます。

款1村税、対前年度プラス2.8%、1,077万245円の増でございます。現年、滞繰合計での徴収率ですが、項1村民税98.0%、収入未済額は45万7,974円の減でございます。項2固定資産税96.2%、収入未済額は29万2,609円の減、項3軽自動車税94.9%、収入未済額は5万9,705円の減、村税全体では97.2%でございます。

項4村たばこ税、前年度より59万456円の減。

項5入湯税、前年度より16万2,700円の減でございます。

款2地方譲与税、対前年度プラス0.9%、1,275万円の増でございます。

項1地方揮発油譲与税は前年度より51万円の増。

項2自動車重量譲与税は前年度より76万5,000円の増でございます。

款3利子割交付金、対前年度マイナス17.7%、14万6,000円の減。

14ページ、款4配当割交付金、対前年度マイナス19.3%、45万5,000円の減。

款5株式等譲渡所得割交付金、対前年度プラス8.8%、15万7,000円の増。

款6地方消費税交付金、対前年度プラス70.7%、3,381万円の大幅増でございます。

款7自動車取得税交付金、対前年度プラス82.8%、248万6,000円の増。

款8地方特例交付金、対前年度6万円の増でございます。

款9地方交付税、対前年度プラス5.4%、7,966万9,000円の増でございます。内訳は、普通交付税で7,420万5,000円の増、特別交付税で546万4,000円の増でございます。

款10交通安全対策特別交付金、皆増でございます。

16ページ、款11分担金及び負担金、対前年度プラス4.3%、91万6,850円の増でございます。

項1分担金、目1農林水産業費分担金は、当郷区中村水路の改修に伴うものでございます。

項2負担金、目1総務費負担金、節1高速情報通信サービス負担金は、放送サービス加入負担金で10件分、節2地方創生事業実施負担金は、事業が翌年度へ繰り越しでございます。

目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金は備考のとおり、節2児童福祉費負担金及び節3滞納繰越金は保育料で、合計では対前年度プラス6.4%、117万9,480円の増でございます。収入未済額は、現年、滞繰合わせまして、普通保育料が167万4,260円、早朝保育料1万

2,650円、延長保育料40万9,010円、一時的保育料28万9,570円でございます。

目3衛生費負担金、節1保健衛生費負担金の未熟児療育医療受給者負担金は、1名分でございます。

款12使用料及び手数料、対前年度マイナス0.2%、14万8,175円の減でございます。

項1使用料、目1節1総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分7台、合わせると、青木区、商工会でございます。村営バス運行収入は、前年度より1万3,020円の増でございます。

18ページ、節2現年度分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで53万4,000円の減、放送サービスは変わりございませんでした。節3滞納繰越分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで26万8,500円、放送サービスで4万2,000円、それぞれ減となっております。

なお、収入未済額の内訳は、節2現年度分で通信サービス63万1,500円、放送サービス13万5,000円、節3滞納繰越分は通信サービス90万円、放送サービス17万1,000円でございます。

節3光ケーブル使用料17万9,139円の増でございます。

目3商工使用料、節1観光施設使用料、キャンプ場使用料は前年度より42万7,750円の増でございます。

目4土木使用料、教員住宅7戸、校長住宅2戸、村営住宅56戸、若者定住住宅42戸に係るものでございます。節1、節2、合わせました収入未済額772万5,900円は、滞納者12名分に係るものでございます。

目5教育使用料、節1保健体育使用料は、前年度より4万7,973円の減、節2会館使用料、前年度より7,077円の減、節3美術館使用料、前年度より7万6,114円の減でございます。

項2手数料、目1総務手数料、節3総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は情報電話に係るもので、前年度と同額。節3戸籍住民基本台帳手数料は、前年度より12万3,880円の増でございます。

目2衛生手数料、犬の新規登録手数料が29頭分、注射済票交付手数料が324頭分、一般廃棄物処理業等許可申請手数料は8件分でございます。

款13国庫支出金、対前年度プラス18.0%、4,916万5,485円の増でございます。

20ページ、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は78万465円の増、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、本年度から新

規で、軽減分の2分の1を見ていただくものでございます。節3 児童福祉費負担金、児童手当負担金は101万668円の減。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費補助金、備考欄社会資本整備総合交付金は、当年度分が殿戸・下奈線で、繰越分が浦野・青木線、上手町・沓掛線、それからふるさと公園にそれぞれ充てたものでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、総務省所管分で、マイナンバー制度に向けてシステム整備に対するもので、住基及び税システム中間サーバー、個人番号カード事業等に充てたものでございます。住民生活緊急支援交付金は、消費短期型がプレミアム商品券発行事業に係るもの、地方創生型が総合戦略策定、雇用創出奨励補助、地元企業産業展等参加費経費補助、農業コーディネーター、それから6次産業化事業、移住促進・空き家コーディネーター設置、体験お試し住宅設置、移住相談イベント開催、観光サポーター会員向け地域消費券の配付、観光情報発信メール整備、婚活マネージャー設置、婚活イベント開催等にそれぞれ充てたものでございます。地方創生先行型上乗せ分が、重点道の駅高機能拠点化事業基本計画基礎調査に係るものでございます。なお、総務省国庫補助金の予算額に対します収入の差額が5,657万5,000円ございますが、地方創生加速化交付金、情報セキュリティ強化補助金が全額繰越分となったものでございます。節3 送迎バス運行管理費補助金、節4 選挙人名簿システム改修費補助金は、備考のとおりでございます。

22ページ、目2 民生費国庫補助金、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金関係は、合計しまして、前年度より1,196万7,000円の減でございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、総務省国庫補助金でも出てまいりましたが、こちらは厚労省所管分で国民年金システム等の改修に係るものでございます。節2 児童福祉費補助金、児童健全育成事業補助金は、今年度新規でございます。

目4 土木費国庫補助金、節1 土木費補助金、防災安全交付金は、洞橋修繕、荒井坂橋調査、設計に係るものでございます。

目5 教育費国庫補助金、節1 教育費補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金は、今年度から新規でございます。

目7 農林水産業費国庫補助金、節1 農業費国庫補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、前年度からの繰越分、ここでも、予算額に対します収入額の差額が1億5,044万5,000円ほどございますが、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業が全額繰り越した分でございます。

24ページ、項3 委託金、目3 節1 教育費委託金、インクルーシブ教育システム構築モデル事業は、60万389円の減でございます。

款14 県支出金、対前年度マイナス7.4%、1,297万6,870円の減でございます。

項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は前年度より118万7,682の増、介護保険低所得者保険料軽減負担金は、国庫負担金でも出てまいりましたが、こちらも新規で、軽減分の4分の1を県で見ていただくものでございます。節4 保険基盤安定負担金、国保分は221万7,685円、後期高齢分は26万1,247円、それぞれ前年度より増となっております。

目2 衛生費県負担金、備考のとおりでございます。

ページをおめくりいただいて、26ページ、項2 県補助金、目2 民生費補助金、節2 児童福祉費補助金、備考欄、第3 子以降保育料減免事業補助金は、本年度から新規でございます。

目3 衛生費県補助金、合併浄化槽設置補助金は1 件分。

目4 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金、中山間地域等直接支払事業交付金は、対象となった23集落に対するもの、野生鳥獣被害総合対策事業補助金は前年度より839万3,000円の減となっております。多面的機能支払事業交付金は、本年度から新たに出てまいりましたが、以前からも同様のものがあり、名称が変わったものでございます。農作物等災害緊急対策事業補助金は、前年度からの繰越分、需要に応える園芸産地育成事業補助金は、今年度から新規でございます。

28ページ、節2 林業費補助金、松林健全化推進事業補助金は109万5,000円、保全松林健全化推進事業補助金は842万6,600円、それぞれ前年度より増、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は、本年度から新規でございます。

目6 商工費県補助金、節2 観光費補助金、元気づくり支援金は、タチアカネ関係のイベント等に、外国人旅行者受入環境整備事業補助金は、公衆用無線LAN整備に充てたものでございます。

目10 教育費県補助金、節1 社会教育費補助金、元気づくり支援金は、青木村交流ハウスの整備に充てたものでございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節1 総務管理費委託金、市町村特例処理事務委託金は、県の委任事務に係る委託金でございます。節2 徴税費委託金、県民税の賦課徴収事務に係る委託金でございます。節4 統計調査費委託金は前年度より155万1,105円の大幅増となっておりますが、国税調査市町村交付金272万3,000円が主なものでございます。節5 選挙費委

託金、県議会議員選挙に係るものでございます。

目 2 民生費委託金、節 2 医療福祉費委託金、多子世帯応援クーポン券・プレミアムパスポート事業事務委託金、子育て支援パスポート全国共通展開事業事務委託金、いずれも新規でございます。

30ページ、款15財産収入、対前年度プラス81.5%、540万3,518円の増でございます。

項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は、日進A P S、青木駐在所等、土地の貸し付けに係るものでございます。

目 2 節 1 利子及び配当金、基金の運用益でございます。節 2 出資配当金、信州フォーレスト解散に伴う配当金でございます。

項 2 財産売却収入、目 2 不動産売却収入は、行政財産用途廃止に伴う村有地の売却 1 件、4.47平米でございます。

目 3 節 1 物品売却代金は、公用車 3 台の売却代金。

目 4 節 1 出資金返還収入は、信州フォーレスト及び浅間山麓総合開発の解散に伴う出資金の返還でございます。

款16寄附金、対前年度プラス102.6%、414万円の増でございます。

目 1 節 1 一般寄附金は、ふるさと応援寄附金で前年度より388万円の増、359件分でございます。節 4 教育費補助金、節 2 奨学資金寄附金は、3 名の方から頂戴したものでございます。心より感謝を申し上げます。節17繰入金、対前年度マイナス92.3%、1 億3,145万6,779円の大幅減で、当初予定していました財政調整基金、都市開発基金、公共施設整備基金等取り崩しをしなかったことによるものでございます。

32ページ、款18繰越金、対前年度プラス75.8%、2 億1,163万5,323円の大幅増で、このうち繰越明許費分は、繰越明許費財源内訳の一般財源分でございます。

款19諸収入、対前年度マイナス0.2%、10万4,856円の減でございます。

項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 節 1 延滞金、前年度より56万9,554円の減。

項 2 村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項 3 貸付金元利収入、備考欄、勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫上田支店への預託金でございます。商工預託金元金は、八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託したものでございます。

項 4 受託事業収入、前年度より89万733円の減。

項 5 雑入、目 1 雑入、節 1 市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売り上げから市

町村に配分されるもので、本年度はデジタル簡易無線機32台、200万円分が含まれております。節2消防団員退職報償金、前年度より162万9,000円の減、退団者は12名でございました。節3雑入、備考欄、雑入1,185万5,230円の内訳につきましては、お手元に配付しました資料のとおりでございます。ですので、説明は省略させていただきます。

34ページ、自治総合センター助成金は村松地区のイベントテント購入補助に、市町村振興協会コミュニティー助成金はプロジェクター、アンプ、スピーカースタンド等購入に充てたものでございます。なお、収入未済額269万1,751円は、危険家屋解体費用の立てかえ分でございます。債務者の経済状況から今年度中に納められなかった分でございます。

款20村債、対前年度マイナス18.6%、1,730万円の減でございます。

項1村債、目1節1臨時財政対策債、普通交付税の不足分を補填するものでございます。

目2活性化事業対策債、節1循環型社会形成事業債、水路改修工事2カ所に係るものでございます。

目3辺地対策事業債、節1道路整備債、村道青木の森1号線改良工事に係るものでございます。節2除雪機導入事業、除雪機購入4台分でございます。節13、節1一般補助施設整備等事業債、情報セキュリティ強化対策事業に170万円、農畜産物販売促進事業に1億3,450万円で、全額を翌年度に繰り越しております。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額24億4,522万5,000円、補正予算額6億3,777万1,000円、繰越事業費繰越財源充当額4億986万円、予算現額計34億9,285万6,000円、調定額が33億9,546万3,974円、収入済額33億6,912万2,719円、不納欠損額53万2,600円、収入未済額2,580万8,655円でございます。

36ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

款1議会費、対前年度プラス0.9%、37万4,426円の増でございます。

項1議会費、節1報酬、9名分でございます。節7旅費、前年度より45万9,450円の増、岩手県野田村等の視察でございます。節10交際費、議長交際費、前年度より12万200円の減。なお、議長交際費及びこの後御説明申し上げます村長交際費の内訳につきましては、お手元に配付しました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。節11需用費、印刷製本費は、議会だよりの印刷代、節13委託料、議事録の作成に係るもの、節14使用料及び賃借料、備考欄、賃借料は自動車借り上げ料でございます。

款2総務費、対前年度プラス73.0%、4億2,184万3,864円の増でございます。繰越額と

して、3億4,096万8,000円が出てまいります。ふるさと公園整備、地方創生プロジェクト事業に係るものでございます。

項1総務管理費、節1給料、特別職1名、一般職9名でございます。

38ページ、節7賃金、臨時職員2名分が主なものでございます。節10交際費、村長交際費、前年度より8万461円の減、節11需用費、消耗品費、セキュリティ対策用USBを全箇所に配付しております。食糧費、前年度より37万3,889円の減でございます。節13委託料、電算委託料は前年度より235万509円の増、役場庁舎宿直業務委託料は前年並みの222万350円、これらが主なものでございます。節14使用料及び賃借料、使用料は電算システム使用料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は県市町村職員互助会負担金、長野県高度情報通信ネットワーク利用負担金、こちらが主なものでございます。補助金は、地区運営補助金が主なものでございます。節16寄附金、平成27年4月に発生しましたネパール国地震で、ナムチェバザール村に送った義援金でございます。

目2文書広報費、節11需用費、消耗品費は、例規集の加除が主なものでございます。印刷製本費は広報あおき印刷代でございます。節13委託料、地区文書連絡員の委託料、例規システム委託料、例規集データ更新に支出をしております。

目3財政管理費、平成26年度決算附属資料、平成28年度予算書の印刷代でございます。

40ページ、目4会計管理費、節2給料、一般職2名分でございます。節11需用費、印刷製本費は平成26年度決算書の印刷代が主なものでございます。

目5財産管理費、節11需用費、修繕料は、役場庁舎エアコン空調機器修繕、リフレッシュパーク施設修繕、公用車の修理等でございます。節12役務費、保険料は、村有物件災害共済分担金が主なものでございます。節13委託料、庁舎の清掃管理業務委託料、公共施設警備業務委託料、リフレッシュパーク管理委託料、電算機器設定委託料、新規で村有固定資産管理データ等システム構築でございます。なお、繰越明許費の1,503万1,000円は、情報セキュリティ強化補助事業委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、運動公園、村営住宅等の公共施設地代に加え、今年度は公用車のリース代も含まれております。節17公有財産購入費は、ふるさと公園用地547坪、村営バス竹花バス停用地4.5坪でございます。節18備品購入費、ノートパソコン13台、マイナンバー対応のタッチパネル端末、顔認証システム、中間サーバー整備等でございます。節19負担金補助及び交付金、財産組合への負担金、マイナンバー制度中間サーバープラットフォーム利用負担金を支出しております。節24投資及び出資金、株式会社道の駅あおきへの出資金でございます。節25積立金、財政調整基金へ

471万1,793円、公共施設整備基金へ2億円を積み立てております。

目6企画費、節4共済費、地域おこし協力隊1名、10月から3月分。節8報償費、ふるさと応援寄附者謝礼、地域おこし協力隊活動報償費、9月まで3名、10月からは4名。そのほか、ふるさと公園マネジメント委員報酬、ふるさと公園開園記念式典記念品代、観光サポーターズ倶楽部地域消費券等でございます。

42ページ、節11需用費、燃料代が新規に出てきておりますが、地域おこし協力隊が使用した車両のガソリン代でございます。修繕費は地域おこし協力隊の借り上げ住宅の修繕料が主なものでございます。節12役務費、広告料はふるさと公園開園記念式典新聞掲載料、産業祭ラジオ生中継に係る広告料でございます。保険料は、こちらも地域おこし協力隊関連で、車両保険、火災保険が主なものでございます。節13委託料、備考欄、委託料は繰越分で、ふるさと公園工事調査設計委託料、当年度分のほうでは同じ工事の自営工事分、それから、あずまや設計監理業務、同公園の開園記念式典会場設営等、村松東生活改善センター増築工事の設計監理等でございます。備考欄、ふるさと寄附金はウェブサイト運用業務、返礼品配送業務委託料で、10月からの半年分でございます。節14使用料及び賃借料、備考欄、賃借料は地域おこし協力隊の住宅借り上げ料、車両リース代が主なものでございます。節15工事請負費、繰越分でふるさと公園整備事業工事、同公園モニュメント設置工事、当年度分では、同公園の周辺自営工事、村松東生活改善センターの増築工事でございます。節15備品購入費、地域おこし協力隊事務所設置に係るパソコンほか備品類が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合負担金、補助金は青木村村民活動支援事業補助金6件分でございます。節22補償補填及び賠償金、繰越分で、ふるさと公園電線地中化に伴う補償工事でございます。

目7諸費、節1報酬、青少年補導員6名分。節15工事請負費、交通安全道路標示工事が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は有料道路通行料金負担軽減事業負担金が主なもの、補助金では夏祭り補助金、各区への防犯灯電気料補助金、防犯灯LED化設置補助金、若者定住事業補助金、太陽光発電補助金、国際交流事業補助金、上田西高校教育改革推進資金補助金が主なものでございます。

目8情報通信サービス事業費、節2給料、再任用職員1名でございます。

44ページ、節7賃金、臨時職員2名分でございます。節13委託料は、伝送路保守委託料、サーバー保守委託料が主なもの、節14使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添架料が主なものでございます。節15工事請負費、情報通信サービス移設工事及びテレ

び視聴装置設置工事でございます。節25積立金、情報通信関連事業基金へ積み立てでございます。

目10地方創生プロジェクト事業費、この説明におきまして、住民生活緊急支援交付金事業で平成26年度からの繰越分を26繰越分、平成27年度分を当年度分、地方創生加速化交付金事業で、平成28年度へ繰り越した分を、27繰越分と表現させていただきます。

節1報酬、26繰越分で、農業コーディネーター報酬、節3職員手当等、節4共済費は26繰越分で報酬、賃金に伴うもの、節7賃金、26繰越分は移住定住空き家コーディネーター、結婚コーディネーター等で、27繰越分が10万円でございます。節8報償金、26繰越分は観光サポーターズ倶楽部地域消費券使用料が主なもので、27繰越分が40万円でございます。節9旅費、27繰越分でございます。節11需用費、備考欄、消耗品費26繰越分は交流イベント用手拭い代が主なもので、27繰越分が21万6,000円でございます。食糧費26繰越分で婚活イベント等に係るもの、印刷製本費26繰越分でタチアカネ焼酎ラベル印刷代、総合戦略アンケート用紙等でございます。節12役務費、通信運搬費はアンケート郵送料等で、26繰越分で14万1,268円、当年度分で42万8,979円、27繰越分で5万円、広告料は26繰越分で婚活イベントの広告代、27繰越分は237万6,000円でございます。節13委託料、26繰越分は重点道の駅高機能拠点化プロジェクト基本構想策定、国道143号青木トンネル新トンネル整備効果調査業務、青木村人口ビジョン及び総合戦略策定基礎調査業務が主なものでございます。当年度分で、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト基礎調査委託料、当プロジェクト土壤調査、基本計画委託料、基本設計委託料でございます。なお、27繰越分は4,829万6,000円でございます。節14使用料及び賃借料、26繰越分で婚活イベントバス借り上げ料ほか、27繰越分は124万2,000円でございます。節15工事請負費、26繰越分でお試し住宅改修事業費でございます。

46ページ、節16原材料費、全額27繰越分でございます。節19負担金補助及び交付金、備考欄、補助金、26繰越分で雇用創出補助金2件、受注拡大事業補助金3団体、婚活イベント実施補助金、当年度分で受注拡大事業補助金1団体でございます。備考欄、交付金、26繰越分で地方創生プレミアム消費券発行交付金でございます。なお、27繰越分は負担金87万5,000円、補助金40万円でございます。地方創生プロジェクト事業全体では、住民生活緊急支援交付金事業26繰越分で、3,775万6,004円、同事業当年度分で1,624万2,979円、地方創生加速化交付金事業27繰越分で5,462万1,000円で、全額を翌年度に繰り越しでございます。

項2村営バス運行管理費、目1一般管理費、平成27年度は県からの派遣職員が担当であつ

たため、節 2 給料の支出はございませんでした。

目 2 運行管理費、節 1 報酬、委員報酬は地域公共交通会議委員 9 名分、嘱託職員は運転手 3 名分でございます。節 7 賃金は代替運転手に係るもの、節 13 委託料、燃料費は前年度より 41 万 1,915 円の減、修繕費、車両の車検、定期点検、修理等に係るものでございます。節 13 委託料は乗車予約受付業務委託料、評価検証業務委託料、新規で当郷竹花バス停分筆図面委託料が主なものでございます。節 15 工事請負費、同バス停移設工事でございます。節 19 負担金補助及び交付金、地域路線バス維持対策負担金でございます。補助金は定期券購入補助制度を取りやめにしたので、本年度はございません。

項 3 徴税費、目 1 税務総務費、節 1 報酬は、固定資産評価審査員 3 名分、節 2 給料、一般職 2 名分でございます。

48 ページ、節 7 賃金、こちらも 2 名分。節 23 償還金利子及び割引料、住民税還付金ほか、前年度より 74 万 2,473 円の減でございます。

目 2 賦課徴収費、節 12 役務費、手数料は指定金融機関取扱手数料が主なものでございます。節 13 委託料、固定資産税分合筆修正、画地条件調査委託料、電算処理委託料が主なものでございます。なお、新規で固定資産審査申し出に伴う土地の鑑定評価委託料を支出しております。節 14 使用料及び賃借料、家屋評価システムのリース料でございます。節 19 負担金補助及び交付金、新規で航空写真共同撮影市町村負担金を支出しております。

項 4 戸籍住民基本台帳費、目 1 節 1 給料、一般職 2 名分。

50 ページ、節 13 委託料は、印鑑、戸籍、住基の電算処理委託料でございます。節 14 使用料及び賃借料、新規で戸籍総合システムハードリース料がございます。

項 5 選挙費、目 1 選挙管理委員会費、節 1 報酬、選挙管理委員 4 名分でございます。節 2 選挙啓発費、支出はございません。節 3 県議会議員選挙費、平成 27 年 4 月 12 日執行、当村では 投票でございましたが、その準備に要した分でございます。

項 6 統計調査費、本年度は国勢調査があったため、前年度より 155 万 1,554 円の大幅増となっております。

目 1 統計調査総務費、節 1 報酬、国税調査員 33 名、当調査指導員 4 名分でございます。

52 ページ、項 7 目 1 監査委員費、節 1 報酬、監査委員 2 名でございます。

款 3 民生費、対前年度プラス 1.0%、661 万 5,213 円の増でございます。

項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 1 報酬、委員報酬は民生福祉委員 17 名分、男女共同参画計画策定委員 8 名分、嘱託職員 1 名でございます。節 2 給料、一般職 3 名分。節 8

報償費、出産祝い金で、第1子6人、第2子4人、第3子6人、第4子以上5人でございます。節11需用費、備考欄、印刷製本費は、青木村男女共同参画計画冊子印刷代でございます。

54ページ、節19負担金補助及び交付金、負担金で主なものとしては、社会福祉協議会負担金でございます。節28繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より857万3,921円の増となっております。

目2障害者福祉費、節12役務費、手数料は福祉医療費事務取扱手数料が主なものでございます。節13委託料、電算処理委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は相談支援事業負担金が主なもの、節20扶助費、障害者医療給付費、障害者介護給付・訓練等給付費、移動支援事業給付費、障害者補装具交付等給付事業、障害者日常生活用具給付事業が主なものでございます。節23償還金利子及び割引料、平成26年度障害者自立支援給付費等国庫負担金交付額決定に伴う返還金が主なものでございます。

目3老人福祉費、節1報酬、介護保険事業計画、老人福祉計画策定委員10名分でございます。節8報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上が15人、88歳の方が43人でございます。節11需用費、燃料費は、くつろぎの湯灯油代で、10月以降は社協会計から本項目に予算を移しております。節13委託料、くつろぎの湯管理委託料は前年度より479万5,000円の減で、灯油代との差し引きでございます。そのほか、老人福祉センター管理委託料、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託料、同センター運営委託料、後期高齢者検診委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合負担金、シルバー人材センター負担金が主なもの、補助金は老人クラブ補助金が主なものでございます。節20扶助費、老人保護措置費が主なもの。節28繰出金、介護保険特別会計へ9,502万3,637円、後期高齢者医療特別会計へ1,634万8,438円を繰り出しております。

目4地域包括支援センター費、節1報酬、嘱託職員1名。節2給料、一般職1名。

56ページ、節7賃金、保健師1名。節13委託料、介護予防サービス計画費委託料が主なものでございます。

目5国民年金費、節13委託料、新規で国民年金システム改修費を支出しております。

目6人権対策費、支出はございません。

目7子育て世帯臨時特例給付事業費、節11需用費、節12役務費は申請書発送等にかかった経費、節13委託料はシステム改修に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、286世帯に給付をしております。節23償還金利子及び割引料、平成26年度精算確定に伴う国

庫返還金でございます。

目 8 臨時福祉給付金給付事業費。

58ページをお願いします。

節11需用費、節12役務費は申請書発送等にかかった経費、節13委託料はシステム改修に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、900人に給付をしております。節23償還金利子及び割引料、平成26年度精算確定に伴う国庫返還金でございます。

目 9 地域少子化対策強化事業費、節 8 報償費、講師謝礼は子育て講演会講師 1 名、委員謝礼は子育てサポーター倶楽部22名分でございます。

項 2 授産所費、目 1 一般管理費、節 2 給料、一般職員 2 名分でございます。節 7 賃金、臨時職員 2 名分でございます。

60ページ、目 2 保健厚生費、特に申し上げることはございません。

目 3 事業費、節 7 賃金、作業員の工賃でございます。節 8 報償費、作業員の手当分でございます。

目 4 福利費、節19負担金補助及び交付金、作業員互助会補助金でございます。

項 3 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節13委託料、電算処理委託料でございます。

目 2 児童措置費、節20扶助費、児童手当、乳幼児・児童医療給付費でございます。

目 3 母子父子福祉費、節20扶助費、母子・父子家庭の医療給付費でございます。

目 4 保育所費、節 1 報酬、嘱託職員 5 名、嘱託医師 2 名でございます。節 2 給料、一般職員 9 名分。

62ページ、節 7 賃金、主に保育士、月に12名、延長・早朝保育 3 名、給食調理 3 名でございます。節11需用費、賄い材料費は前年度より71万5,178円の増、節13委託料、広域医療委託料は新規でございまして、里帰り出産に伴い他市町村が受け入れた児童の一時保育費用でございます。節15工事請負費、サッシ枠等塗装舗装工事でございます。節18備品購入費、指導用オルガン 2 台ほかでございます。節19負担金補助及び交付金、バス定期代村負担分26名が主なものでございます。

目 5 児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節 1 報酬、嘱託職員 1 名分。

64ページ、節 7 賃金、臨時職員、主に 4 名、節 8 報償費、水曜クラブ講師謝礼等でございます。節 8 備品購入費、座卓椅子等の調度類が主なものでございます。

項 4 生活保護費、支出はございませんでした。

項 5 災害救助費、節20扶助費、4月18日入奈良本区火災及び5月16日当郷区火災時のお

見舞いと、9月24日行方不明者搜索時食料代で4万5,297円を予備費より充当しております。

款4衛生費、対前年度プラス7.7%、985万4,981円の増でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬、委員報酬は12地区衛生委員、保健補導員42名、嘱託医師等報酬は嘱託医2名でございます。節2給料、一般職2名分。

66ページ、節7賃金、臨時職員1名のほか、保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、健診時受け付け事務等でございます。節8報償費、さわやか体力づくり講師謝礼、心配事相談弁護士報酬等でございます。節13委託料、胃検診・肺がん検診を初め、各種検診等の委託料、保健センターの管理等、電算処理委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制運営負担金、初期救急センター負担金が主なものでございます。補助金では、診療所夜間休日診療補助が主なものでございます。

目2予防費、節11需用費、医薬材料費はワクチン代等でございます。節13委託料、主には予防接種委託料で、前年度より41万8,628円の減となっております。節19負担金補助及び交付金、人間ドック等受診補助が主なもので、28名に補助をしました。

目8保健環境衛生費、節12役務費、資源物収集運搬でございます。節13委託料、合併浄化槽法定点検検査委託料、合併浄化槽保守点検業務委託料、不法投棄ごみ処理委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は大星斎場負担金が主なものでございます。補助金の主なものでは、各区ごみ分別指導補助金、小型合併処理浄化槽設置補助金、生ごみ処理機設置補助金、前年度より生ごみ処理につきましては、112万4,203円の大幅増となりました。

68ページ、項2清掃費、目1塵芥処理費、節11需用費、消耗品費は村指定ごみ袋代金のほか、新たに雑紙回収保管ボックスを全戸に配付しております。節12役務費、収集運搬費、燃やせるごみの収集運搬、燃やせないごみ収集運搬に係るものでございます。節13委託料、燃やせないごみ処理業務委託料でございます。燃やせないごみにつきましては、前年度までは収集運搬、処理業務あわせて委託しておりましたが、本年度からは別々の発注となっております。節18備品購入費、ごみステーション4基分でございます。節19負担金補助及び交付金、上田クリーンセンター負担金234万5,000円の増、ごみ処理広域化推進事業負担金11万8,000円の減、焼却灰処理リサイクル事業負担金68万1,842円の増でございます。

目2し尿処理費、節19負担金補助及び交付金、清浄園負担金53万8,000円の減、新たにし尿前処理施設経費負担金90万4,176円を長和町に支払っております。

項3上水道費、内訳は、簡易水道特別会計繰出金3,696万5,000円で対前年度より1,260万

4,000円の増、簡易水道建設特別会計繰出金18万8,000円で344万9,000円の減でございます。

款 5 農林水産業費……

○議長（小林和雄君） 説明の途中ですが、ここで10時35分まで休憩といたしたいと思いますが、よろしくお願いします。

続けて、休憩後は、農林水産業費からお願いしたいと思います。

10時35分まで。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、農林水産業費から小宮山会計管理者の説明をお願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、引き続き御説明申し上げます。

款 5 農林水産業費、対前年度プラス5.7%、969万1,173円の増でございます。

項 1 農業費、目 1 農業委員会費、節 1 報酬、農業委員11名分。節 7 賃金、臨時職員 1 名分。節13委託料、農地情報システム管理委託、新規で農地台帳システム保守委託、同システムの導入委託は皆減でございます。

目 2 農業総務費、節 1 給料、一般職員 2 名分。

70ページ、目 3 農業振興費、節 7 賃金、農業支援センター企画推進員 1 名が主なもので、その他臨時職員、人・農地プラン検討委員等賃金でございます。節13委託料、有害鳥獣駆除委託料、農業支援センター委託料、また、コンパラの冷凍保存等もお願いしております。節 16 原材料費、コンパラの実の買い取り代でございます。節18備品購入費、需要に応える園芸産地育成事業で、にんにくの掘り取り機、乾燥施設等を購入しております。節19負担金補助及び交付金、補助金では農業生産者団体補助金、農技連補助金、農業近代化資金利子補給、学校等給食米粉パン補助金、農産加工施設運営組合に特産品開発費補助、6次産業フロンティア支援金、前年度からの繰り越しで、被災農業者向け経営体育成支援金等を支出しております。交付金では、中山間地域等直接支払事業交付金、23地区81万3,634平米が対象。有害鳥獣駆除対策協議会交付金、前年度より526万5,993円の減。多面的機能支払交付金は農地維持分が6地区、施設長寿命化分が5地区でございます。青年就農給付金 1 名分でございます。

節21貸付金、農産加工施設運営組合に貸し付けたものでございます。

目 4 畜産業費、節25積立金、繁殖和牛基金に 1 頭、乳用育成牛基金に 4 頭の返還分でございます。

目 5 農地費、72ページをお願いします。

節13委託料、循環型社会形成事業 2 地区の実施設計が主なものでございます。節15工事請負費、循環型社会形成事業で当郷中村水路、入奈良本向沖水路でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金で 7 件、前年度より 224万7,542円の増でございます。

目 6 生産調整推進対策費、節 1 報酬、農業再生協議会委員16名分。節 7 賃金、臨時職員のほか農業再生推進委員賃金27名分でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目 7 山村振興費、特に申し上げることはございません。

目 8 国土調査費、節 2 給料、一般職員 1 名分。節13職員手当、こちらのほうは……。節 7 賃金、一筆地調査地賃金10名が主なものでございます。

74ページ、節13委託料、超境物境界復元委託料、一筆地測量委託料、圃場整備地区外周復元委託料が主なものでございます。節19高機能拠点施設費、本科目については、平成27年度に支出がなく、全額を翌年度に繰り越しておりますので、説明は省略させていただきます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費、節19負担金補助及び交付金、補助金は信州上小森林組合助成事業補助金が主なものでございます。

目 2 林業振興費、節11需用費、修繕料は林道修繕工事、倒木処理、残渣処理施設修理等でございます。節13委託料、備考欄の委託料は信州上小森林組合青木支所への林務委託料でございます。国庫補助事業委託料は全て松くい虫対策で、伐倒駆除、こちらが190万8,000円の増、衛生伐、こちらが1,252万8,000円の増、そのほかとして樹幹注入、地上薬剤散布でございます。村単事業委託料、松くい虫対策伐倒駆除、これが111万240円の減、そのほかには森林造成事業でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は材料支給事業 1 件、重機借り上げ料でございます。節15工事請負費、県費補助事業工事請負費は森林づくり推進支援金間伐材利用普及事業で、ふるさと公園にあずまやを建設したものでございます。節16原材料費、林道補修材料で材料支給 4 件でございます。

76ページ、節18備品購入費、鳥獣捕獲用のくくりわな・捕獲おりの購入でございます。

節19負担金補助及び交付金、負担金は上小林業振興会、長野県治山林道協会事業割会費が主なものでございます。補助金は森林造成事業補助金、樹種転換事業補助金が主なもの、交付金は森林整備地域活動支援交付金で、森林経営計画作成促進分、それから施業集約化促進分ということでございます。

款6 商工費、対前年度マイナス7.5%、505万1,874円の減となりました。

項1 商工費、目1 商工総務費、節2 給料、一般職1 名分。

目2 商工業振興費、節19負担金補助及び交付金、負担金では上田地域定住自立圏事業負担金を支出しております。補助金では商工貯蓄共済融資保証料補助金、地域消費券事業補助金、小規模事業振興補助金、商工会補助金等を支出しております。節19貸付金、商工振興資金預託金原資として八十二銀行と上田信用金庫へ。勤労者生活資金融資預託金原資として長野県労働金庫へ貸し付けをしております。

目3 観光費、節7 賃金、臨時職員1 名のほか、おやきづくり、観光施設草刈り、キャンプ場管理人等でございます。元気づくり支援金についてですが、節8 報償費で2 万円。節11 需用費、消耗品費で162万8,160円、印刷製本費で15万3,360円、タチアカネ関係のイベントに支出しております。

78ページ、節12 役務費、広告料、こちらも元気づくり支援金で32万4,000円。節13 委託料、ノベルティーグッズ作成委託料が主なもの。節16 原材料費、元気づくり支援金でそば粉の代金等。節18 備品購入費、同支援金でステンレス製調理台、水切りシンク、ラベルプリンター等を購入しております。節19 負担金補助及び交付金、補助金は青木村産業祭実行委員会補助金、田沢・杓掛温泉旅館組合補助金、昆虫資料館運営補助金、観光事業推進協議会補助金が主なものでございます。また、新たに市町村振興協会地域活動助成事業でイベントテント4 台、外国人旅行者受入環境整備事業補助金で無線LAN導入2 カ所を支出しております。

目4 観光センター運営事業費、節13 委託料は体験館、観光センターの管理委託料でございます。

款7 土木費、対前年度プラス12.0%、4,401万4,938円の増でございます。繰越額として5,046万7,000円が出てまいりますが、村単河川改修1 カ所、社会資本整備総合交付金、道路2 カ所に係るものでございます。

項1 土木管理費、目1 土木総務費、節2 給料、一般職2 名分。節7 賃金、臨時職員1 名分でございます。

80ページ、節13 委託料、道路台帳補正業務委託料が主なもの、節28 繰出金、下水道特別

会計繰出金で前年度より530万1,000円の減となっております。

目2道の駅管理費、節13委託料、道の駅運営組合の施設の管理委託料でございます。節15工事請負費、道の駅西側の仮設駐車場整備工事でございます。

目3公園管理費、本年度より新たに設置された科目でございます。ふるさと公園の維持管理に必要な消耗品、光熱水費等を支出するための科目で、節13委託料はトイレ清掃委託料、節18備品購入費は除雪機の購入代でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節11需用費、消耗品費は道路融雪剤、修繕料は道路修繕等88カ所に係るもので267万1,344円の増でございます。節13委託料、備考欄の委託料は除雪に係るもので184万7,052円の減、村単事業委託料は村単工事5カ所の用地測量実施設計等でございます。節14使用料及び賃借料、建設資材支給事業に係る重機等の借り上げ料5地区が主なものでございます。節15工事請負費は11カ所で、前年度より1,054万800円の増、村道改良では湯本地区内1号線、市ノ沢線、殿戸・下奈線、床埴2号線、久保2号線、当郷室賀線より回転場造成、夫神5号線、河川改修では下奈八ッ沢川、前年度の繰り越しで釜房集会所下普通河川が主なものでございます。節16原材料費、建設資材支給事業5地区、あとは村直営の工事の資材等でございます。節17公有財産購入費、当郷室賀線改良工事に伴う用地代1名でございます。節18備品購入費、除雪機購入4台分でございます。辺地地区が対象で30%の負担をお願いしております。節19負担金補助及び交付金、除雪機の購入補助で5地区分でございます。辺地以外の地区が対象で、購入費の70%を補助したものでございます。

82ページ、節22補償補填及び賠償金、当郷室賀線改良工事に伴う電柱移転補償でございます。

目2道路新設改良費、節2給料、一般職1名分。節3職員手当等、こちらは省略いたします。節13委託料、備考欄、繰越分国庫補助事業委託料は、平成26年度の社会資本整備総合交付金事業に係るもので、浦野・青木線、上手町・沓掛線の設計等に係るもの、国庫補助事業委託料は、平成27年度の社会資本整備総合交付金事業に係るもので、殿戸・下奈線、当郷室賀線でございます。村単事業委託料は辺地対策に係るもので、青木の森1号線でございます。節15工事請負費、備考欄、繰越分国庫補助事業工事請負費は、前年度からの繰り越しで、平成26年度社会資本整備総合交付金事業、浦野・青木線道路改良工事、同事業の上手町・沓掛線改良工事。国庫補助事業工事請負費は平成27年度社会資本整備総合交付金事業で、殿戸・下奈線、同事業で、当郷室賀線。村単事業工事請負費は辺地対策事業で、青木の森1号線改良工事及び同工事の附帯工事でございます。節17公有財産購入費、殿戸・下奈線道路用

地で3名分でございます。節22補償補填及び賠償金、繰越分補償金は浦野・青木線で水道管切り回し工事1件、補償金は殿戸・下奈線電柱移転、物件移設等4件でございます。

目4橋梁維持費、節13委託料は、防災安全交付金事業で洞橋修繕工事、こちらの設計・施工管理・許可申請業務、荒井坂橋調査設計業務でございます。節15工事請負費、備考欄、国庫補助事業工事請負費は洞橋修繕工事、村単事業工事請負費は洞橋修繕工事の附帯工事ほか6橋梁の工事に係るものでございます。

84ページ、項3住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料は49件、村営住宅、教員住宅に係るもので、前年度より25万8,721円の減でございます。節13委託料、公営住宅管理システム電算委託料と、新規で村住の共用部分の洗浄委託料でございます。

目2住宅建設費、節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助金21件分で前年度より149万円の増でございます。

款8消防費、対前年度マイナス31.1%、4,449万5,092円の減でございます。

項1消防費、目1常備消防費、上田広域消防に係る青木村の負担金で前年度より522万7,000円の減でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、団員報酬として消防団本部、本部班、女性班、各分団、自動車ポンプ班員報酬で、それから、消防委員報酬2名でございます。節3職員手当等、可搬ポンプ機械員手当てで青木部を除く10部に支給しております。節5災害補償費、公務災害に伴う療養費1名分。節8報償費、退職報償金12名分が主なものでございます。節11需用費、消耗品費は団員のはっぴ、作業服、ヘルメット等の補充が主なものでございます。節12役務費、保険料は消防福祉共済掛金249名分、節19負担金補助及び交付金、負担金は退職者報償掛金、消防団員公務災害補償掛金等でございます。補助金は分団運営補助金、地域消費券購入補助金が主なもの。

目3消防施設費、節11需用費、修繕料は積載車の車検代等でございます。

86ページ、節13委託料、委託料は非常通報装置保守委託料等、節18備品購入費、消防ホース等のほか、市町村振興協会交付金でデジタル簡易無線機32台、LAN受信地域用アンテナ2基を購入しております。

目4水防費は、特に申し上げることはございません。

款9教育費、対前年度マイナス21.3%、5,423万2,241円の減でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬、教育長代理、教育委員3名分。

目2事務局費、節1報酬、スクールカウンセラーとして嘱託職員1名、子ども・子育て会

議委員報酬11名。節11給料、特別職1名、一般職3名分。

88ページ、節7賃金、インクルーシブ教育システム構築モデル事業で臨時職員1名。節18備品購入費、小学校特別支援用タブレットパソコン4台が主なものでございます。

目3教育指導費、節8報償費、保・小・中一貫教育委員謝礼ほか、小学校では農村体験、タブレットパソコン用オリジナルアプリ更新、スキー・スケート学習支援等謝礼、中学校では各種競技大会のバス運転謝礼、アイリスセミナー講師謝礼等が主なものでございます。節9旅費、普通旅費、小学校算数講師旅費、武蔵野美術大学黒板ジャック学生旅費が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は定住自立圏事業負担金、補助金は、新規に私立幼稚園就園奨励補助金3名分。小学校負担金、それから中学校負担金、こちらは給食輸送費負担金が主なものでございます。節20扶助費、準要保護で小学校18名、中学校10名、特別支援で小学校6名、中学校4名でございます。節18繰出金、奨学基金への繰り出しで、このうち寄附金財源分が126万円でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、嘱託職員報酬はメディアコーディネーター1名、非常勤講師3名、給食技師2名、校医は5名分でございます。節3職員手当等は、省略させていただきます。節7賃金、図書館司書補、庁務員、給食調理員各1名ほかでございます。

90ページ、節12役務費、手数料はタブレットパソコン用ソフトi-フィルター等に係る経費の支出があり、101万6,704円の増となっております。節13委託料、AET派遣委託料、校内ネットワークシステム保守委託料が主なものでございます。節15工事請負費、ガス回転釜2基設置工事でございます。節18備品購入費、デジタル教科書、指導用図書等でございます。

目2教育振興費、節19負担金補助及び交付金、バス定期代村負担1名分でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、嘱託職員報酬は非常勤講師2名、嘱託教員2名、図書館司書1名、給食技師1名、相談員報酬は心の教室相談員1名、特別支援員2名、校医は4名でございます。節2給料、一般職員1名。節7賃金、代替給食調理員、臨時教員賃金等でございます。

92ページ、節13委託料、AET派遣委託料、校内ネットワークシステム保守委託料が主なものでございます。節15工事請負費、村単工事請負費は家庭科教室エアコン設置工事、電動スクリーン設置工事が主なものでございます。節18備品購入費、教師用教科書指導書、図書館用図書が主なものでございます。

目 2 教育振興費、特に申し上げることはございません。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費、節 1 報酬、社会教育委員 3 名分。節11需用費、生涯学習カレンダー印刷代が主なものでございます。

目 2 公民館費、節 1 報酬、公民館運営審議会委員 8 名、分館主事12名でございます。節 7 賃金、各種公民館行事の開催に係る臨時雇い人料でございます。節 8 報償費、子どもはつらつネットワークコーディネーターの講師謝礼、あおきっこ合宿ボランティア等が主なものでございます。

94ページ、節19負担金補助及び交付金、補助金は分館活動補助金のほか、原池地区に公民館改築補助金を支出しております。

目 3 文化会館費、節 1 報酬、嘱託職員 1 名。節 4 共済費は投資に係るものでございます。節 7 賃金、文化会館の宿日直 3 名が主なものでございます。節11需用費、修繕料で文化会館舗道や、このほかエアコンほか修理が主なものでございます。節13委託料、文化会館清掃委託料が主なものでございます。節15工事請負費、元気づくり支援金で交流体験防災拠点整備工事、同工事の村単分がでございます。節18備品購入費、同支援事業で寝具購入10組でございます。

目 4 文化財保護費、節 1 報酬、文化財専門審議委員 5 名。節 7 賃金、古文書整理等賃金 1 名。節11需用費、印刷製本費は文化財マップの印刷代でございます。節13委託料、塚穴古墳出土金属器保存修理委託が主なものでございます。節15工事請負費、文化財案内看板設置工事 1 カ所でございます。節19負担金補助及び交付金、民俗芸能補助金 8 団体、義民顕彰会運営補助金、指定文化財保護補助金でございます。

96ページ、目 5 青少年健全育成費、節 8 報償費、スポーツ少年団指導者謝礼、小・中学校クラブ活動指導者謝礼でございます。節18備品購入費、コミュニティー助成事業でプロジェクター、アンプ、ワイヤレスチューナー、マイク等を購入しております。節19負担金補助及び交付金、補助金は育成会活動補助金が主なものでございます。

目 6 美術館費、節 1 報酬、嘱託職員 2 名分。節 7 賃金、月により臨時職員 3 名から 5 名。節 8 備品購入費、森谿郎版画10点を購入しております。美術品収集基金取り崩しにより充てております。

目 7 図書館費、節 1 報酬、12月まで嘱託職員 1 名分。節 2 給料、一般職員 1 名分。節 7 賃金、月により 3 名から 5 名。節11需用費、修繕料は小川原文庫に係る本棚の増設が主なものでございます。節13委託料、文化財ネットワークシステム維持管理業務委託料が主なもので

ございます。節18備品購入費、図書購入代、本棚、木製本棚等でございます。節19負担金補助及び交付金、図書館ネットワーク運営経費負担金が主なものでございます。

目8歴史文化資料館費、節7賃金、資料館の説明者賃金1名分でございます。節11需用費、印刷製本費はパンフレット印刷代。

目9民俗資料館費、特に申し上げることはございません。

項5保健体育費、100ページになります。

目1保健体育総務費、節1報酬、スポーツ推進委員10名分。

目2体育施設費、節7賃金、総合体育館管理人賃金、プール管理人賃金が主なものでございます。節11需用費、修繕料では体育館雨漏り調査それから修繕、流水プール配管修繕を支出しております。節13委託料、備考欄、委託料は総合体育館、運動公園、村営プール清掃委託料が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、入奈、夫神、村松マレットゴルフ場整備補助金でございます。

款10災害復旧費、ほぼ皆減、3,194万9,700円の減でございます。平成27年度は災害がなく、前年度からの繰越事業もございませんでしたので、特に説明することはございません。

102ページ、款11公債費、対前年度プラス4.5%、982万9,633円の増でございます。

項1公債費、目1元金で1,297万5,305円の増、目2利子で314万5,672円の減となっております。

款12予備費、4月18日入奈良本の火災、5月16日当郷区の火災の見舞いと9月24日の行方不明者の捜索時の食料代、これらのもので4万5,297円を民生費のほうに充てております。

一般会計の歳出合計は、当初予算額24億4,522万5,000円と補正予算額6億3,777万1,000円、繰越事業費繰越額4億986万円、予算現額計34億9,285万6,000円、支出済額30億1,883万65円、翌年度繰越額繰越明許費3億6,954万2,000円、不用額1億448万3,935円でございます。

以上、議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて日程第6、議案第2号 平成27年度青木村国民健康保険特別会

計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第2号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計について御説明を申し上げます。

106ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税14.2%、不納欠損額22万8,100円、収入未済額1,091万1,700円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てまいりません。国庫支出金18.4%、県支出金3.3%、療養給付費交付金2.0%、前期高齢者交付金31.8%、共同事業交付金17.8%、繰入金6.0%、繰越金6.4%、諸収入0.1%でございます。

歳入合計6億6,734万9,203円、対前年度プラス11.0%、6,597万2,034円の増でございます。

108ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。総務費0.6%、保険給付費64.5%、後期高齢者支援金等10.2%、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金の構成割合は出てまいりません。介護納付金3.8%、共同事業拠出金18.5%、保健事業費1.0%、諸支出金1.5%、予備費は支出がございません。

歳出合計6億2,733万361円、対前年度プラス12.3%、6,847万8,841円の増でございます。

歳入歳出差引残高は4,001万8,842円、執行率は95.2%、歳入総額に対します残高割合は6.0%でございます。

112ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款1 国民健康保険税、対前年度マイナス2.5%、238万1,791円の減、徴収率は89.5%、収入未済額は前年度より187万109円の減でございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 国庫支出金、対前年度マイナス12.7%、1,789万2,193円の減。

114ページ、款4 県支出金、対前年度マイナス29.7%、929万6,290円の減でございます。

款5 療養給付費交付金、対前年度マイナス71.1%、3,299万875円の減。

款6 前期高齢者交付金、対前年度プラス50.5%、7,116万7,665円の増。

116ページ、款7 共同事業交付金、対前年度プラス76.8%、5,157万958円の増。

款 8 繰入金、対前年度プラス9.8%、357万3,921円の増でございます。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金、国保税の軽減分に係るものでございます。節 2 財政安定化支援事業繰入金、法定内で単費繰入分でございます。

節 3 出産育児一時金繰入金、出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたものでございます。

項 2 目 1 基金繰入金、国民健康保険基金より1,000万円を取り崩し、この科目に繰り入れをしております。

款 9 繰越金、対前年度プラス8.0%、314万6,970円の増でございます。

款10諸収入、対前年度マイナス56.3%、93万1,731円の減でございます。

118ページ、項 2 目 5 雑入、備考欄、健康診査料収入は特定健診の自己負担分でございます。

歳入合計当初予算額 6 億3,179万円、補正予算額2,734万8,000円、予算現額計 6 億5,913万8,000円、調定額 6 億7,848万9,003円、収入済額 6 億6,734万9,203円、不納欠損額22万8,100円、収入未済額1,091万1,700円でございます。

120ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 総務費、対前年度マイナス9.4%、39万8,348円の減でございます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節13委託料、国保連合会委託料、国保資格電算委託料でございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、節13委託料は国保税電算委託料でございます。

項 3 運営協議会費、節 1 国保運営協議会報酬、6 名分でございます。

款 2 保険給付費、対前年度プラス4.8%、1,868万2,420円の増でございます。

項 1 療養諸費1,286万4,347円の増でございます。

122ページ、項 2 高額療養費200万9,043円の増でございます。

項 3 出産育児諸費、出産育児一時金が 5 名分で82万9,030円の増、項 4 葬祭諸費、7 人分でございます。

124ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等、対前年度マイナス7.1%、484万5,763円の減。

款 4 前期高齢者納付金等、款 5 老人保健拠出金、特に申し上げることはございません。

126ページ、款 6 介護納付金、対前年度マイナス27.8%、911万7,877円の減。

款 7 共同事業拠出金、対前年度プラス115.8%、6,211万3,347円の増、項 3 保険財政共同安定化事業拠出金が大幅な増となったことによります。

款 8 保健事業費、対前年度プラス18.6%、97万5,376円の増でございます。

128ページ、項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節19負担金補助及び交付金、人間ドックの補助金で、日帰り86人、泊まり10人でございます。

項 2 目 1 特定健康診査等事業費、節13委託料、国保特定健診委託料でございます。

款 9 諸支出金、対前年度プラス13.0%、108万1,846円の増でございます。

項 1 償還金及び還付金加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金、所得更正等で国保税額が可能となった分に対するもので6名分。

目 2 償還金、節23償還金利子及び割引料、平成26年度国民健康保険療養給付費等負担金の確定による長野県への返還金。

目 4 退職者医療交付金返還金、社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

款10予備費、全額を減額補正しております。

歳出合計、当初予算額 6 億3,179万円、補正予算額1,734万8,000円、予算現額計 6 億5,913万8,000円、支出済額 6 億2,733万361円、不用額3,180万7,639円でございます。

以上、議案第 2 号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第 7、議案第 3 号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第 3 号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算について御説明申し上げます。

132ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び交付金0.7%、使用料及び手数料67.1%、不納欠損はなく、収入未済額829万1,709円でございます。繰入金29.4%、繰越金2.0%、諸収入0.8%、歳入合計 1 億2,936万

3,756円、対前年度プラス10.6%、1,240万6,573円の増でございます。

134ページをお願いいたします。

歳出の総括表になりますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

運営管理費38.3%、公債費61.7%、予備費は支出がございません。

歳出合計1億1,737万8,283円、対前年度プラス2.7%、305万9,869円の増でございます。

歳入歳出差引残高は1,198万5,473円、執行率は90.1%、歳入総額に対します残高割合は9.3%でございます。

138ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款1分担金及び負担金、対前年度プラス33.3%、21万6,000円の増でございます。

項1目1分担金、節1新設分担金、一般分で8件でございます。

款2使用料及び手数料、対前年度マイナス0.8%、71万7,110円の減でございます。

項1目1使用料、水道料金でございますが、徴収率91.3%、収入未済額は59万112円の増でございます。

項2手数料、特に申し上げることはございません。

款3繰入金、対前年度プラス47.1%、1,217万1,616円の増でございます。

項1一般会計繰入金は一般会計から、項2基金繰入金は量水器基金からの繰入金でございます。

款4繰越金、対前年度プラス7.6%、18万5,267円の増でございます。

款5諸収入、対前年度プラス104.1%、55万8,000円の増でございます。

項3目1節1受託事業収入、備考欄の道路工事等は、村道浦野・青木線改良工事でございます。

歳入合計、当初予算額1億1,408万5,000円、補正予算額1,619万3,000円、予算現額計1億3,027万8,000円、調定額1億3,765万5,465円、収入済額1億1,936万3,756円、収入未済額829万1,709円でございます。

140ページをお開きください。

歳出の事項別明細書でございます。

款1運営管理費、対前年度プラス1.7%、76万1,947円の増となりました。

項1総務費、目1一般管理費、節2給料、一般職員1名分。節7賃金、臨時職員1名、6カ月分が主なもの。節13委託料、検針委託料、委託人2名のほか、シルバー人材センターに

お願いしております。あとは電算システム委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料はハンディターミナルのリース期限が過ぎたことから、34万1,607円の減となっております。節27公課費、平成26年度簡易水道等整備費補助金に係る地方消費税仕入控除額確定に伴う返納金がございます。平成26年度において支払うべき通常の消費税の金額については発生はいたしませんでした。

142ページ、項2施設管理費、目1維持管理費、節11需用費、消耗品費、浄水場で使用する薬品代が主なものでございます。修繕料、青木の森配水管漏水修理、当郷管社地区送水管漏水修理、原池水源地作業道路修繕及び本管流出着水井修繕が主なものでございます。備考欄、その他はメーター器取りかえ、メーター器ボックス取りかえでございます。節13委託料、水質検査委託料、水道施設の草刈り委託料、滝川浄水場等の管理委託料が主なものでございます。節13工事請負費、夫神減圧槽点検口ふた設置工事が主なもの、繰越明許費が831万6,000円ございますが、殿戸配水池電磁弁設置工事で、施工は翌年度でございます。節16原材料費、交換用量水器の購入代でございます。節18備品購入費、漏水探知機1台でございます。節25積立金、量水器基金への積み立てでございます。

項3目1受託工事費、節15工事請負費、浦野・青木線道路改良工事に伴う水道管切り回し工事でございます。

款2公債費、前年度より229万7,922円の増でございます。元金分が139万8,820円、利子分が89万9,102円の増となっております。

款3予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額1,140万8,500円、補正予算額1,619万3,000円、予算現額計1億3,027万8,000円、支出済額1億1,737万8,283円、翌年度繰越額繰越明許費831万6,000円、不用額458万3,717円でございます。

以上、議案第3号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第8、議案第4号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第4号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

146ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国庫支出金19.6%、繰入金0.1%、村債72.8%、繰越金0.1%、諸収入7.4%、歳入合計1億6,297万2,835円、対前年度マイナス46.8%、1億4,319万3,925円の減でございます。

148ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございます。款の支出済額の構成割合でございますが、建設事業100%でございます。歳出合計1億5,337万8,469円、対前年度マイナス49.9%、1億5,264万1,379円の減でございます。

歳入歳出差引残高は959万4,366円、執行率は98.5%、歳入総額に対します残高割合は5.9%でございます。

152ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款1項1国庫支出金、目1簡易水道費国庫補助金、簡易水道再編推進事業補助金で前年度より2,249万9,000円の減でございます。

款2繰入金、項1目1一般会計繰入金、前年度より344万9,000円の減でございます。款3項1目1村債、節1簡易水道事業債、前年度より1,290万円の減で、繰越分の同事業費が皆減となっております。

節2辺地対策事業債、前年度より90万円の増でございます。

款6項1目1節1繰越金、前年度の繰越金でございます。

款7諸収入、項1節1雑入、平成26年度の確定申告に伴う消費税還付金で、簡水建設ではなく建設会計のほうに計上しております。内訳は、消費税及び地方消費税が1,202万7,223円、還付加算金が9,700円でございます。

歳入合計、当初予算額1億4,959万8,000円、補正予算額605万4,000円、予算現額計1億5,565万2,000円、調定額1億6,297万2,835円、収入済額は調定額と同額で収入未済額はございません。

154ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

款1項1建設事業、目1簡易水道建設事業費、節13委託料、国庫補助事業委託料は簡易水道施設整備事業、水道施設実施設計委託料でございます。ただの委託料は滝川ダム堆砂量測量業務、水道管理図作成委託料でございます。節15工事請負費、国庫補助事業工事請負費の内訳は、市之沢浄水場室内配管工事、同じく場内配管工事、市之沢配水池築造工事、西洞配水管布設工事でございます。あとは特に申し上げることはございません。

歳出合計、当初予算額1億4,959万8,000円、補正予算額605万4,000円、予算現額計1億5,565万2,000円、支出済額1億5,337万8,469円、不用額227万3,531円でございます。

以上、議案第4号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第9、議案第5号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第5号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明申し上げます。58ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

財産収入、収入はございませんでした。繰越金20.8%、別荘管理収入は79.0%、不納欠損額が36万9,600円、収入未済額は225万3,200円でございます。受託事業収入、こちらは収入はございませんでした。諸収入は0.2%。

歳入合計2,144万9,217円、対前年度マイナス1.2%、26万9,994円の減でございます。160ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

予備費は支出がなく、事業費が100%でございます。

歳出合計1,827万5,946円、対前年度プラス5.9%、102万852円の増でございます。

歳入歳出差引残高317万3,271円、執行率は89.4%、歳入総額に対します残高割合は14.8%でございます。

164ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款 1 財産収入、こちらは収入はございませんでした。

款 2 繰越金、対前年度マイナス3.6%、16万8,494円の減でございます。

款 3 別荘管理収入、対前年度マイナス0.6%、9万7,200円の減、収入未済額は前年度より16万600円の増となっております。

款 4 受託事業収入はございませんでした。

款 5 諸収入、テニスコート使用料で、前年度より4,300円の減でございます。

歳入合計、当初予算額1,818万円、補正予算額225万4,000円、予算現額計2,043万4,000円、調定額1,407万2,017円、収入済額2,144万9,217円、不納欠損額36万9,600円、収入未済額225万3,200円でございます。

166ページをお開きください。

歳出の事項別明細書でございます。

款 1 事業費、対前年度プラス5.9%、102万852円の増となりました。

項 1 別荘事業費、節 1 報酬、嘱託職員 1 名。節 7 賃金、臨時雇い人料は事務に主に 1 名、現場作業に 8 名でございます。修繕料は、青木の森 1 号線ガードレール修繕と、その他公用車、トラクター、刈払い機等の修理でございます。節13委託料、別荘地内夜間パトロール委託料、除雪委託料は53万8,559円の減となっております。節14使用料及び賃借料、賃借料は案内板土地代ほか、本年度からは軽トラックのリース料が含まれております。節15工事請負費、B77区画水路工事、青木の森 1 号線道路修繕工事でございます。節16原材料費、獣害防止柵用資材400メートル分でございます。節18備品購入費、刈払い機 2 台でございます。節19負担金補助及び交付金、区費の協力金のほか、辺地対策事業青木の森 1 号線道路改良工事に伴う受益者負担金相当として、50万円を支出しております。節27公課費、消費税が主なものでございます。節28繰出金、人件費相当分として一般会計へ繰り出すものでございます。

款 2 予備費、こちらは支出ございませんでした。

歳出合計、当初予算額1,818万円、補正予算額225万4,000円、予算現額計2,043万4,000円、支出済額1,827万5,946円、不用額215万8,054円でございます。

以上、議案第 5 号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて日程第10、議案第6号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第6号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について御説明申し上げます。

170ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び負担金2.7%、使用料及び手数料22.9%、収入未済額は835万4,813円でございます。国庫支出金1.0%、繰入金70.1%、繰越金3.3%、諸収入、構成割合は出てまいりません。

歳入合計2億7,751万3,000円、対前年度マイナス0.6%、166万353円の減でございます。

172ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

下水道費19.2%、公債費80.8%、予備費は支出がございません。

歳出合計2億7,305万9,495円、対前年度マイナス0.1%、38万3,103円の減でございます。

歳入歳出差引残高812万6,661円、執行率98.4%、歳入総額に対します残高割合は2.9%でございます。

176ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款1 分担金及び負担金、対前年度マイナス5.4%、43万円の減でございます。

項1 分担金、節1 下水道費分担金、受益者分担金で一般住宅が17件、その他が1件でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料は、対前年度マイナス1.5%、96万758円の減でございます。徴収率は94.3%、収入未済額は59万3,053円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款3 国庫支出金、浄化センター長寿化計画、BCP策定に係る防災安全社会資本整備交付金でございます。

款 4 繰入金、一般会計からの繰り入れで、対前年度マイナス2.6%、530万1,000円の減で
ございます。

款 5 繰越金、対前年度プラス91.2%、448万2,949円の増でございます。

款 6 諸収入、項 2 雑入、原発事故に伴う東京電力からの賠償金でございます。

項 3 受託工事収入はございませんでした。

歳入合計、当初予算額 2 億7,404万6,000円、補正予算額346万7,000円、予算現額計 2 億
7,751万3,000円、調定額 2 億8,504万969円、収入済額 2 億8,118万6,156円、収入未済額385
万4,813円でございます。

178ページをお願いします。

歳出の事項別明細書でございます。

款 1 下水道費、対前年度マイナス0.7%、38万8,103円の減となっております。

項 1 公共下水道建設費、節19負担金補助及び交付金、負担金は宅内工事村負担金で 8 件、
それから利子補給が 2 件、補助金は下水道区域外補助金 5 件で、前年度より113万3,460円
の増でございます。

項 2 公共下水道管理費、節 2 給料、一般職員 1 名。節 7 賃金、臨時職員 1 名、6 カ月分で、
簡易水道特別会計と折半で 1 名を通年雇用しております。節11需用費、消耗品費、浄化セン
ターで使用した薬品代、その他でございます。修繕費、特に大きな修繕はございませんでし
たが、浄化センター、下水道管、公用車等に16件、前年度より225万755円の減でございま
す。節12役務費、通信運搬費は脱水汚泥収集運搬費が主なもの。節13委託料、浄化センタ
ー管理委託料、脱水汚泥処理業務委託料、水質等検査業務委託料、新規で下水道施設長寿命
化対策実施設計及び水循環・資源循環のみち構想策定業務委託料がございます。

180ページ、節27公課費、消費税納付金が主なものでございます。

項 3 公共下水道受託工事費、支出はございませんでした。

款 2 公債費、前年度と同額でございます。

目 1 元金は前年度より451万6,755円の増で、目 2 利子は同額の減となっております。

款 3 予備費は支出ございません。

歳出合計、当初予算額 2 億7,404万6,000円、補正予算額346万7,000円、予算現額計 2 億
7,751万3,000円、支出済額 2 億7,305万9,495円、不用額445万3,505円でございます。

以上、議案第 6 号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について
御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第11、議案第7号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第7号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

184ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料18.9%、収入未済額は186万5,810円でございます。使用料及び手数料、率としては出てまいりません。国庫支出金23.2%、支払基金交付金25.8%、県支出金13.9%、繰入金16.3%、繰越金1.9%、諸収入、率としては出てまいりません。村債、こちらは収入がございませんでした。

歳入合計5億8,426万3,892円、対前年度マイナス2.1%、1,241万9,571円の減でございます。

186ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.3%、保険給付費93.2%、財政安定化基金拠出金、基金積立金は支出がございませんでした。地域支援事業3.5%、諸支出金1.0%、公債費、予備費は支出がございませんでした。

歳出合計5億8,011万9,763円、対前年度マイナス0.9%、543万2,998円の減でございます。歳入歳出差引残高は414万4,129円、執行率99.3%、歳入総額に対します残高割合は0.7%でございます。

190ページをお願いします。

歳入の事項別明細書でございます。

款1 保険料、対前年度プラス15.6%、1,488万7,960円の増。要因は、保険料の改定があったことでございます。徴収率は98.3%、収入未済額は1,810円の減でございます。

項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分特別徴収保険料は年金より特

別徴収されるものでございます。なお、収入未済額にマイナスの数値が出ておりますが、これは特別徴収されたものの既に当人は死亡しており、かつ還付先が確定できなかったものでございまして、翌年度において歳出還付されるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 国庫支出金、対前年度マイナス1.7%、237万6,128円の減。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金が124万3,270円の減。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金が92万2,000円の減でございます。

款 4 支払基金交付金、対前年度マイナス3.5%、552万6,092円の減。

目 1 介護給付費交付金、節 1 現年度分が596万7,000円の減で、節 2 過年度分は皆増でございます。

192ページ、款 5 県支出金、対前年度マイナス2.4%、197万6,827円の減でございます。

項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金が、195万353円の減でございます。

款 6 繰入金、対前年度マイナス15.4%、1,726万1,914円の減でございます。

項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金122万8,000円の減。

194ページ、目 4 その他一般会計繰入金140万7,000円の増。節 5 低所得者保険料軽減繰入金は本年度より新規、185件分でございます。

項 2 基金繰入金、皆減でございます。

款 7 繰越金、対前年度マイナス1.5%、16万7,606円の減でございます。

款 8 諸収入、款 9 村債、支出はございませんでした。

歳入合計、当初予算額 5 億8,069万3,000円、補正予算額352万1,000円、予算現額計 5 億8,421万4,000円、調定額 5 億8,612万9,702円、収入済額 5 億8,426万3,892円、収入未済額 186万5,810円でございます。

196ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

款 1 総務費、対前年度マイナス4.7%、65万698円の減でございます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節13委託料、電算処理委託料及び介護保険制度改定に伴うシステム改修委託料でございます。

項 2 介護認定審査会費、広域連合への負担金でございます。

項 3 趣旨普及費、特に申し上げることはございません。

款 2 保険給付費、対前年度プラス0.5%、259万4,331円の増でございます。

項1 介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費251万2,588円の減でございます。

198ページ、目5 施設介護サービス給付費462万5,606円の増でございます。

項2 介護予防サービス等諸費、要支援1、2に係るものでございます。

目1 介護予防サービス給付費139万1,740円の減でございます。

200ページ、項3 その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

項4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合、超えた分に対し支給されるものでございます。

102ページ、項5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等の施設入居者に係るものでございます。

項6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が一定以上になった場合に支給されるものでございます。

204ページ、款3 財政安定化基金拠出金、款4 基金積立金、こちらは支出がございませんでした。

款5 地域支援事業、対前年度マイナス8.2%、180万8,863円の減でございます。

項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費、節13委託料、介護予防システム電算委託料が主なもので、その他、元気アップ教室、はつらつ教室等指導委託料でございます。

目2 一次予防事業費、節1 報償費、脳力アップ教室、はつらつ教室講師謝礼。節13委託料、配食サービス委託料が主なもので、そのほかに脳と体のストレッチ教室、ほきぼき教室指導委託料でございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業は成年後見支援センター運営業務委託料でございます。

目3 任意事業費、206ページになりますが、節13委託料、介護予防地域支え合い事業委託料、緊急通報システム業務委託料、新規で理美容サービス助成金を支出しております。節19 負担金補助及び交付金、介護用品補助金で19名分。節20 扶助費、寝たきり・認知症老人介護慰労金で前期が32名、後期が28名でございます。

款6 諸支出金、対前年度マイナス48.3%、556万7,768円の減でございます。

項1 償還金及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金、前年度において収入超過になっていた分で、本年度に歳出還付したものでございます。

目2 償還金、26年度精算に伴う介護給付費負担金、地域支援事業交付金、こちらを国庫へ

返還したものでございます。

款 7 公債費、款 8 予備費、こちらは支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額 5 億 8,069 万 3,000 円、補正予算額 352 万 1,000 円、予算現額計 5 億 8,421 万 4,000 円、支出済額 5 億 8,011 万 9,763 円、不用額 409 万 4,237 円でございます。

以上、議案第 7 号 平成 27 年度青木村介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて日程第 12、議案第 8 号 平成 27 年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第 8 号 平成 27 年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

210 ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料 67.0%、収入未済額は 236 万 4,200 円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てまいりません。繰入金 32.7%、諸収入、収入はございませんでした。繰越金 0.3%でございます。

歳入合計 4,997 万 9,638 円、対前年度マイナス 4.3%、224 万 5,271 円の減でございます。

212 ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金 100%、諸支出金、構成割合は出てまいりません。予備費、支出がございません。

歳出合計 4,983 万 238 円、対前年度マイナス 4.3%、225 万 1,071 円の減でございます。

歳入歳出差引残高は 14 万 9,400 円、執行率は 99.99%、歳入総額に対します残高割合は 0.3%でございます。

216 ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料、対前年度マイナス6.7%、242万1,200円の減でございます。
徴収率は93.4%、収入未済額は42万5,400円の増でございます。

項 1 目 1 特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 繰入金、対前年度プラス2.2%、34万8,329円の増でございます。

項 1 一般会計繰入金、目 1 節 1 保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分に係るものでございます。

款 4 諸収入、収入はございませんでした。

款 5 繰越金、前年度の繰越金でございます。

歳入合計、当初予算額5,224万1,000円、補正予算額マイナス240万6,000円、予算現額計4,983万5,000円、調定額5,234万3,838円、収入済額4,997万9,638円、収入未済額236万4,200円でございます。

218ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、対前年度マイナス4.3%、222万8,371円の減でございます。

項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

款 2 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、保険料の過誤納分を歳出還付したものでございます。

款 3 予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額5,224万1,000円、補正予算額マイナス240万6,000円、予算現額計4,983万5,000円、支出済額4,983万238円、不用額4,762円でございます。

以上、議案第 8 号 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成27年度青木村社会福祉協議会会計決算についての報告を、簡潔にお願いしたいと思います。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 平成27年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金18.8%、配分金2.6%、事業委託金55.0%、使用料及び手数料17.7%、繰越金5.0%、諸収入0.9%でございます。

歳入合計3,636万1,065円、対前年度マイナス13.6%、573万5,397円の減でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費17.8%、事業費82.2%、予備費は支出がございません。

歳出合計3,322万4,006円、対前年度マイナス17.5%、705万9,746円の減でございます。

歳入歳出差引残高は313万7,059円、執行率92.4%、歳入総額に対します残高割合は8.6%でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 補助金、対前年度プラス17.7%、102万6,000円の増でございます。

項1 村補助金、村からの補助金でございます。

款2 配分金、対前年度マイナス3.1%、3万106円の減。長野県共同募金会からのものがございます。

款3 事業委託金、対前年度マイナス19.0%、467万7,000円の減でございます。

項1 村委託金、老人センター分で11万8,000円の増、くつろぎの湯で479万5,000円の減でございます。

款4 使用料及び手数料、対前年度マイナス5.4%、36万5,059円の減でございます。

項1 使用料、老人福祉センター等使用料で14万4,700円の減、くつろぎの湯使用料で22万6,800円の減、移送車使用料で8,400円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款5 繰越金、対前年度マイナス49.2%、175万4,812円の減でございます。

款6 諸収入、対前年度プラス25.4%、6万5,580円の増でございます。

項1 目1 雑入、地域支え合い福祉計画事業費に充てるため善意銀行から25万6,000円を受

け入れたのが主なものでございます。

歳入合計、当初予算額4,087万3,000円、補正予算額マイナス490万1,000円、予算現額計3,597万2,000円、調定額3,636万1,065円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございません。

7ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1事務費、対前年度プラス10.6%、56万8,348円の増でございます。

項1事務費、節1報酬、会長1名、理事4名、評議員12名、嘱託職員報酬は皆増で1名分でございます。なお、賃金のほうは皆減となっております。あとは特に申し上げることはございません。

款2事業費、対前年度マイナス21.8%、762万8,094円の減でございます。

項1援護費、節20扶助費、両親、片親のいない家庭への慰問金20世帯分でございます。

項2慰霊祭費、特に申し上げることはございません。

項3助成金、節19負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会補助金、身体障害者協会補助金、ボランティアの会補助金が主なものでございます。

項4心配ごと相談事業費、9ページですが、節1報酬、心配ごと相談員8名、法律相談員として司法書士4回分でございます。

項5老人センター費、節3職員手当等、節4共済費につきましては、賃金に係るものでございます。節7賃金、臨時職員、主に2名分。

項6在宅介護者リフレッシュ事業費、項7福祉ふれあい事業費、特に申し上げることはございません。

項8くつろぎの湯運営費、11ページですが、節1報酬、嘱託職員1名分。節7賃金、臨時職員2名分、節11需用費、消耗品費は石けん類、風呂の清掃用具等、燃料費は灯油代でございますが、前年度より772万6,718円の減となっております。9月分までは本会計より支出しておりましたが、10月以降は一般会計からの支出に変わったものでございます。修繕料は、くつろぎの湯照明器具交換、機械室、男子気泡浴ポンプ修理等でございます。節13委託料、くつろぎの湯浴室調査委託料、通常の清掃委託料に加え、ろ過機、配管等の洗浄委託料も本年度は支出しております。

節14使用料及び賃借料、備考欄、賃借料は温泉貸付料でございます。節18備品購入費、除雪機1台でございます。節27公課費、消費税でございます。

項9地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合い事業に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、単価2万円、9地区分でございます。

項10結婚推進事業費、節1報酬、結婚相談員4名分でございます。

13ページ、項11防災事業費、特に申し上げることはございません。

款3予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額4,087万3,000円、補正予算額マイナス490万1,000円、予算現額計3,597万2,000円、支出済額3,322万4,006円、不用額274万7,994円でございます。

以上、平成27年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

◎監査報告

○議長（小林和雄君）　ここで監査委員より監査報告があります。

上原代表監査委員、お願いします。

上原監査委員。

○代表監査委員（上原一二君）　それでは、平成27年度青木村各会計歳入歳出決算審査結果について報告を申し上げます。

なお、皆様方には既に審査結果意見書が配付されておりますので、時間の関係等もありますので、報告書の内容をかいつまんでの報告とさせていただきます。

審査の期間と場所は、平成28年8月18日から8月23日までの間、役場会議室第2・第3及び現場にて実施しました。

村長から提出された各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠して調製されているか、決算書の計数は適正か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算の執行が最小の経費で最大の効果を上げるよう効率的に執行されているかを主眼に置き、関係諸帳簿、証拠類等との照合を実施、必要と認めるときは関係者の出席を求めて審査を実施いたしました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書は法令に準拠して作成しており、決算計数は関係帳簿及び証拠類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、誤りのないものと認めました。

限りある財源の有効利用を図り、経費の節減に努めた点を評価し、前年の指摘事項についての措置は改善の方向に努力していることを確認しました。

全体としての詳細意見は次のとおりです。

平成27年度、ハード事業として防災機能を有した地域住民の憩いの場となるべく、ふるさと公園あおき整備事業のほか、入奈良本地区と当郷地区の用排水路改良事業、村道4路線の道路改良工事、洞橋橋梁修繕工事など、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金を活用した事業により、村民の安全・安心かつ生活の向上が図られました。

ソフト事業としては、地域おこし協力隊の起用、農家の所得増、農業振興を目的とした地域農業マネージャーの配置、移住・定住人口の増加と空き家活用を推進するための移住コーディネーターの配置は、当村の課題解決に向け、新たに精力的に取り組まれたことを認め、評価します。さらに、若者の婚活サポート、若者定住促進事業、一人一人に配慮した、昨年に続き、インクルーシブ教育システムの取り組み等が、特筆すべき事業として挙げられます。

また、これら諸課題に取り組む一方で、各種基金の積み立てや有利な資金運用を行うなど、堅実な財政運営に努められたことも確認しました。

財産健全化の判断材料としての4指数の公表に当たり、その内容を審査しました。実質赤字比率は、当村の場合、計算した結果は健全でした。実質公債費比率は、過去3カ年の平均値で当村の場合は前年度の6.8%から6.6%とさらに改善され、そのほかの指数についても健全な数値であることを確認しました。

職員の給与水準及び定数管理については、給与水準を示すラスパイレス指数が、平成27年4月1日時点で89.6と県下でも下位に位置し、職員数も類似標準団体に比較して少数であることを確認しました。このような状況下の中、幾多の事業を確実に実施されたことに敬意を表します。今後も年齢構成の平準化と住民サービスを維持するために必要な職員数の確保に向け、中長期的な視野に立ち計画的な採用をなされるとともに、適正な人員配置に努められるようお願いします。

政府は、アベノミクス第2ステージとして、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の実現に向け、平成27年11月26日に、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策を取りまとめました。都市部での雇用・所得環境の改善する中、景気は穏やかな回復に向かうことが見込まれていますが、地方でもアベノミクスの効果が普及するように強く期待しています。

一般会計については、平成27年度一般会計決算、歳入33億6,912万3,000円、歳出30億

1,883万円、歳入歳出差引残高 3 億5,029万3,000円となりました。

歳入については、村税は収入が 4 億191万7,000円で、歳入合計に対する構成比は11.9%、前年度よりも1,077万円の増で、53万3,000円の不納欠損処理がなされました。また、滞納整理は年 3 回行い、高額滞納者には面接により支払い計画の指導や県の徴収職員と共同して滞納処分を実施し、一定の成果を上げています。歳入全般については、現在、健全財政を保っていますが、自立を目指す村の将来を想定し、常に有利かつ確実な財源の確保に努めるとともに、可能な限り無駄のない支出の削減を図った上で、財政調整基金を初めとする各種基金の積み立てを行っていただくよう要望いたします。

歳出については、平成27年度支出済額が30億1,883万円、予算現額に対する執行率86.4%となっていますが、繰越明許が 3 億6,954万2,000円ありますので、これを加味すると97%となり、適正と認めました。歳出全般を見て、当初計画どおり計画が執行されており、例月の出納監査を通じても支出負担行為や支出命令伝票への記載、添付書類等整備されており、問題は見受けられませんでした。

なお、全般事項でも触れておりますが、設計委託、工事請負等を随意契約により行うときは入札に付さない根拠を明確にするとともに、公正的確な業者選定に努めてください。また、工事の施行に当たっては、安易に増工を行うことのないよう、必要な工事については設計段階から十分に協議・検討した上で当初設計書に計上するようお願いします。

以下、特別会計につきましての細部に関する事項等は記載しておりますので、ごらんいただくことで省略させていただきます。

以上、平成27年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算審査の報告とさせていただきます。
以上です。

○議長（小林和雄君） 代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

1 時から再開いたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時 0 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第13、議案第9号 青木村税条例の一部を改正する条例について
を議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村税条例の一部を改正する条例について
御説明を申し上げます。

議案第9号 青木村税条例の一部を改正する条例。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

現在、日本と台湾は正式な国交がなく、国家間の条約等を結ぶことができない状況にあります。双方の民間窓口機関である、日本側、公益財団法人交流協会と、台湾側、亜東関係協会は、平成27年11月16日に日台民間租税取決めを締結したところでございますが、この取り決めには、日本において条約としての効力はなく、租税条約等実施特例法の適用もされませんので、取り決めの実施には、相互主義を条件に既存の税法の特例として、国内法において措置する必要が生じました。このため、平成28年3月31日、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、同法8条において、国際運輸業所得相互免除法の一部改正により対応し、同法は、外国居住者等所得相互免除法に名称を変更されました。

また、平成28年5月25日、施行令及び同法施行規則も一部改正され、名称変更されたところでございます。平成28年7月1日に政令が公布され、これらの法令の施行日が平成29年1月1日とされたことから、税条例においても今回、所要の改正をお願いするものでございます。

今回の改正により、追加された附則第19条の9、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例における特例適用とは、日台民間租税取決めに基づく一連の改正により適用される特例を指しますが、条ずれで第19条の10となった条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例と取り扱いについては、特に変わったところはございません。ですので、概要等の資料は御用意しておりませんがご了承ください。

改正の概略でございますが、両国で所得を得る個人は、恒久的住居の所在等、一定のルールに基づきどちらかに振り分けられるものとし、振り分けられた先の国において、当該国の

税法等により課税される場合、他方の国からは課税されないことを原則としております。利子、配当等の源泉徴収される税に対しましては、日台民間租税取決めにより10%とされていることから、日本に振り分けられた者は、日本において国、地方合わせて20%とされている税率に対する不足分を、申告による分離課税により納めること。このうち、村分は3%に当たりますが、これらの規定でございます。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第14、議案第10号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案第10号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

税条例の改正に伴い、国民健康保険税条例においても所要の改正をし、所得割の算定において、特例適用利子及び配当等の額を加える旨の規定でございます。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第15、議案第11号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第11号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例（案）。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例。

青木村福祉医療費給付条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第8号中「第2条の4第2項」を「第2条の4第2項の表の第2欄」に、「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

第3条第2項第9号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

第3条第2項第10号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に、「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改める。

附則。この条例は、平成28年8月1日から施行する。

今回の改正の理由としまして、国によります児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例について所要の改正を行うものでございます。内容といたしましては、ひとり親家庭の支援を目的に、児童扶養手当の第2子の加算額及び第3子以降の加算額が増額となるものです。今回は、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親の御家庭に重点を置いた改善を目的としているため、それぞれの御家庭の所得に応じて加算額が決定されるものでございます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第16、議案第12号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

寄附採納について。

次のとおり寄附の申し出があったので採納することについて議会の議決を求める。

記といたしまして、1、寄附者、東京都世田谷区深沢2丁目1番13号704、佐藤紀子氏、寄附金額10万円、一般寄附金として。

2、寄附者、東京都中央区銀座4丁目14番4号、有限会社アイアイアド・カンパニー、代表取締役、増田定治氏、寄附金額10万円、一般寄附として。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

最初の、佐藤氏につきましては、村の中の中村地区に長年別荘を所有されていた方でございます。家のほうの売却が成立したことで、お世話になった青木村へ御寄附をという申し出がありましたので、採納することとなっております。

それから、もう一人の増田氏につきましては、当郷御出身の方で、現在、有限会社アイアイアド・カンパニー東京本社の代表取締役として、会社を経営されている方でございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程第17、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育委員会委員の任命についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございますが、人事案件でございますので、慣例に従いまして最終日に改めてお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第18、議案第14号 平成28年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明をし、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いします。

最初に、井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

平成28年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

平成28年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,509万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,905万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 地方債補正について御説明申し上げます。

今回の地方債補正は、長和町の汚泥再生処理センターに伴うものでございます。起債の目的は一般廃棄物処理事業債、補正前の限度額が2,220万円、起債の方法は証券発行または証書借り入れ、利率は3.0%以内、償還の方法は融資先の条件によるとなっております。補正後におきまして、限度額が対象事業費等の増加によりまして70万円を追加して2,290万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については以前と変更がございません。

続いて、6 ページのほうをお願いいたします。

2、歳入については一括して御説明申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金に149万円を追加し2,592万円とするもので、節1の総務管理費補助金の、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、マイナンバーシステムの安全対策費として、総務省からの補助金でございます。

目2民生費国庫補助金に1,126万1,000円を追加し4,196万8,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金のうち、臨時福祉給付金支給事業補助金が930万円、支給対象見込みが1,300人に対する補助金となっております。臨時福祉給付金支給事業事務費補助金が116万3,000円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が79万8,000円、これはマイナンバーシステム整備に係る補助金となっております。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金に10万円を追加して401万3,000円と

するもので、節1の総務管理費補助金の、ひとり親家庭移住・定住促進事業補助金10万円は、県からの補助金となっております。

款16項1 寄附金、目1 一般寄附金に20万円を追加して1,003万1,000円とするもので、節1 一般寄附金は、寄附者2名からのものでございます。

7ページのほうをお願いします。

款18項1 目1 繰越金に6,139万2,000円を追加し2億6,833万4,000円とするもので、見込みより増となっております。

款19諸収入、項5 目1 雑入に15万4,000円を追加し3,502万4,000円とするもので、節3の雑入15万4,000円は、過年度におきまして雪害被害に対して交付いたしました補助金のうち、消費税相当額を返還されることによるものでございます。

款20項1 村債、目5 一般廃棄物処理事業債に70万円を追加し2,290万円とするものです。節1の一般廃棄物処理事業債は、長和町汚泥再生処理センターに伴うものでございます。

次に、8ページになりますが、3、歳出については、担当課よりそれぞれ御説明申し上げます。

初めに、総務企画課の関係を申し上げます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 文書広報費に297万円を追加し1,840万9,000円とするもので、節13の委託料の例規集データ更新等委託料は、マイナンバー情報関連のための安全管理措置、対応支援業務の委託料に伴う増額となっております。

目5 財産管理費に511万3,000円を追加し1億997万1,000円とするもので、節13の委託料291万3,000円は、電算機器設定委託料で、マイナンバーシステム改修に伴って国からの補助金を受けて行う委託料の増でございます。節15工事請負費220万円は、村単工事の公共用地整備事業工事費で、青木の駐在所の移転予定地、村松の望岳ガソリンスタンド横になりますけれども、ここに上下水道管を新たに布設するための工事費となっております。施工延長が58.5メートルになります。

目8 情報通信サービス事業費に81万円を追加し3,223万円とするもので、節15の工事請負費81万円につきましては、村単工事、情報センター設備の更新工事で、非常用電源バッテリーの交換工事でございます。

次に、ページ飛びますが、12ページをお願いいたします。

款8 項1 消防費、目2 の非常備消防費に31万4,000円を追加し2,748万5,000円とするもので、節11の需用費の消耗品31万4,000円は、災害時の食料といたしまして、水、御飯等です

が、70名分で3日間の備蓄ということで、今回補正をさせていただければと思います。

以上、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費109万7,000円を追加し2,168万5,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、地方税電子化協議会負担金が見込みより増でございます。節23償還金利子及び割引料、住民税還付金ほかが見込みより増。住民税、法人住民税確定申告に伴う予定納付可能分が現時点で4社、約100万円ふえておりますので、このことによるものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次に、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いします。住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費244万6,000円を追加し1億3,327万6,000円とするものでございます。節13委託料、障害者総合支援法に伴うシステム改修委託料4万7,000円を追加するものでございます。節23償還金利子及び割引料、国庫負担金返納金239万9,000円につきましては、平成27年度国庫精算分として障害者自立支援給付費等返納金でございます。

目3老人福祉費127万6,000円を追加し2億2,467万9,000円とするものでございます。節20扶助費、生活管理指導短期宿泊事業127万6,000円は、自宅での日常生活が困難な要援護者が、養護老人ホームに一時的に宿泊し、生活習慣を改善したり、体調の調整を図る目的としております。

目7臨時福祉給付金支給事業費1,195万1,000円を追加し3,931万3,000円とするもので、節11需用費63万8,000円、節12役務費52万5,000円につきましては、臨時福祉給付金等の事務経費となっております。節19負担金補助及び交付金930万円につきましては、臨時福祉給

付金としての費用で、昨年度に引き続き支給されるものでございます。平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う、所得の少ない方への影響を緩和するものとして、1人当たり3,000円分の支給ですが、33万円分を計上し、また、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者の方の支援として、対象者1人当たり3万円として600万円を計上しております。節23償還金利子及び割引料、国庫補助金返納金148万8,000円につきましては、平成27年度臨時福祉給付金精算分でございます。

目14子育て世帯臨時特例給付事業費14万4,000円を追加し29万5,000円とするもので、国庫補助金返納分は、平成27年度子育て世帯臨時給付金精算分に伴うものでございます。

次のページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費2万9,000円を追加し984万7,000円とするものでございます。節23償還金利子及び割引料につきましては、平成23年度から27年度にかけての浄化槽設置事業国庫補助金の精算に伴うものです。

項2清掃費、目2し尿処理費につきましては、一般廃棄物処理事業債の増による財源振替となっております。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次に、片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係、補正予算の概要を申し上げます。

10ページをごらんください。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費でございますが、68万5,000円を追加し6,127万円とするもので、節19負担金補助及び交付金ですが、補助金で、水田営農推進機械施設等導入事業補助金56万4,000円、こちらは担い手が導入したウイングハロー1機に対する30%を補助するものでございます。

節23償還金利子及び割引料ですが、国庫補助精算返還金ということで12万1,000円、先ほど歳入でも説明がございましたが、雪害によりますパイプハウスの補助金に係るものでございまして、補助を受けた一経営体が課税事業者でございまして、仕入れに係る消費税相当額が確定し、消費税の還付を受けることになったということでございまして、この補助金を消費税分も含めて交付を受けておりましたことから、当該経営体より消費税部分に係る補助金を返納していただき、そのまま返還金として国・県へ支出するものでございます。

目9高機能拠点施設費ですが、4,405万5,000円を追加し9,525万5,000円とするもので、

節12役務費ですが、リニューアルを計画しております道の駅の施設全体に係ります確認申請手数料28万1,000円を、ここでお願いするものでございます。

11ページへまいりまして、節15工事請負費ですが、村単工事請負費ということでございまして、4,377万4,000円をお願いするもので、主な内訳としましては、直売所の冷蔵庫、冷蔵ショーケース、陳列棚、店舗備品等の導入に係る費用としまして約2,300万円、それから、施設全体に係ってきますキューピクルですね、高圧受電設備、こちらが直売所の工事に合わせて当初でまとめて設置したほうが経済的ということでございまして、約2,000万円が主なものでございます。

続きまして、項2林業費、目1林業総務費ですが、2万8,000円を追加し80万8,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の負担金、森林認証公示料等負担金で、上小地域全体で取得しましたSGEC森林認証について、公示料等の経費を森林面積等に応じて該当市町村で負担するものでございまして、2万8,000円をお願いするものでございます。

目2林業振興費ですが、9万1,000円を追加し6,228万3,000円とするもので、節11需用費の消耗品5万8,000円は、森林認証材にしるします極印、恐らく焼き印のようなものになるかと思うんですが、2個の購入に係るものでございます。節12役務費の手数料3万3,000円は、猟友会館に設置しましたグリストラップの清掃に係る費用をお願いするものでございます。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費ですが、8万6,000円を追加し3,324万1,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金で、商工業振興奨励金が見込みより増でございます。

目3観光費ですが、149万5,000円を追加し3,158万3,000円とするもので、節9旅費ですが、ひとり親の移住・定住お試しツアーに係る旅費10万円をお願いするもので、県からの100%の補助となります。節11需用費の消耗品ですが、二地域居住者向けコンパクト住宅の整備に伴います細々とした生活用品等の消耗品代10万8,000円をお願いしてございます。

12ページへまいりまして、節15工事請負費85万6,000円でございますが、こちらも二地域居住者向けコンパクト住宅の整備に伴います、国道からの水道管の取り出し工事に係る費用をお願いするものでございます。節18備品購入費21万6,000円につきましては、同じくコンパクト住宅の家電製品等の購入に係る費用をお願いするものでございます。節19負担金補助及び交付金は、やはりコンパクト住宅に係ります下水道の受益者分担金でございます。

続きまして、目5昆虫資料館費ですが、21万6,000円を追加し768万円とするもので、節

13の委託料21万6,000円は、昆虫資料館周辺の草刈り等の作業に係る委託費用をお願いするものでございます。

以上、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げました。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 続いて、杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

12ページをお願いいたします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、67万2,000円を増額して合計4,851万6,000円といたしました。節15工事請負費の減は、タブレットパソコン購入時の入札差金による減額でございます。節18備品購入費の増は、平成22年に購入した教員用のパソコンがふぐあいを起こしているために、新たに10台を購入するものでございます。

続いて、13ページをお願いします。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、100万4,000円を増額し合計5,489万5,000円といたしました。節11需用費の増は、中学校の地下にあります湧水をくみ上げるためのポンプの修理代と、それから、パソコンのケーブルの改修に伴う費用でございます。

次に、款9教育費、項4社会教育費、目2公民館費でございますが、13万8,000円を増額して561万6,000円といたしました。節19負担金補助及び交付金の増は、原池公民館改築補助金でございます。

次に、目3文化会館費でございますが、47万7,000円を増額して1,220万9,000円といたしました。節13委託料の増は、3階の北側のテラスがハトの巣になってしまいまして、清掃、消毒作業の委託費でございます。節15の工事請負費の増は、その3階北側テラスにハト害防止ネットを取りつける工事と、1階の玄関入り口周辺のカーペットを張りかえるための工事費でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 日程第19、議案第15号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第15号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,428万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2、歳入。

款4県支出金、項2県補助金、目2国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金74万円を計上しております。平成30年度から、長野県が国保財政運営への移行に伴うための納付金等基礎調査ファイルシステムの改修に伴うものでして、補助率100%の充当となっております。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金30万1,000円を追加し、2,030万1,000円とするもので、前年度繰越金の増によるものです。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費74万1,000円を追加し、269万4,000円とするものでございます。節13委託料は、国保事業費納付金等算定に係るシステム改修費となっております。

款2保険給付費、項7結核精神諸費、目1結核精神給付金30万円を計上しております。被保険者である結核患者または精神障害者が受ける通院医療の一部負担金を給付するものでございます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第 16 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第20、議案第16号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第16号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いします。

第2表 地方債補正。起債の目的、簡易水道事業債、補正前の限度額1億8,620万円を2,470万円追加し2億1,090万円とし、辺地対策事業債、補正前の限度額1,070万円を140万円追加し1,210万円とするものでございます。これにつきましては、補助金の減額による財源を村債で充当するものです。村債の交付税措置につきましては、簡易水道事業債50%、辺地対策事業債は80%の見込みとなります。

6ページをお願いします。

2、歳入。

款1国庫支出金、項1国庫補助金、目1簡易水道費国庫補助金7,335万円を減額するものでございます。これは、国の財政状況が厳しい中、従前の統合簡易水道施設整備費国庫補助金の内定予定として、要望額の5割弱しか交付されない状況とのことでしたので、事業振りかえにより、少しでも多くの財源を確保していくために、新規に生活基盤施設耐震化等事業の補助金を活用することとなりました。

款3村債、項1村債、節1簡易水道事業債を2,470万円を追加し、第2辺地対策事業債140万円を追加するものです。補助金の減額により、村債の活用で事業を継続するものです。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金2万8,000円を追加し、653万9,000円とするもので

ございます。前年度繰越金を追加するものです。

次のページをお願いします。

款 8 県支出金、項 1 県補助金、目 1 簡易水道費県補助金4,722万2,000円を追加するもので、従前の統合簡易水道整備費国庫補助金内定見込みより700万円ほど有利となっております。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款 1 建設事業、項 1 建設事業、目 1 簡易水道建設事業費につきましては、節13委託料80万円の減額では、国庫補助対象経費から県費補助対象経費への移行に伴うものでして、国庫補助事業設計管理委託料836万円の減額から、県補助事業設計管理委託料756万円の計上では、入札差金等による80万円の減額となっております。節15工事請負費、国庫補助事業工事請負費 2 億6,194万円を減額し、県補助事業請負費 2 億6,274万円につきましては、補助対象科目の移行に伴うものでして、80万円の増額につきましては、村松・西洞工区の配水管工事の継続分を計上いたしました。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第 17 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程第21、議案第17号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いします。

議案第17号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億8,597万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2、歳入。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金62万7,000円を追加し678万7,000円とするもので、前年度繰越金の増によるものです。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費62万7,000円を追加し6,185万7,000円とするものでございます。節11需用費、58万9,000円につきましては、浄化センター薬品タンク攪拌機修理21万5,000円、浄化センター監視室空調設備修繕費31万9,000円が主なものとなっております。節18備品購入費、3万8,000につきましては、浄化センター事務室用ファクシミリを購入するものです。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第22、陳情第1号 介護保険の利用制限や利用料の負担増を行わないとともに、介護職員の処遇を大幅に改善することを求める陳情書についてを議題とし、井古田事務局長より説明をお願いします。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、陳情1号について、お手元の表面を朗読させていただきますのでお願いいたします。

青木村議会への陳情。

厚生労働省に「介護保険の利用制限や利用料の負担増を行わないとともに、介護職員の処遇を大幅に改善することを求める意見書」の提出をお願いします。

陳情趣旨。

厚生労働省の社会保障制度審議会介護部会において、介護保険制度の見直しの審議が行われています。2018年度から制度改定の内容を年末までに取りまとめる方向です。

その主な内容は、要介護認定者の37%を占める要介護1・2のサービスについて、①訪問介護の「生活支援」を保険給付からはずし、「原則自己負担」とすること、②自治体の裁量と予算で行う「地域支援事業」に通所介護と共に移し、ベッドや車いすなどの福祉用具の貸与も「原則自己負担」にすることなどです。また、原則1割のサービス利用料金を「原則2割」に拡大することも検討されています。

すでに介護保険料は制度開始当初から約2倍近い保険料水準となり、高齢者の負担が重くなる中、昨年度から要介護1・2の方を特養入所対象から外し、要支援1・2に対する介護報酬を大幅に減額した上で、来年度からはすべての市町村で「日常生活支援総合事業」の実施が義務づけられています。その対応や準備を進めている最中に、さらなる要介護者へのサービス縮小と負担増を検討することは、介護を必要とする高齢者の生活実態や不安に寄り沿ったものとは言えません。また、対応する市町村や、経営の不安を抱える介護事業者にいつその負担を強いるものです。とりわけ小規模事業者の経営は、昨年度から介護報酬減額改定の影響で危機的事態が続いています。いつその負担増とサービス縮小では対応する事業者がますます疲弊し、介護を支える社会的基盤が弱くなります。高齢社会を支える介護職員確保のためにも早急な処遇改善が求められています。

全国では「介護難民」や「介護心中」などの悲惨な事件も相次いで起きており、今後高齢社会が進行する中で、将来不安は大きくなっています。また、年金の減額が行われた中、困窮する高齢者も増えています。お金の心配なく安心して必要な介護を受けられ、福祉に相応しい介護保障制度となるよう、厚生労働省がその責務を果たすことが求められます。

2016年9月5日、青木村議会、議長、小林和雄様。

東信医療生活協同組合、理事長、西沢弘行氏。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後全員協議会を開きますので、議員控室へ移動をお願いします。

散会 午後 1 時 4 4 分

平成 2 8 年 9 月 1 3 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

平成28年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

平成28年9月13日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1 番	金 井 とも子 君	2 番	宮 下 壽 章 君
3 番	杓 掛 計 三 君	4 番	片 山 順 雄 君
5 番	居 鶴 貞 美 君	6 番	内 藤 賢 二 君
7 番	小 林 和 雄 君	9 番	堀 内 富 治 君
10 番	山 本 悟 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杓 掛 英 明 君
参事兼 総務企画課長 兼事業推進 室長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設産業課 課長補佐兼 建設林務係長	宮 下 剛 男 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係長	若 林 喜 信 君	建設産業課 農業振興係長	奈良本 安 秀 君
住民福祉課 住民福祉係長	上 原 博 信 君	総務企画課 総務係長	稲 垣 和 美 君
税務会計課 資産税係長	高 柳 則 男 君	税務会計課 住民税係長	早乙女 敦 君

総務企画課 企画財政係長	小林 利行 君	建設産業課 商工観光係長	依田 哲也 君
総務企画課 総務推進室長	塩澤 和宏 君	教育係長	横沢 幸哉 君
建設産業課 国土調査係長	小林 義昌 君		

事務局職員出席者

事務局 長	井古田 嘉雄	事務局 員	稲垣 和美
-------	--------	-------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦勞さまで
す。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。本日の一般質問はもとより、15日、16日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴いただければ幸いです。

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日は、平成28年第3回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会いたします。

◎一般質問

○議長（小林和雄君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質問方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることができませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（小林和雄君） 9番、堀内富治議員。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは、2件につきまして一問一答方式で質問してまいりますので、答弁につきまして
は北村村長並びに担当課長、よろしくお願いをしたいと思います。

ちょっと私、声帯を痛めておりまして、お聞き苦しい点があろうかと思いますが御了承を
お願いをしたいと思います。

それでは、初めの質問でございますけれども、介護保険について質問をしてみたいと
思います。この質問の中では、介護保険と、それから健康保険、それから、もう一つは認知
症というような形で質問してまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

高齢化の進行に伴いまして、要介護の受給者が増加をしております。最近のデータによれ
ば、青木村の高齢化率は36.68%、非常に上がってまいりました。また、要介護認定者は
310人から大体320人前後、なお、それから居宅介護のサービスの受給者は179名というこ
とでございまして、なお、そのうちの施設を利用している受給者というのは、大体80名から
90名と、こういうような数字になっておるわけであります。

大きな変化はここのところ、一、二年ないというふうに私は聞いておるわけでございま
すが、村長にお伺いをしたいと思います。今、施設入所の待機者というのは何人ぐらいおられ
ますか、お伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 具体的な数は、また担当課長から説明しますが、基本的なところ
を、まず私から答弁をさせていただきたいと思っております。

介護保険、それから健康保険、認知症ということでありますけれども、村の人口が減少し
て経済が縮小する、そして地域が弱まる。また、さらに人口が減るという、この負のスパイ
ラルに陥らないようにするのが、今、私どもに求められている一番大切なことだというふう
に思っております。

今質問の中にもありましたように、介護保険の状況につきましては介護保険給付費とか、
要介護の認定者等々を比べてみますと、横ばいだったり若干上がったり若干下がったりとい
うことで、今、堀内議員がおっしゃったように、ほぼ横ばいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 特養、非常に大勢の待機者がおるようでありますけれども、特養以外に施設利用者というのは何人ぐらいになりますか、お伺いをします。花見課長、お願いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） お答えいたします。

特養の関係でございますが、施設介護サービスの受給者ということでございます。27年度の状況でございますが、介護老人福祉施設が53名、介護老人保健施設が27名、介護療養型医療施設が11名、合計で89名ということになってございます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 待機者の考え方といいたいまいしょうか、待機者という言葉の説明を少し補足させていただきたいと思うんですけれども、例えば、この89名の中にはダブリカウントも実はあったり、それから、先日日曜日にもラポートの敬老会がありまして、奈良本施設長とゆっくり話す時間があって聞きますと、最近は、ここ数カ月、ことしになってから、どうですか、空きましたけれどもと言っても、ほかに入っているからいいですという例も多くなったと。ちょっと少し、空きを埋めるのが、もう一つの仕事になってきましたというような、さま変わりの話も聞いておりますことも御理解いただきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 27年度の決算の状況をずっと調べてみましても、給付費の増加というものが非常に大きくなっております。

これをどうやって抑えるかということが、一番やはりポイントだろうというふうに私は考えておるわけでありますけれども、給付費を減らす考え方、これについて村長、どんなふうにお考えでありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 年をとれば、それぞれ病気になりまして、医療費というのがふえてくるわけであります。治すという医療の限界、あるいは新しい薬とか方法も出てきたというのも一方ではあるわけであります。

地域住民がどうやって支え合うのか、少し言葉が過ぎるかもしれませんが、個人個人の死生観とかそういうようなことでありますとか、地方自治の根っこにかかわることであろうというふうに思っています。一番は、医療と福祉といった支え合いというか連携して、予防を含めた地域住民の健康を守ることであると思います。

おおむね健康寿命と、それから平均寿命の差は10歳と言われております。青木村でも男女が大きな差はありますけれども10歳、この10歳をどういうふうにその予防をしていくのか、あるいはみんなで守っていくのかというところが、今の課題だというふうに思っております。

国・厚生労働省の社会保障も年々1,000億円で上がっています。私どものところもそれなりの額で、毎年毎年そのところが上がってきますので、ここのところは今言ったように、医療と福祉の連携をするということが大事なことだというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長から話がありましたことで大体尽きるわけでございますけれども、私も非常に心配をしておるところでございまして、とにかく給付費を減らすこと、もう一つは、保険料をもっと圧縮できる方法を考えること。これは非常に重要な考えだというふうに私は考えておるわけでございます。

その中でいろいろ問題があろうかと思いますが、居宅介護の内容についてちょっと話をしたいと思っておりますけれども、調べてみますと、23年は大体179名、こういう話を聞いておるわけでございます。

介護されている皆さん、大変御苦労されておるわけでございますけれども、この数字を減らすことも重要なポイントではないかというふうに考えておるわけでありまして、先ほど村長のほうから、誘ってもとにかく特にいいと、こういうような話もあるようでございますから、これは私は結構なことだなというふうに考えておるわけでありまして、この辺も、とにかく介護保険の限界ではないかというふうに私は考えておるわけでありまして、少しでも減らす工夫を、やはり今、村全体で考えるべきだというふうに私は思っておるわけでありまして、

細かい内容につきましては、いろいろととにかく整理をしてみたわけでありまして、この辺がとにかく一つの限界かなという感じはしていますけれども、村長どうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問のとおりだというふうに思っております。

それから、今、居宅介護のサービスの数を減らす。例えば、25年度は157人でございましたけれども、27年度は179人ということで、これは数が大分上がってきております。

それからもう一つ、含めてその居宅介護と施設介護、この2つを合わせてトータルでどうかという考え方もしていかなければならないというふうに思っておりまして、両方を含めて数が減るというような方策が、今必要だというふうに思っております。

今までの議会でもいろいろな議員さんから、ただいまもいろいろなやり方の説明をいた

しましたけれども、青木村の保険料は多いほうでは下から、高いほうからいっても5番目とか8番目にありますので、国保を含めて、このようなことを、非常に健康問題含めてトータルの的にやっていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 保険料のちょっと計算をやってみますと、平成27年度、基準額が5,700円、これは1人一月であります。年間ということになれば6万8,400円というような金額に一応なるわけでありまして、毎年アップをしているわけであります。

来期も若干、のつけていかなくちゃいけないというような考え方もあろうかと思えますけれども、この辺の金額的な内容につきましても、ちょっと私疑問を持っておるわけでありまして、村長はどんなふうに考えておられるか、お伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） サービスの数が多くなる、サービスの内容がよくなるというと、やはり料金というのが上がっていくというふうに思っています。

それからもう一つ、数もふえてまいりました。各個人の家の居宅では、家族が見切れないようなもの、見切れないような場合には、それぞれのサービスを受けるというふうにしていただいております。

そういうことで、これは今言いましたような医療、それから福祉、両方いろいろなことを組み合わせてやっていく必要があるというふうに思っております。これをやれば税が下がるということではなくて、これもあれもあっちもということで、いろいろなことを組み合わせてやっていかなければならないなというふうに思っております。

一つは、ほかの自治体では余り例がない地域支え合いは、中峡地区が最初にやっていただきまして、今7地区でやっております。先日、日曜日にも青木地区の支え合いの会がありまして、大変、防災をしたり、そんなことで熱心にやっておられます。そういうことが介護だけではなくて、災害とかそういうときに生きてくるというふうに思います。

地域包括システムについても、いろいろ稼働がうまくいっているというふうに思いますので、医療と介護と予防と、その3点セットで行ってまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 花見住民福祉課長にお伺いをしたいと思います。

去年いろいろと検討し、方向づけを出していただいて、10段階制で実行されたというわけでございまして、これも一つのいい方法かなというふうに私は評価をしておるわけでありま

すけれども、これをやって、低所得者と、それから高い所得者と、そういう面で何か問題があったかどうかお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 当村におきましては、介護保険料の徴収の段階ですが、議員さんがおっしゃったとおり、基準が月額5,700円ということでございます。また、それ以下の所得の低い方などにつきましては、全体の中でやはり4割程度の方が、その標準以下の所得の方というふうに認識しております。

やはり、以前に比べると、どうしても保険料が上がってございますので、ちょっと少し上がったなというお話はお聞きしておりますが、それ以上に包括センターを中心にきめ細かな介護サービスの実施、また相談業務を行っておりますので、特に本当に困るというお話はお聞きしてはおりません。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 介護保険全体の会計を見ますと、保険料収入が1億1,556万円と、こういう数字が出ております。

それから繰入金で9,500万、それからさらに支払基金の交付金、これが1億5,000万円と、こういう数字が出ておるわけでありまして、こうやっていろいろ考えてみますと、結局、村から支出する金額というのは、減るというような傾向には現状ないというふうに私は考えておるわけでありまして、27年度の決算を眺めてみますと5億8,000万円、こういうような最終的な総トータルな決算に一応なっておるわけでありまして。

この辺、これからどういう傾向にいくかちょっとわかりませんが、この辺村長、どんなふうにお考えであるかお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私の立場では2つ考えなければならないというふうに思っております。

求められる必要なサービスは提供する。それからもう一方では、堀内議員からも今御質問の中にありましたように、個人の負担はなるべく少なくすると。この相反する2つを同時に解決していかなければならないというふうに思っております。

一方では、私はどちらかというと節減というよりは、一義的には求められるサービスを提供すると。今までずっと税を納めていただいた方のことに対する取り扱いについては、やはり第一義的には、そのサービスをしていくということを第一義に考えていきたいというふう

に思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 介護保険につきましては、どうしてもなくてはならない保険であるというふうに私は考えておるわけでありまして、これは村としても一生、とにかくしっかりと対応していかなければいけないというふうに考えるわけでございますけれども、村長の将来展望はどうなんでしょうか、お伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の人口が、自然増と社会増を比べてみますと、平均当然、自然増減ではマイナスになりますけれども、社会増減、社会動態でいいますと、この3カ年の平均は大体7人前後がプラスになっております。

ちなみに、ことしの8月には、転入が21、転出が3、出生が3、死亡が8ということでトータルプラスの12になっております。

時間はかかるかもしれませんが、若い人たちを外からも呼ぶ、あるいは青木村の若い人たちを外に出ていかない方策をする。今、住宅問題含めていろいろ、教育も含めてやっておりますけれども、直接どうだという金額では変わってきませんけれども、こういった地道な、このことに関して地道な展開を図っていく必要があるというふうに思っております。

いずれにしても必要なもののサービス、求められるサービスについては提供しなければならないし、将来も含めて若い人たちがふえるような、そんな人口構造の村にしていこうということで、解決の大きなポイントになろうかというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 実務担当をされております花見住民福祉課長のお考えもお伺いしたいと思いますが。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま村長が申し上げたとおりでございます。

将来的に考えますと、やはり高齢者、青木村人口ビジョンでもそうですが、やはり人口の問題が大分影響があるのかなというふうに考えております。

その中で、やはり全体的に考えますと、介護保険にお世話になる方も当然ふえてくる中でございますが、お世話にならないような健康づくりの関係です。介護のお世話にならない健康づくりに重点を置いて、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 非常に重要な保険でありますので、真剣に考えていただいて、将来もしっかりととにかく対応ができるような、そういう施策を期待をしております。よろしくお願いします。

次に、認知症対策についてお伺いをしたいと思います。

介護保険とも直接関係はありませんけれども、現在も介護で認知症の皆さんを救っておると、こういうことも考えられるわけでございまして、関係がありますので質問をしてみたいと思います。

まず、お伺いをしたいと思います。花見住民福祉課長にお願いしたいと思いますが、非常に認知症という言葉も人の前では言いにくわけでありまして、それからまた、対応もしにくい面があるわけでありましてけれども、この人はどうも施設に入ったほうがいいなと、こういうふうに考えられる方は、村内に何人ぐらいおられますか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまのお話でございます。

確かに認知症の判断につきましては、なかなか難しいところがあるかと思います。そもそも認知症につきましては、病気などで脳が変化し、記憶力や判断力、注意力などが低下して、生活に支障が出ている状態ということでございます。

青木村では、介護認定のニーズ調査とか、そのような関係でございますけれども、現在、医師に診断されて、明確に認知症と判断された方の状況は把握してございませんが、そのような介護認定の調査からの推計でいきますと、やはり診断された方でなく、自立するにはちょっと心配な方ということで、195の方がちょっと心配なのかなというふうにつかんでおります。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今195人ということでございますが、これは大体毎年と言ったら語弊があるかもしれませんが、どのくらいふえていくものですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 割合的には、横ばい状況ではないかというふうに考えています。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日も、某新聞に載っておったわけでございますけれども、毎年行方不明者が1万人いると、こういう話を聞いておるわけであります。3年連続で毎年1万人と、こういうふうに聞いておるわけでございますけれども、全国的にもだんだんとこれからふえていくであろうと思います。介護について、どうこれから進めていくのか、大変重要な課題だというふうに私は考えております。

そんなようなことから、具体的に現在の取り組みと将来の取り組み方について、今どんなように考えておられるか、村長にお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 介護保険と、それから認知症、最近、認知症についてはいろいろなところで取り組まれております。

私も社会福祉協議会でお世話になったときに、認知症の対策というのは、本人、あるいは予備軍もそうですけれども、やはりそれを介護する若い人たち、いわゆる子供たちの年代によくよくわかってほしい。こういう病気、形態、それから対応の仕方をちゃんとわかってほしいということで、2年間かけて12地区回りましてやってきました。

わかったのは、やはり私もそうでしたけれども、認知症って本当にどういうことなのか、それはどういう原因なのか、そして、どういう対応をしなければならないのか、本人はどうなるのか、家族はどうしなければならないのかということが、よくよくわかったわけであります。

今そういうことを前提として役場の中の取り組み、いろいろ能力アップの歌とかストレッチだとか認知症の講演会だとか、グループホームの運営だとか成年後見人制度の活用だとか、介護慰労金の支給だとか生活支援ハウスだとかいうようなことをいろいろ総合的にやる中で、その対応をしていくということが大事だというふうに思っております。

いずれにしても、薬も大分いい薬ができつつあるようでありましてけれども、本人の努力でもおくらせることもできるわけでありますので、あるいは家族の努力でおくらせることもできるわけありますので、そういうようなことを含めて、今後もそういった施策をやっていきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほど花見課長から、村内には大体195人くらいのそういう症状であるという方がおりますと、こういう話を聞いたわけでありましてけれども、195人のうち、現

在どのような処置をされておるのか、わかりましたらお願いします。

○議長（小林和雄君） 宮澤包括支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 先ほどお答えがあります
195人の方に関しましては、認定調査を行われる際に、認知症の項目といたしますか、そのチェック項目が幾つかありまして、そこにチェックがついた方のうち、診断されているわけではないんですけれども、注意をしていったほうがいいかなというような方が、それだけいらっしゃるという意味であります。

その方々は、介護保険の申請をされて認定をされている方ということでございますので、必要なサービスをお使いいただいて重度化を防いでいく。また、在宅での生活が継続できるようにお手伝いをしていくということをしております。具体的には介護サービス、また、村の福祉サービスも含めた利用をお勧めしているところでございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 的確な指導をされますよう期待をしております。

少し前に国の方針も出たようでありますけれども、国は、都道府県単位で広域の見守りを強化するとしていると、こういう話があったわけでございますけれども、村内も支え合いというような組織がありまして、いろいろと具体的にやっておるわけでありますけれども、これはこういうように昼間若い者がいないというような社会の中で、どういように見守り対策をしていくのか、非常に私も心配をしておったわけでありますけれども、もし、こういうような体制づくりをするとするならば、まずは村長、どういようなお考えで対応されるのかお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） なかなか声を上げた人に行くという状況と、それから、声を上げなくても必要なところには行くという、2つがあるというふうに思っております。

それから、もう一つ考えなければならないのは、平時の場合と災害等の非常時の場合と、こういった組み合わせをとっていかなければならないんだらうというふうに思っております。

一番は、遠い親戚よりも近くの方々に見守っていただく。役場のこれだけの中で、200人近い方々を見守るというのはなかなか難しいわけありますので、必要なところは連絡を、時々行って見守るといいますか対応させていただくとしても、やはり近い人たち、あるいはもう一つは、家族の人たちにもちゃんと対応をしていただくような方策を考えていかなければならないと考えております。

非常時につきましては、今までやってきたような方法もありますので、平時の場合の対応、昼間の対応につきましては、そういうふうに考えていきたいと思っています。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 次は、花見住民福祉課長にお伺いしたいと思いますけれども、国は、新オレンジプランというような計画ができつつあるようでございます。認知症の人の意思が尊重されるというような言葉で始まっておるわけでありまして、このことに対して、村としては、ぼつぼつ検討を始められているのかどうかお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまお話がありました新オレンジプランということで、国家戦略でございますが、認知症施策のための総合戦略ということだと思います。

このオレンジプランにつきましては、認知症の方の意思を尊重し、よく言われます、住みなれた地域で安心して暮らしていく社会の実現ということでございます。

なお、この中では、特に今後、認知症の関係でございます。認知症の関係でございますが、認知症の初期集中支援チームの体制をつくろうということでございまして、ただいま準備を進めるところでございます。

認知症初期集中支援チームということで、村では今年度は特に、そのための認知症サポーターの養成講座の開催も予定、考えております。また、認知症の人や、あるいは家族の方に、特に早期にかかわりを持って早期に対応していくという、そのような考えの中で今後進めるということで、体制づくり今から進めております。

また、オレンジプランの中でも、やはり認知症の理解をしていただくということもございまして、村民の皆さんに認知症とはこういうものだということを理解をしていただくこと、また、その認知症の人の介護者への支援。ということで青木村、既にある程度実施はしているわけでございますが、そこら辺も、やはり家族とのかかわりをもっと強化していくということ認識しておりまして、今後もう少し具体的に何かできることがあるかどうか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと先日も雑談でいろいろと話したことがあったんですが、認知症に対しては、グループホームというような、そういう生活の様式も必要ではない

かと、こういうようなお話も聞いておるんですけれども、グループホームの施設を強化するとか、そういうようなお考えはありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） グループホームは、非常に認知症の方に手厚いサービスをしているところございまして、9人が定員というふうに承知しております。

その1チーム、1つの施設の管理しやすい、管理面なんですけれども、やはり9人ぐらいが単位だというふうに聞いておりますので、今後つくっていくかどうかということはラポート、あるいはラポート的なもの等を組み合わせて考えていく必要があると。あるいは生活支援ハウスなど、その3点セットでこの必要性を考えていきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） できたら、グループホーム的なものを考えてやって、しっかりと対応していただきたいと、こういうふうに希望を申し上げておきます。

これから団塊の世代というふうに言われておるわけございまして、こういうような認知症等の症状も多くなってくるだろうというふうに私は考えておるわけございまして、どうか青木村としても、ほかの市町村に負けないように、こういうような弱者対策のお願いをしておきたいというふうにも考えております。私も、もうそういう時代でありまして、迷惑をかけないように頑張りたいというふうに考えております。

次は、暗い話からで、今度は明るい話にしようというふうに考えておりますが、ふるさと応援寄附金ということで質問をしてまいりたいと思います。

私は前にも質問をした経過がありますけれども、非常に私は、この寄附金方式については関心がありますし、なお、期待をしておるわけございまして。青木村としても、さらに充実をした対策が必要ではないかというふうにも御提言申し上げたいとも思うわけございまして。非常に地域の活性化にもつながるわけございまして、そんな点も含めてしっかりと方向づけをし、実行されるようお願いをしておきたいと思うわけでありまして。

この制度につきましては、大都市と地方の税収の格差是正だとか、非常にお世話になった自治体に寄附をするというようなことでありますし、なお、税金の控除がされると、それから返礼品がもらえると、自分が寄附したお金の使い方も指示できると、こういうようなことでございまして、非常におもしろい制度ではないかというふうに考えておるわけでありまして。

青木村も返礼品には大分工夫されまして、非常に努力された形跡があるわけございまして、村長、本当によく頑張ったなというふうに申し上げたいと思うわけでありまして。

27年度の実績を見ると、359件で寄付金額は691万5,000円、25年は112万8,000円でありました。そういうようにして、非常に多く伸びておるわけであります。倍々というような数字に展開をしておるというふうに考えておるわけであります。大きな金額ではありませんけれども、大分定着をしてきたかなと、こんなように考えるわけでございます。こういう実績に対して、村長のお考えをお伺をします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ふるさと納税でありますけれども、今、堀内議員からも御質問の中でありましたように、安倍内閣のヒット商品だというふうに思っております。

東京一極集中を地方へ還元するという考え方の中で起こったことだというふうに思っております。単なるお金の収入だけではなくて、6次産業の新たな展開だとか道の駅の売り上げだとか雇用の促進だとか、青木村のPRなるというふうに思っております。

私は、もっともっと青木村は宝があるというふうに思っておりますが、一方では、やはり節度ある対応、いわゆる返礼品は5割とかというようなもの、基本的に何でもありということではなくて、例えば総務省から注意を受けたような自治体も全国では幾つもあるわけでありまして、節度ある対応の中で売上高をふやしていきたいというふうに思っております。

まだまだあるというのは、リンゴでいえば、昨年10キロの箱を50箱用意したんですが、2日間で売れてしまったと。売れたと申しましょうか、はけてしまったということで、こういうことを活用している皆さんは、たくさん日本全国いらっしゃるんだなというふうに思っております。

私ども、こういったふるさと納税最新ガイドという、こういった本を見ながらいろいろ勉強をしているんですが、やはりいつも言うように、3種の神器というのがあって、肉と魚とアルコールというのが、やはり売れ筋の最たるもので、この3つが私どもの村にはないわけでありまして、もう少し何か売れる方法、売れるサイト、物がないかなというふうに思っております。

村の役場の中の担当者も頑張ってくれまして、少し返礼品の品目をふやすということも考えております。今、サイトのところと委託してある会社と打ち合わせ中でありまして、近々これが少し返礼品の数がふえるというふうに思っております。

それからもう一つ、返礼品の中に青木村で、例えば木工の遊具というんですか、いようなつくっていらっしゃる方もいるんで、青木村らしいもの、あるいは若い人たちを応援する

という視点からも、このふるさと納税につきまして、意を用いてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 1カ年実行されたわけでございますけれども、27年度の収支決算はどんな状況であるかお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） では、ふるさと納税の関係の収支を御説明申し上げます。

27年度の実績でございますが、収入のほうが村への寄附金ということで691万5,000円、これに対する支出でございますが、寄附に対する返礼品が248万6,000円、返礼品の発送、それからサイトの運営等の諸経費が92万6,000円ということで、合計341万2,000円ございました。差し引きしますと、350万3,000円の黒字ということになっております。

そのほかに、一方ですが、他町村に寄附された方で、村の住民税の控除を受けた方という方がございます。この方を加味いたしますと、純粋な収支としては240万7,000円という結果でございました。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 周辺の市町村の状況を調べてみました。

上田市は、27年は928万4,000円、東御市は5,036万3,000円、長和町が98万5,000円、青木村が691万5,000円というようなことでございまして、26年度と比較しても全然違うということであります。

これは村長、周辺の市町村のこといろいろ聞いてはいけませんけれども、どんなふうにお考えですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上田の場合は、上田の市議が、ほかの市町村へふるさと納税したというプラスマイナスがありますので、純粋なところは、相当、市の売り上げだけを見るとあるというふうに聞いております。

東御の場合は果物が盛んでありますし、そういうように市町村、それぞれ工夫をしてやっております。うちのほうもサイトをお願いをして、これだけふえたわけでありますので、先ほども答弁申し上げましたように、まだまだ伸びる余地はある、伸びる努力をしなければならぬというふうと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほどから話もありますけれども、サイトの導入によって、大分受注量も変わったというような話があるわけですのでございますけれども、この辺の内容について伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今のサイトの導入ということでございますけれども、平成27年10月から、サイト名が「さとふる」というところに、インターネットを利用した申し込み方法に変えたわけでございます。

それまでは紙ベースで、直接村のほうへ申請書なるものが上がってきて、それに対して発送業務、最終的までやっていたわけですが、このサイトに委託したことで好評になったことですか、事務的にも大分軽減されたと思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 大分、返礼品では御苦労されておるといふふうに私は考えておりますけれども、私の知っている中では、下伊那の豊丘村、それから喬木村、これもやはり合併をしないで頑張っているところがございますけれども、非常に実績が上がっておりまして、豊丘村は7億600万円、それから喬木村は7億9,600万円。小さい村でありながら、こういうような実績がどんどんと上がっていくというような状況であります。

向こうのパンフレットをしてみますと、全部農産物でございます。これは牛肉と豚肉も入るわけでありまして、非常にそういう面での農業振興というものが振興して、そういうようなことが、最終的に功を奏しているといふふうに私は考えておるわけでありまして、その辺は将来的に考えて、村長のお考えはどうですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほどの御質問にもありましたように、各自治体で非常にこの熱の入れ方に差異がございます。非常に熱心にやっている市町村もありますし、全く関与していない市町村も両極端あります。

返礼品の返す割合をやれば相当伸びる。極端なことでいえば10割返している自治体もあるわけでありまして、物が売ればよいと、極端に割り切っているところもありますけれども、私どものところは、冒頭申し上げましたように節度あるやり方でやっていきたいと思っております。

そうは言いながらも、青木村には、さっきの木工の家具と遊具、おもちゃをやっている人

もいましてそういうものだとか、例えばパラグライダーとか、数量限定でサイトからマツタケ10箱どうだとか、たち茜の焼酎何本だとか、数量限定でもいいから、ひとつトライしてみたらとか、こういうような提案もいただいているところであります。

今まではどうしてもお米の詰め合わせ、杜仲茶のそば、お茶のセット、それから季節限定のリンゴ、地域商品券、温泉の助成券、この6点でありましたけれども、これに加えて、青木村のコシヒカリと風さやかのセット、それから、たち茜のそば粉です。そば粉は結構使っていただければ、ちゃんと高級な感じがするのでいいかなというふうに思っております。少し返礼品にも、さらに意を用いていきたいなというふうに思います。

今までは、地域商品券と温泉の助成券が多かったんですけれども、今、言いましたような人気となるような製品も開発して、対応していきたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、事務も非常に大変だと思うんです。

高柳君が非常に頑張ってやってもらったんですけれども、この精算事務、あるいは受発注のトラブル、こういうものはあったかどうかお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） サイトを利用しての方法に変わってきたわけですが、それまで、例えば、送ったものが一部損傷していたようなことはございました。そのときは、直接職員が対応するような形になったわけですが、今回委託した中でそういうことも踏まえて、さまざまな対応もしていただいております。特段といいますか、特出しの課題等は今のところございません。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） これからの問題ですが、当然サイトは使っていくと、こういうことにもなると思いますし、それから、具体的に事務的な問題やら作業という問題があるわけですが、これはどこでどういうように進めていくのか。多分、道の駅かなというふうに私は推測をしておるわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 作業は二通りありまして、事務的な作業。受けました、それにお礼を出す、礼状を出したり、納税の手続をしたりという事務的な作業と、それから発注する作業と2つあります。事務的な作業は役場のほうで担当いたしますし、実際の発注につきましては、道の駅の直売所のほうでしておりますし、今後もそういうことになります。

それからもう一つ、だんだんこれだけふえてきますと、さとふるのほうでも対応していただきまして、今まで1人が対応、さとふるの職員1人でしたけれども、兼務ですけれども3名補強してくれまして、そういう点も非常にこちらに来てくれる率も回数もふえましたし、連絡等もとりやすくなったということで、そういうようないろいろな事務的な工夫もしてまいります。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容をお聞きしていますと、非常に伸びつつあるというふうに私は解釈をしたわけであります。

先ほどもちょっと触れたわけでございますけれども、返礼の数もだんだんとふえてきているようでございますが、先ほど下伊那の例を申し上げたんですが、やはり基本的には農作物を、いいものをとにかく発送していくというようなことが重要ではないかというふうに考えております。

そういう面から農業振興という面と絡めて、しっかりと対応をしていかなければいけないというふうに私は考えておるわけでありますけれども、その辺の決意をまずお伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の基幹産業の一つは農業だと、私は前々から申し上げておりますように、農業が青木村の大きな基幹産業の一つであるというふうに思っております。

6次産業を含めた農業と、そのふるさと納税の礼品というのは、セットで今後も考えてまいります。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと話は変わりますけれども、最近テレビ等で盛んにやっておりますけれども、企業版のふるさと納税。このことについても非常に私は関心があるわけでございますけれども、現状指定されているのが、松本市と駒ケ根市と、それから信濃町の3市町であるというふうに承知しておるわけでありますが、青木村もぼつぼつ考えているというような話も聞いておるわけでございますが、将来的にどのようなお考えであるかお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 企業版のふるさと納税については、今までやってきたようなふるさと納税とは大分、納めてといひましようか納税してくれる社との関係が、今までのような関係

ではなくなってきました。

もう一つは、私ども受けるものとしても、総合戦略に書かれた中の事業ということに限定をされてきますし、その使い道についても、いろいろ国のほうから指導があるというふうに承知しております。

第1回目の審査では、非常に全国からあったようでありますけれども、全国では県で6件9事業、それから、34の都道府県のうち83市町村から96事業、計105事業の申請がありまして、このうち、わずかなものしか国では認められなかったというふうに承知しております。

第1回目の情報が、私ども、まだ入ってきておりませんが、どういったところが企業とコラボしてやっているかというようなことも含めて勉強いたしまして、青木村にも関係する大きな企業を含めてたくさんあるわけでありますので、そういう企業と私どもの地方創生総合戦略と結びつけて、補いをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 企業納税につきましてのこういう点がメリットになるよというふうな点はございますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いっても、納税していただく、お金が入るとというのが一番メリットでありますけれども、それだけではなくて、本社がない企業が青木村にということでありますので、青木村とその企業との関係、あるいは企業を通しての事業、あるいは人との交流、いろいろメリットが出てまいりますし、単なる企業、お金が入るというだけではなくて連携の中身を詰めていけば、相当効果があるというふうに考えております。

○9番（堀内富治君） ぜひ、ひとつふるさと納税につきましても、やはり真剣に取り組んでほしいと思いますし、有効にこの資金の活用をお考えいただいて対応をしてほしいというふうに考えております。

それでは、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

◇ 沓 掛 計 三 君

○議長（小林和雄君） 続いて、3番、沓掛計三議員の登壇をお願いします。

沓掛議員。

〔3番 沓掛計三君 登壇〕

○3番（沓掛計三君） それでは、議席番号3番、沓掛でございます。一般質問をお願いいたします。

今回は、道の駅あおきの建設及び運営についての質問を通告してあります。一問一答ということでよろしくお願いします。

今、青木村では大きな事業として、ふるさと公園を含めた道の駅の関連事業と、国道143号線の青木トンネル新トンネルの敷設事業を推進しております。

既に、ふるさと公園については完成し、多くの利用者でにぎわっているところに、この間やった防災訓練もありますけれども、防災の拠点施設としてもかなり期待される施設だなということで、かなり有意義な施設として私も見ておるところでございます。

前年度から、現在の道の駅あおきの大きな改修事業の全体計画の概要でも、今回、議会で新しい農産物直売所の請負業者の契約承認が、この議会で承認、入札はするもので承認案件として出てくるということですが、この承認ができれば、目に見える形での建設工事がこれから始まっていくわけでございます。

今までは国の補助金もなく建設運営をしてきましたが、今回は重点道の駅にも指定され、多額の補助金が今回入ってくるような状況になってくると思います。そして、国のほうからも全国的にも、また注目される施設となるとともに、国の会計計算の対象となり、利活用や結果、これについては、もう何年もこれから求められていくというのが現状でございます。

それとともに、今回直売所の工事、これは27年度の事業全額繰り越しということでございますので、これから9月で発注かかっても、来年の3月には完成しなければならないと。予算に盛られているのは、約3億近いものが盛られているわけでございますけれども、これを半年間の工期でやっていくというのには、しっかりした工程を立てながらやらない限り、かなり大変な工事になるのかなと私は感じております。

また、これらのその他道の駅全体事業を、これから直売所を皮切りに、いろいろな工事関係、全体事業が進められていくわけですが、これからは道の駅も含めて、駐車場関係を含めた中で、国・県との調整、また各種事業に対して、いろいろな補助金等が入ってくるので、国との調整、かなり煩雑な事務が出てくるのではないかなという感じは持っております。国も当然、補助金を出すからには、大分いろいろなことで要望をされて、いろいろな資料を要望されてくるかと思っておりますので、かなり煩雑になってくるかなとも感じております。

この両事業について、私は前から言っていますけれども、青木村の人口減少していく中で、青木村が存続できるかどうか大切な事業であり、この両事業を完成させるのは、よほど腰を据えて当らなければならないという考え方を持っております。

北村村長さんもここに来て4年目入っているわけですが、多くの公約を掲げ、現在、村長職に当たっておりますが、いろいろな事業を実施しております。規模の小さい行政団体のため、財政面とか人事面、職員数の問題等、全てこれをこなすには、公約どおりこなしていくのはかなり大変なことだと思っております。

やはり重点的にいうと、今回特に必要な事業であるべきで、それにこの財政の中、また人の中で事業に当たるには、やはり重点的に必要な事業をこなしていくべきではないかなという感じでおります。

公約に対して事業のおくれ、これは当然全てができるわけございませんので、これに対しては住民にいずれかの機会に説明していけば、それはよいと思いますもので、そのような方法、これから聞きますと、また住民懇談会等も計画しているようでございますので、そこではっきり物事を言っていければいいのかなという感じを持っております。

この後、道の駅全体について御質問いたしますが、今まで私が述べたのは、これは私の意見でございますので、村長さん、この全体的な意見に対しての、もし、御意見ありましたら伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅は、御質問にもありましたように、今後の村の衰勢を決める百年の大計だというふうに思っております。ハード、ソフトそれぞれの事業、役場を挙げて取り組んでまいりますので、御協力、御支援をお願いしたいと思っております。

それから、最後の質問でございますけれども、私も村民の皆さんの負託を受けまして村長にさせていただきまして、3年と5カ月が過ぎてしまいました。もう3年、そんなに過ぎてしまったのかなと、こういうふうに思っております。時々、村の課題が何センチ、この3年5カ月で前進したのかなというふうに自問自答しておりますけれども、十分に応えられていないなという反省ばかりでございます。今までの方法でいいだろうか、他に方法はないだろうか、反省をしきりにしています。

私が立候補したときも今も、基本的な考え方は同じでございまして、元気で豊かな村づくりを全力投球ですること。2つ目として、青木村がもっと輝き、日本一住みたい村へというふうに考えております。御質問の中で、そんなに頑張らなくても、村民の皆さんは理解して

くれるというお話もいただきましたけれども、私に与えられた時間は、あと7カ月しかないわけでございます。

お話のありました財政面につきましては、27年の決算状況を見ていただければそのとおりでございます。私も計算をしてみましたら、私になりましたから、一般会計の基金がプラス約3億円、村債がマイナスの2.1億円となりました。

大きな施設をつくるといえば、管理もこれからも当然大変でございますけれども、いろいろ非常時の関連施設は、多くのいわゆる箱物と言われるものと違ひまして、販売だとか雇用だとか、そういうことが発生する生産性のあるものだというふうに御理解をいただければありがたいと思っております。

私は、いつも将来に向けてのなる木を植えたいと、こういうふうに思っております。以前、議会でも、もうお金を投資しなければ、金が入ってこないよという民間の基本的な考え方のお話をいただきまして、私も役場でも一つ理がある言葉だなというふうに思っております。

それから、人事面での御心配をいただきました。私も仕事というのは、やはり人だというふうに思っております。現在、本当に全ての職員は少ない人数で、実によく働いてくれているというふうに感謝をしております。これを補うために、コンピューターの活用でありますとか、コンサルタントへの委託だとか、それから、あるいは県、そしてJAからのヘッドハンティングなど積極的に行ってきたわけでございます。

特に、この道の駅を担当しております建設産業課は、今後、地方創生の青木村版総合戦略の達成のためにも、また将来のなる木を植えるためにも、それから道の駅の建設、運営のためにも、大変大型の補強が必要ではないかというふうに考えています。至急というわけにはいきませんが、この道の駅を含めて、今後考えていきたいというふうに思います。

引き続き、与えられた期間の中ではありますけれども、元気で豊かな青木村を、それから、青木村がもっと輝いて日本一住みたい村の実現に向けまして、タイミングを逃がさず、プライオリティの高い政策を重点に、村民の皆さん、議会の皆さん、そして職員の協力のもと、果敢に取り組んでまいりたいというふうに思います。

役場の土台というのは、何といたっても村民の皆さんの信頼性でございます。将来にわたりまして、希望の持てる村づくりを丁寧に愚直に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 全般的な村長の御意見をお聞きしたわけですが、これから個別にわたって質問させていただきます。

議会では特別委員会を設けておりまして、新しい道の駅の各種建設や駐車場の配置など全体計画は提示されておりますが、全体費用、あと財源の概要、また工事の進行予定や全事業の完成予定、年度等ですけれども、これは既に国のほうとも話はしているかと思えますけれども、今、言ったように全体事業費、財源、事業完成予定等について、どのようなふう到现在進んでいるのか、これ、ちょっと特別委員会のほうでも、まだよく出されてはおりませんので、その部分についてお聞きできればと思います、よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） ただいまの御質問でございます。

今お話にもございましたけれども、今年度につきましては、直売所の工事の関係で設計費ですとかソフト事業等も含めて約3億円、これが今お話にもございましたが、昨年度の国の補正予算、お土産事業の採択をいただきまして、こちらの補助率が2分の1、それで補助裏に交付税措置のある起債が充当できると、有利な補助をいただくことができて、今、進めているところでございます。

今後の部分についてということになるわけでございますけれども、今後の施設につきましては農山漁村振興交付金、今までは農山漁村活性化プロジェクト交付金というような名前でしたけれども、この農山漁村振興交付金の計画を出しましたところ、採択をいただいております。この計画年度が一応30年度までということでございます。そんな計画で今、動いているところでございます。

最終的な金額については、現在まだ積算の途中ではあるわけでございますが、おおむね29年度に予定している、来年度予定している施設としましては、食堂施設、それから加工施設でございます。こちらが食堂も、まだ厨房機器がどの程度のものが入るのかということに関して、金額が増減してくる部分があるかと思いますが、おおむね2億円ぐらいは食堂施設で必要かなと。また、加工施設につきましても、今、道の駅のほうと加工組合とのほうで、どんなすみ分けをしていくかというところを調整しています。そんなことで加工施設の中にも、どんな機械が入るのかというようなところで、まだちょっと不明瞭なところがあるわけですが、おおむね3,000万円ぐらいは事業費が必要ではないかということでございます。それが29年度でございます。

それから、30年度に予定しておりますけれども、情報中継施設、それから都市農村交流施

設、それから、また外構の関係です。こちらが合わせて1億7,200万円ほどを見込んでおります。そこへ、また既存の直売所の解体費用等が入ってまいります。そんなことを加味していきますと、2カ年で恐らく約4億超の事業費になってくるのかなというふうに見込んでおります。

また、駐車場の部分になりますが、こちらについては県政事務所のほうにお願いする部分もございます。そんな中で村の負担がまだどのくらいになってくるのかというところは調整中でございます。

今の農山漁村振興交付金ですが、こちらにつきましては補助率は2分の1ということでございますけれども、対象事業費にアッパーがございまして、例えば建物ですと、平米当たり29万円、坪に換算すれば96万円ぐらいになりますか、このくらいなところで決まっております。当然それを超える部分につきましては、単費での対応ということになってくることになります。

また、大変この交付金、使い勝手がいいということで人気の交付金でございまして、手を挙げている自治体も大変多くて、その状況によっては、満額の交付を受けられない可能性も出てくるというようなこともあるわけですが、一応、今計画ベースで、補助金は1億1,000万円程度は国費として、補助金としていただけるんではないかということで見込んでおります。

今回の事業を見込みまして、昨年度末には2億円の基金の積み立て等も行っているところでございますけれども、いずれにしましても、一時的な一般財源の投入が必要になってくるということでございます。

今、百年の大計というようなお話もございますけれども、財政サイドとも協議する中で基金の取り崩し、あるいは一部起債を投入して実施していくということで今、検討しているところでございます。

また、同時に今、T P Pの関連等で国の予算、また補正予算等にもこれからアンテナを高くして、ことしの直売所のような有利な補助がまた受けられる事業があれば、積極的に乗りかえていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 今、数字大分並べられましたけれども、ちょっと私、総体的なものがわからなくて、全体、総体というのは何億かかるのか。

今、補助金が大体どのくらいもらえるか、大体何年ごろにできるのかという、これ単純な簡単でいいですから、そういうのを、もし今わかる範囲でお答えできればと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今、申し上げましたけれども、今回の計画では、30年度までが一つの計画の区切りとなっております。

それで、今後必要となってくるお金が、恐らく4億を超える金額が必要になってくるんじゃないかということで、ことしの今3億を入れますと、トータルでいけば7億を超える全体事業費になってくるのかなということで考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） そうですね、私も今こう見ているんですけれども、道の駅までやったり、これからいろいろな土地を動かしてやったりした中で、これから出るのは4億ばかりで実際問題済みますか。もっとかかってくるんじゃないかなという気がしていますけれども、かかることに対してのえらい、いろいろなことを言っているわけじゃないんですけれども、これからの施設、食堂、加工施設の一部増築、それとあととかいった中で、あと駐車場工事や何かもあるようでございますので、今のところ4億という話は出ますけれども、そこら辺のところ、もう少しくんじゃないかなと私は感じていますけれども、そこら辺はどうなんですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 議員さん御指摘のように、現時点でまだ不確定な要素、今の駐車場の話もそうなんです、不確定な要素がまだ多々ございます。その辺のところ、どのくらいに落ちついてくるのかというところで、最終的な数字というのは変わってくる可能性がございます。

ただ、今、設計の段階と打ち合わせをさせていただいているところでは、極力工法等いろいろなことを検討しながら、全体の事業費を何とか抑えていこうということで、打ち合わせをさせていただいているところでございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） この事業に当たって、特に国からの交付金や、今、言われたようにそれぞれの単独費、起債等々なのかと思いますけれども、そこら辺のところについては、今、言われました農山漁村の交付金のほうが主たるものになってきているようでございますけれ

ども、今度またＴＰＰ、また地方創生等、有利なものを選んでいくに当たっては、各課にこの財源等がまたがる場合が考えられるかと思いますがけれども、この事業、先ほど私の意見の中で言ったんですけれども、この事業完成までの人事体制の整備ということで、よほど腰据えてやらなければだめでしょうというのがそのところなんですけれども、今は見ていると、農政課の職員のほうで対応していると、プラスアルファ事業で対応しているようでございますけれども、道の駅、143も含めた中で、実際、全体をうまく仕上げていくには、人事体制の整備ということ、これについてはどのように考えているのかを聞ければと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の中にもありましたように、この事業は、やはりオール青木村役場という事業になるわけであります。

それと、対外的にも関係者も多い中でありますので、そういったことで国庫補助金のみならず、しっかりした体制を整えていく必要があるというふうに思っております。私も職員の1人という気持ちで、これに取り組んでいるところでございます。

先ほどもちょっと冒頭の御質問にお答えしましたように、きょう、あすというわけにはまいりませんが、建設産業課を、今やっているだけでも大変なところにプラスアルファですから、今職員、本当に大変だというふうに思っておりますが、もう少し全体を見られる余裕を持った組織を考えていきたいというふうに思っております。

それともう一つは、民間の力を活用するということで、民活ということで、建築工事につきましては、現場管理をきめ細かにやっていただくということを考えておりますし、少し国のやりとりでは、事業推進室を絡ませるなど全庁を挙げる、あるいは民間の力もかりる、あるいは、よその力もかりるようなこと、今も考えておりますし、具体的にしていきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 同じ質問なんですけれども、今担当している一番の建設課長さんのほうなんですけれども、どんなふうに課長さんは職員にお願いしながら、これ、かなり大変な事業になっているかと思いますが、どんなふうに職員をお願いしながら使いこなしているのかということをお聞きできればと思いますけれども、もし難しければ結構ですけれども。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 御心配ありがとうございます。

確かに私も農政のほうも担当もしていたこともございまして、その仕事のボリュームとかそんなこともよく存じているつもりでございます。そんな中で、今プラスアルファの仕事をお願いしている部分もございます。

今、村長のほうの答弁にもございましたけれども、何とか助けていただける部分をお願いしたいということでお願いをしているところでございます。少し前向きな御発言もいただいておりますので、また、今、現時点では、課で協力して、みんなの力を集めて、何とかここを乗り切っていきたいということで頑張っているところでございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 大変な事業かと思いますが、後手を踏まないような立場の中で、十分な体制で進んでもらえればと思います。

それと、これからの事業完成後の年間を通しての利用客を呼び込むための対策や施設の利用計画。この検討について、今、言いましたけれども、今やっている事業、現在の事業が精いっぱいだけになってしまっていて、その後の動きができなくなるようなことのないように、この検討の進め方についてはどのような方向で進めていくのか、お聞きできればと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） かなり大がかりな仕掛けをしなければならないというふうに思っております。

2つありまして、1つは、いわゆる青木村全体としてと、その中の道の駅公園と一体となったという視点と、それからもう一つは、大がかりな話なんですけれども、上田、軽井沢、松本、安曇野あるいは首都圏、中京圏、関西圏、北陸、こういった呼び込みと、その2点から、この仕掛けを、大仕掛けをしていきたいというふうに思っております。

オール青木村というふうに申し上げましたけれども、単なる道の駅公園だけではなくて、村内の温泉施設でありますとか大法寺、リフレッシュパーク、昆虫資料館、おそば屋さん、大きな全体が一つの観光地、交流の場として売り込むという計画も必要であろうというふうに思っております。行政だけではなくて、地元のこういった民間の観光客を呼び込む関係者にも参画していただきたいというふうに思っております。役場だけではなくて村の皆さん、それから外部の皆さんの知恵をかりたいというふうに思います。

少し具体的な話をさせていただきたいと思いますが、道の駅には2つの大きな考え

方がありまして、青木村の場合は両方なんですけれども、ゲートウェイ型といって外から呼び込むこと、あるいは地域の中で、地域の元気をつくる形の2つがあるわけでありましてけれども、この両方をやっていきたいというふうに思っております。

時間もありますので少し結論を申し上げますと、法政大学の研究室が発展する道の駅というデータを、非常に分厚いデータをインターネットで公表しておりますので、それを見ますと、いろいろ勉強するところがあります。

4点あるので、ちょっと御紹介させていただきたいんですけれども、道の駅は、地元や周辺住民との密接なネットワーク、これは生産物をやるだけではなくて買うという立場です。それから、商品の販売の取引先は地元が中心けれども、県内、県外へ広がる傾向があると。背景には地元生産者の高齢化、あるいは客のニーズの変化があると。3点目は、道の駅の集客には、周辺住民の食材の提供、地元の特産物の販売と関係しているということでありまして。私ども、もう、これを持っておりますし、今後も大きく発展させる道の駅の観光の拠点、あるいは情報発信の拠点としていくということでありまして。4点目は、やはり収益の課題を抱えても、テレビとか口コミとかホームページとか、やはりこういったPRをしっかりやっていくという必要だということでありまして。

いろいろと参考となるべきものがありますけれども、この中で私どもが今、道の駅あおきに必要なものを取捨選択して大きく育てていきたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） これからのことですので、同時進行していかなければ、なかなか発展していかないだろうという感じ持っておりますので、その点はよろしくお願いします。

それと、この後の道の駅の周辺農地、これは私の意見というか考え方の一つなんですけれども、周りには荒廃している農地といたしますか、半分くらいはちょっと荒廃している農地が、貸し付けを希望している農地等があります。これらを利用して農業体験とか集客、やはりあそこだけで単独でぽつと建つのではなくて、その周辺を利用した農業体験や集客、販売農産物の作付とか観光事業など、今後計画できないのか。

例えば荒廃している農地については、以前はリンゴ畑であり、収穫もしていたところでございます。半分ぐらいは荒廃しておりますので、リンゴの収穫畑をつくるとか、収穫できるまでにはリンゴだったら5年がかかります。また、その他いろいろな種類のリンゴ等を栽培していきますと、9月ごろから11月ごろまでのふじの収穫期間というのは長くなりますし、皆さんにも体験していただけるんじゃないかなと思います。

その他、単年度作物等、野沢菜でもいいですし、ソバ等いろいろなものがあるかと思いますが、あの周辺を集客のために何か引っ張るような方法論というのは、これから考えられないかどうか。

リンゴについては、建設課長さんの家で、かなりの技術を持っておりますし、そういう人たちがいる中で、だんだんリンゴ農家も高齢化してきて、なかなか大変になってきておりますもので、その中であの技術の習得等を得ながらやっていくような方法論というのも一つの手なのかなという考えでありますけれども、これ私の意見ですけれども、そこら辺の考え方、お聞きできればと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 周辺の農地を利用してということでございますけれども、議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

そんな中で、今回の計画の中にはまだ入っておりませんが、最初の重点道の駅の全体の計画の中では、周辺の農地に観光農園的なものを整備して、道の駅を強化していこうという全体の計画は、中では動いてきているところでございます。

先ほど来のお話の中で、当面この3年間といいますか30年度まで、この施設の整備に全力を注いでいきたいということでございますけれども、観光農園的なもの。近くでは東山の観光農園とか、あとは先進地で、当然道の駅の周辺にそんなものを設置しているようなところもございます。その辺の事例等も参考にしながら、当然それをやっていくには直売所なり周辺の農家なりに御協力をいただく中でやっていかなくはいけないということでございますので、できることから実施していきたいということでございます。

また、リンゴというような御提案もございました。当然、リンゴとか果樹というのは、消毒があつたり摘果があつたり剪定の作業があつたりですとか、少し専門的な技術等も要する部分はあると思います。

今お話にもありましたように、ちょっと高齢化が進んでいて、今後、経営が困難になってくるような園地も出てくるかなということも心配されます。そんな中で、もしあれでしたら、むしろそういう農家、園地へお客さんをまた誘導していくような仕組み、仕掛けですね、新しくつくるのも一つですけれども、今これから守っていかなくちゃいけないような園地を守りながら、そこにお客さんをまた持っていくというような、そんなような仕組みも考えられないかなということで考えているところでございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） そのような方法というのをこれから、施設だけができればオーケーではないもので、そこら辺の、そこへいかにとまっていたらいいかというような、そういうような楽しみも持ちながらやるような方法論も同時進行で考えていってもらいたいと思います。

それと、現在の直売所での村内生産物の販売状況と今後の生産指導について、栽培農家の指導や施設整備への補助金、ある程度のものを、年度を区切ってある程度の施設に対する補助金も村でも出してもいいんじゃないかなと私は考えております。

またそれと、先ほどこっちと言いましたけれども、農協の、民間からの活用というふうなことで優秀な技術員を今お願いされております。こんな中で、この技術員の指導等、この技術員もかなりの農業を多くやっている方でございますので、大体全てわかる方かなと思っておりますもので、この生産者の育成を進めていただきたいということですけれども、ここら辺のところの活用方法、また、生産者へのより多くのものを出してもらうような方法というんですか、これから5年後、143があいてくるというような話の中では、大体四、五年後をめどに物事を考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますので、そこら辺の考え方はどうですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 現在、今、村内産の生産物はどうなんだというようなお話もございましたが、今、村内産の割合が約60%ぐらいの状況でございます。これを7割に持っていこうというのが、今回の計画の中で動いている数字でございます。

また、今後を見据えての補助事業等どうなんだということでございます。特に、青木村に限ったことではないんですが、冬場の品薄というようなことが一つの課題として上がってくるのかなと。その中で一つ考えられることは、育苗ハウスというのは、苗をつくるためのハウスですが、そこが冬場あいてるとか、そんなようなことございます。そんなような施設を使って、例えばハウレンソウだとかコマツナみたいなものを作付けていくことはできないかなとか、そのようなことも今、検討しているところでございます。

また、補助というような形であれば、今のお話の中でいくと、村でもパイプハウス等の設置の補助の制度を設けています。設置の20%を補助していくという制度ですが、JAにも同じ補助がございまして、これを2つ合わせると4割、パイプハウス建てると補助が受けられるわけです。ちょっとこの辺、PR不足の部分もあるかと思いますが、この辺のところも積極的に活用していただければなというふうに思っております。

あと、今お話にもございました5月からJAのOBの方に入らせていただいております、

早速、村内各地を飛び回っていただいております。また、そういった人脈を生かされて、今、川西地区あたりにも声かけていただいて、青木の弱い部分ですか、そんなところも補っていただくような活動もしていただいているところでございます。

一つ直売所、ほかの例もそうなんですが、直売所を中心になって支えてくれる生産者、4人なり5人なり6人なり、そういう中心になって支えてくれる生産者がいると、品ぞろえが安定してきて、非常にプラスになってくるということでございまして、この辺の確保にも、今、取り組んでいただいているところでございます。

近くの例でいくと、あさつゆさんあたりでは、もう直売所だけで400万とか500万とか1人で稼げていらっしゃる方もいらっしゃいます。当然そこだけじゃなくてほかの直売所にも出されてはおりますが、そういう形で経営として成り立つ若手の育成といいますか、この辺のところに重点を置いて取り組んでいただいております。

そんな中で実際に既に、村松地区とか入田地区の遊休地を確保して、既にそういった方、若手の育成を始めていただいております。一部でございます。この辺の輪をまた広げていければというふうに思っています。

今お話にもございましたが、1年でちょっと100点というわけにはいきませんが、3年、この施設全体のオープンを目標に、今そんな体制づくりをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 大分、じゃ、お考えいただいているようで本当によかったと思います。

それと、直売所ができて道の駅が新しくなりました。さあ、施設だけやりましたからということではなくて、やはり村も、今、言われたように補助率、それでも20%プラス20%というようなものもあるということで、これ、何年でもいつまでも長くやる必要はないですけども、何年間という区切りの中で、もう少し充実したような補助と生産者のほうへもお話しして、基盤ができるような方法論をとっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、新しくできる食堂の今度は運営方針、これも運営方針と今ある体験施設の利活用に、利用方法についてどんなふうにやっていくのか、ここのところをお聞きできればと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 食堂施設も今度、新しく新設をするという予定でございます。

それで、今の食堂施設を体験施設として活用していこうというのが、今、計画で動いているところでございます。

食堂施設でございますけれども、御案内のとおり、現在でもそばのたち蕎が大変好評でございますして、食堂の売り上げのナンバーワンはこのそばでございます。やはりこのたち蕎を柱に、地元の食材にこだわった経営を期待しているところでございます。

また、計画では席数を約倍にして、団体客への対応ということも考慮しております。というのも、近隣には団体客が食事ができるということが少ないわけです。そんな中で、この受け入れが可能になることによって、周辺の周遊ルートの一つに、この道の駅あおきが加えられる可能性が出てくると。そういうことで、そうするとさらに多くの来客が期待できる。お客さんが来ていただければ、食堂で食べてもいただけるし、直売所で何か一つ買っていただくとこのような期待も出てくるわけでございます。

また、体験施設については、現在の食堂施設を体験館というような位置づけにして、従来からやっているそば打ちですとか、おやきづくりの体験等に対応していくのはもちろんなんですけれども、研修施設としても利用が可能ですし、生産者が集まって会議をする場としても利用できます。また、展示スペースだとか催事スペースというような形で使うこともできる。例えば、誰々さんの絵画展だとか何とか展というような利用も一つ可能かなということだと思います。また、視察で見えられる方の受け入れだったり、今、NPOのええっこ村さんが村外から受け入れをさせていただいておりますが、その際の入村式だとか退村式だとか、そんなような場としても利用することができるかなということで、かなり自由度の高い利用が可能になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） わかりました。

いろいろ、そばのほうも大分いいようでございますし、団体客も受け入れるということでございますので、そのような方向の中でやるとともに、今ある食堂のほうですか、これを体験施設に切りかえるにしても、もう既にかなり時間がたっておりますから、やはり縛られないかと思えますもので、いろいろなものに御利用してもらえればと思います。

次に、直売所と食堂の体験施設の連携についてということで、今お聞きしたのとともに、加工施設ですけれども、現在ある加工施設なんですけれども、これは国の補助金が入ってい

るため、運営とかいろいろなものに対しての縛りがあるかと思いますが、ここら辺を何とかクリアしながら進めていかなきゃいけないだろうと思いますが、一番は、主体となる直売所と食堂、体験施設や、今言った加工施設、要するに、今、生産者がつくって余っているものを、また持ち帰ってもらうのも結構ですが、その部分を少なくするか、いろいろな方法論あるかと思いますが、ここら辺の連携は、主たる直売所からの連携を、食堂とか体験施設、加工施設のほうへ連動させるような方法論というのは、いい方法論はないものかどうかということですが。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 議員さんおっしゃるとおり、この連携というのが非常に重要であるというふうに私も認識しております。そういう経過もありまして、食堂も直売所に続いて同じ組合に指定管理をお願いしてきたというような経過もあります。また今後、加工施設も道の駅で一括管理をお願いしていく方向で今、調整をしているところでございます。

施設相互の連携によりまして、今、議員さんおっしゃられたとおり、直売所ではぐれたような農産物が食堂で提供されたり、あるいは加工施設で漬物みたいなものに加工されたりして、また、その加工品が食堂で提供されると、この漬物がおいしいということになれば、それが並んでいる直売所でその漬物を買っていただけたとか、そういうようなプラスの面が出てくるのかなということで、やはりその地元の農産物とか食材の利用というようなことを柱に据えていくのが、やはり基本になってくるのかなというふうに考えております。

道の駅も忙しい中でやっていただいておりますし、村も忙しい中でやっておりますが、相互に打ち合わせの場を持って、やはりかかわる人が同じ認識を持ってやっていく必要があるということで進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほど加工施設の補助についての縛りというようなことでお話ございました。今回、増築を考えている施設につきましては、地元農産物をどのくらい使いますかとか、あるいはその施設、どんな利用率になるんですかと、そういうような縛りといいますかあれはございますけれども、営利とか非営利の縛りは今回の施設についてはございません。

また、既存の施設につきましては、今、研究開発のための施設というような要素で動いている部分がございますけれども、こちらも利用計画の変更手続を行えば、例えば、営利施設として利用していくことも可能ということになっておりますので、この辺、今、どんなふうに既存の加工施設も含めて、加工を道の駅全体でどうしていくかということを今、調整している最中でございますので、その辺を見ながら、必要に応じて対応していきたいと、そ

んなふうを考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） わかりました。

加工施設については、既存の加工施設ですけれども、今回の新しいのはそういうことで、全体の中で考えられているからいいかと思いますが、既存の加工施設につきましては、どうしても住民の方が欲しいという中でつくったものですので、なかなか国の言うようなつくり方をしてしまって、使いにくくなっているのが現状かと思いますが、今後、今回のあの施設全体の中で国とも話し合いながら、うまく使えるような方法論というもの、これはざっくばらんの中で話ししていってもらえればと思いますが、よろしくお願いします。

これ、最後になりますけれども、国道の143号線のトンネルの開通した場合ということで、すけれども、この間の信毎ですか、新聞に出ましたけれども、長野県の大きな道路の事業計画という中で、額は小さいですけれども、一応青木トンネルの調査費というものが1,000万ほどのってきております。

こういうところでも、ああ、やっとのつけてきてもらえるようになったのかというような感じは持っておりますけれども、この利用客の見込み、現在の車両の問題が一番多いかと思っておりますけれども、車両とともに今回あそこがあげればバスが動きますけれども、通過車両の増加を見込めるというのが当然かと思えます。

三才山とのバランスもあるでしょうけれども、私、今まであそこ利用していなくちゃいけないという中で、市は3年後、4年後を見据えた中で、いろいろ考えていなくちゃいけないということとともに、今回、後期5カ年計画も入りますけれども、どのような対策というかな必要なのか、大体どのくらいの交通量がふえるかなというような予測というものはできるのかどうか、そこら辺のところはどうですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 143のトンネルができた場合の、この道の駅の利用客について御質問いただきました。

その前に、今、御質問の中にもありましたように、過月、信濃毎日新聞に県の阿部県政の折り返し点ということでの記事の中に、県立大学とかの7事業の中に道の駅、国道143、あおきが位置づけられているということを拝見しまして、大変今まで知事が言って、予算化されてということですから、ちゃんと県政の中で位置づけられているなということを確認して、大変うれしく思った次第でございます。

今、予測の前に、前提となる数字を少し並べて答弁させていただきたいと思いますが、今の道の駅あおきでレジを通過した人の数、いわゆる買い物をした人の数を申し上げますと、道の駅あおきができた平成18年は6万2,451人でした。中間の22年は8万7,455人、27年度は9万1,570人ということで、10年間で1.5倍になっております。

レジを通らなかった人がどのくらい来るかというデータでありますけれども、ある道の駅のデータによりますと、本によりますと、このレジを通過した人の2.5倍は来ている、あるいは3倍来ているというデータもございました。当然、あおきについても同様であろうというふうに思っております。

それから、現在143の交通量を調べてみました。現在あの付近、道の駅付近では、12時間で7,911台、泉田で1万758台、松本の信大で1万1,123台でした。参考までに、18号バイパスの新幹線の下がありますよね、尾和米穀店があります、あの付近で約1万2,000台でした。

次に、雷電の前の交通量、それから入場者数を申し上げますと、雷電は1万2,690台で約49万人であります。あさつゆは1万1,606台で24万9,000人、あおきは7,911台で先ほど9万1,000人です。

ちょっと数字は違うんですけども、軽井沢の発地市庭がことしの春オープンいたしました。今までの道の駅といいましょうか、農産物の直売所の概念を変えるような、非常にいろいろな工夫がしてありますので、仕掛けがしてありますので、今、沓掛議員から何点か御質問いただきましたようなことを踏まえて、どうなるかということで私の考え方を申し上げたいと思いますが、観光客は年間、松本、安曇野で1,750万人来ていると。それから、軽井沢、上田で約1,000万人来ていると、入り込み客です。この何%とかを呼び込みたいというふうに思っております、まず、少しハードルは高いかもしれませんが、目指すはあさつゆの25万人ぐらいということを目指して、諸元を立てていきたいなというふうに思っております。

今まで御質問いただきましたように、今回の道の駅のリニューアルは、村挙げて、役場挙げて関係の皆さんの御支援をいただきながら、しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） ありがとうございます。

私も、この道の駅関連事業と国道143号線、これ、もう一体事業として見ております。そ

んなもんで、先ほどから言いましたけれども、腰を据えて、職員体制もそれなりにこの期間だけでもふやすならふやすというような方法論も考えながら、この事業を仕上げるとともに、すばらしいものにしてもらって、利用客が多くなるようにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 3番、杓掛計三議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。傍聴の皆さんのお茶も、玄関へ向かって右側の部屋に用意してありますので、そこをお願いしたいと思います。議会開始が11時にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

◇ 片 山 順 雄 君

○議長（小林和雄君） 4番、片山順雄議員の登壇をお願いします。

片山議員。

〔4番 片山順雄君 登壇〕

○4番（片山順雄君） 議員番号4、片山です。

村長初め、それぞれの皆さんの御答弁をよろしくお願いいたします。

私は今回、住みよい村づくりについてということで質問してまいりたいと思います。

天候不順による大雨、台風による災害が最近日本各地でありました。特に北海道、東北岩手県、それぞれの被災地の方々にはお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りします。台風シーズンもまだまだこれからです。どこにも災害のないことを祈りたいです。

さて、青木村は日本一住みたい田舎ベストランキング村部門で1位になったことで注目されていることは私も誇りに思うし、非常にうれしく思っています。このごろは青木村ではひとり親家庭の移住、また移住・定住にと日本一住みたい田舎の総合戦略も立てて、人口増加、

村の活性化にと、いろいろ努力されていることに敬意を表します。

私は、今以上にこの村が住みよい村になってほしいと願い、住んでよかった、生まれてよかった、住みよい青木村になるよう次の幾つかのことについて質問させていただきます。

まず、Iターン、Uターン等の方の移住者について質問していきます。

宝島社、田舎暮らしの本による住みたい田舎に青木村が1位になってから、村の反応、反響はどうか。せっかく1位に選定されたからには、移住先としてどのように対応しているのか、また7月23日の銀座NAGANOでの移住・定住者への説明会が実施されたが、そのときの反応状況については。まずこの辺からお聞きしてまいります。お願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず青木村は、増田寛也さんのグループがいたしました消滅候補都市には入っておりません。これは若い人が一定数いるということで、今までの関係の皆さんの御努力の結果だろうというふうに、ありがたく思っております。

宝島社は、106項目の条件の中で青木村が一番たくさん項目としてはやっているということの評価されたというふうに思っております。いろいろの先ほどの8月のUターンの数、社会増のお話ししましたけれども、大変空き家バンクの関係とかそういうところでもいろいろな紹介があったり、実際登録したり、あるいは見に来たり、それからお試し住宅をつくりましたけれども結構評判がよくて、回数も多く、思いのほか来ていただいている状況であります。いろいろなところから、県外の方からも声をかけていただいております、本当にいろいろな面でプラスになったなど、こういうふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 青木村には、Iターンの方約110戸、約180人ぐらいの方がいらっしゃると思いますが、Iターンの方にいろいろ期待するところも多いと思いますが、この辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 健康で地域に溶け込んでいただく、実際来られて10年たたなくてソフトボールの会長をしたり、あるいは民生児童委員の会長をされたり、活躍されている、必要なボランティアを期待しておりますし、実際やっていただいているということで、ありがたく思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） Iターンの方も、平均年齢は高齢者の方が多くみえるように思います。

この方々一代で青木村との縁が切れないよう、跡取り、また後継者の方に継続して住んでもらえるような考え方はどうですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） I ターンした人の後継者が青木にということですかね。例えば、別荘を見ていますと、なかなかそれは難しい課題だというふうに思いますよ。別荘が、家があって、別荘として使っていて、その別荘ももう連絡がとれなくなったりする方もまま出てきていますから、例外はありますけれども、親が住んでいるところにその子を、自分たちが引き継いでというのはなかなか課題があるかなというふうには思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4 番（片山順雄君） なかなか難しいとは思いますが、その辺も積極的な何か対応ができればと思います。

次に、I ターンの方々に青木村について、住んでもらったりしたときのいろいろな関係の感じでもいいと思うんですが、アンケートをとって見たらどうでしょうか。今後の村づくりの参考になると思うんですが、この辺はどうですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、実施しております長期構想の基本計画策定のために、10年先を見据えたこの先5年間のむらづくりというキャッチフレーズでアンケートをしていただいております。1,000人にしていただいておりますが、この4に今御質問にありましたようなことが含まれております。

ちょっと具体的に言いますと、あなたの居住歴を教えてください。いずれか1つに丸をしてください。1、生まれてからずっと青木村に住んでいる、2、青木村以外の居住経験がある、3、県内の他の市町村から青木村に転入してきた、4、県外から青木村に転入してきた、こういうような今ある中に、御質問の回答はこれで分析できるというふうに思っています。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4 番（片山順雄君） I ターンの方々もいろいろな生活スタイルがあって、それぞれ自由に元気に暮らしているのですが、横のつながり等情報交換が少ないように見受けられます。そこで、この人たちの情報交換のできるようなことができないか、また、移住者の方々のケアというようなことも含めた考えはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 役場が積極的にこういった方々だけを集めて何かをするというのは、

私はいかなものかというふうに思います。まずは、住まわれる地区あるいは地元になじんでいただくことを最優先にしてほしいというふうに思っております。しばらく前ですけども、移住者の方々が集まって新聞を出していたそうですね。その新聞ももう既になくなったということで、移住者の方々がいい意味で地元の人たちに染まってきた結果ではないかというふうに思っております。

それからもう一つ、こういう方々がまとまってというのは、Iターンする人たちはいろいろライフスタイルというものを自分なりにしっかり持ってきていますよね。ですから、そういう人たちを、言葉は悪いんですけども、十把一からげで役場が呼んでというのはいかなものかというふうに思っております。

それから、別荘は実は管理事務所が主催いたしました集まりを年に一、二回やっております。必要があれば考えたいんですけども、Iターンした人たちだけを集めて、例えば原子力村とよく言いましたよね、ああいうようにIターンした、Iターン村をつくることは私は行政としてはいかなものかと、そういう意味で思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 私も実のところそういうことなんですが、いろいろな方々に聞いてみる中では、そういったことも村主導ではないんだけど、半主導みたいな形でできたらなというような考えもあるようなので、その辺の情報収集もして、前向きな検討をひとつお願いしたいと思います。

じゃ次、2つ目ですが、ひとり親家庭青木暮らしについてお聞きしていきます。

8月26、27日にひとり親家庭の移住・定住お試しツアーが実施されましたが、その参加人数、参加者の内容、その反応はどうだったのでしょうか。どのようなことをされたか、また体験されたのか、その辺をまずはお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ツアー参加者、親子で9組でございます。現住所が東京が2家族、千葉が2、神奈川5でございました。反応として、アンケートの結果についてでありますけれども、概して好評でありまして、特に村全体の魅力を感じたと。それから子育ての環境が気に入ったというふうに、特にその辺が強調されたアンケートが多かったように見受けられました。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） その子育ての環境の内容は。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 学校の授業を見ていただいたり、それから放課後児童クラブ、児童センターを見ていただいたり、そこが中心でしたね。それから、逆に時間がなくて保育園と中学校は見られなかったんですよ。それを見たかったという、そういうアンケートがありました。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ひとり親家庭に前向きに検討されたとしたら、その家庭の抱える問題、不安を解消しなければいけないが、住居、仕事、学校、保育園も含めてですが、子供の各種支援、行政のバックアップ、再婚への支援等ほかにもいろいろあると思いますが、この辺の考え方はどうですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 移住に当たって、普通ひとり親家庭だからという課題も垣間見えましたよね。だからこういう課題もあるんだなというふうに見えております。一番は今御質問にありましたように、住宅の問題、教育の問題、仕事の問題、この3点セットであります、特に仕事はこちらが開拓しなければならないなというふうに思いました。今回のツアーに当たっても、行政が主体となりまして4カ所を開拓いたしております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ひとり親家庭に皆さんを貧困と決めつける話ではありませんが、子供のいる8世帯に1世帯がひとり親家庭で、母子世帯の平均年収は一般世帯の半分に満たず、純粋に就労所得となる一般世帯の3分の1となってしまいます。日本では子供のいる一般世帯の平均年収は高いものの、ひとり親世帯になると途端に貧困率がはね上がるそうです。一般世帯は貧困率16%そこそこですが、これに対してひとり親世帯の貧困率は5割を超えると発表されています。この数字は、厚生労働省2011年全国母子世帯等調査によるものです。ちなみに、2014年7月厚生労働省が発表した2012年時点の子供の貧困率は16.3%で、世界第3位、経済大国の日本がこの位置にあることが信じがたいことです。この数字は過去最悪で、今でも改善されていません。

貧困にあえぐ子供は6人に1人。これだけの子供が当たり前に育つことのできない今の社会、現実への疑問があります。2014年1月、子供の貧困対策推進法が施行され、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることのないような環境を整備するという法律ができましたが、現実はどうなのかという感じです。子供たちから「希望って何ですか」と問われたと

き、私たちは答えられるだろうか、これは考えさせられてしまいます。ひとり親家庭の方々が見え、この青木村で新しい生活を始め、この希望にかなえられるような村にしていかなければと思いますが、このようなことに関してはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木の教育についてちょっと触れたいと思います。

青木村では、ここ最近、成人式で若者から青木に誇りを持つ、それから役に立ちたい、戻ってきたいという言葉が多く聞かれるようになってきました。それを知った元上田二中の校長先生が「信濃教育」という、これは先生たちが読む雑誌ですが、その編集後記というところに青木の取り組みを評価していただいて、こんなようなことを言っています。多くの子供たちにとっては、これから少子化が始まる中で、今の学校内外での学習環境が維持できるとはとても思えない、しかし有効な策がなくはない、将来を見据え、10年以上前から手を打ってきた村もある、その結果が前述した村の広報紙に載った成人式での言葉だということで、青木村の広報に載った成人者の言葉を紹介してくれています。実は、ひとり親のこの前の会するときにもこの話を紹介申し上げました。村に誇りを持ち、家族を愛し、自分に自信を持つ、そういう子供を育てたいという言葉をお話ししたわけですが、保護者の方々の希望と夢につながればいいというふうに考えています。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

それでは次に、具体的に仕事先について、村長も以前このひとり親のことで話をされたとき、どうやってどこへ就労してもらうか問題だと言っていました。地元企業はもとより、私は道の駅で優先的に働いてもらうような考え方がどうかというふうに考えます。また、村関係機関で働く場所があれば、こういったところに積極的な職場として紹介をすることができたらお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ひとり親の皆さんを迎えるに当たりまして、4,345人の青木村がどつと受け入れるということは村全体のバランスを崩すことになる。ということは慎重にやらなければいけないというふうに思っておりますけれども、したがって、今の質問、資格があるとかやる気があるとか、そういうような人たち、あるいは能力がある方が、そういうような人たちは役場関係あるいは企業関係でぜひ働いていただきたいというふうに思います。優先してというのは、これはちょっと私の立場からいけば最優先というわけにはいかなくて、

まずそういう人たちも考えますけれども、一定の数は考えますけれども、本来いる村の人たちも優先してというように考えていくのが私の立場ではないかというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 言わんとすることはわからないわけではないですが、せっかくひとり親家庭の方が来たときに、仕事先としてそういう体制があるよというところをぜひ見せてもらえればと思います。

別な視点での働く場所づくりとして、空き家を活用したり、村で働く場所の店づくりを考えてみたらと考えます。全国的にはこういった例がたくさんありますが、行政が主体でやっているところは少ないです。私は、例えばですが、そばの店でもいいです、それからパンの店、それからオーガニック食品、野菜等を使った食事のできるような店をつくって、ここで働いてもらったらということも考えています。窓からは、青木村の景色が一望できるような店づくりをして、青木村産のものにこだわったものを提供できたらと考えます。

何でこんなことを言うのかというと、幾つも事例がありますが、その中の一つを紹介합니다。これは、山口県南東部瀬戸内海に浮かぶ周防大島という島で、島でジャム屋を開き成功している京都出身の松島さんの言葉で印象に残っている一節に、今の時代に求められているのは地域の価値に気づき、その地域に根差した活動を展開することではないでしょうか。その土地でできた農作物を使い、田舎では田舎でしかできない事業を行うことが理想のスタイルであると思います。それが地域を復興させ、お年寄りを元気づけ、若者を呼び戻す切り札になるはずです。土地とつくり手の魂が感じられるものをつくっていく、これこそが私たちの目指しているものづくりなのだとありました。

聞いてみれば当たり前のことで、大したことではないと思いますが、じゃ青木村はどうかというと、このあたり、この辺ができていないように思います。地元でとれるタチアカネそば、小麦粉によるパン、野菜の直売、加工その他いろいろなものを考えた地元産にこだわったものを売る店をつくり、こういった人たちに働いてもらいたい。

今、話したこの島は、この松島さんが店をオープンした後、20代から40代の方がIターン、Uターンで約22名ほどだそうです。その後ちょっとわかりませんが、次から次へと移住し、島の眠れる宝を掘り起こし、新たなビジネスに結びつけています。例えば養蜂、地元食材を使ったレストラン、水産加工の跡取り、炒り子、オイルサーディン、新種ミカンの開発をしてミカン農家へと、まだほかにありますが、こうしたことで人口増加が続いているところ、この話は新聞、雑誌等で取り上げられ有名になっています。ほかにも似た事例のとこ

ろがありますが、こんなことも参考になると思いますが、この辺の考え方で働く場所として考えてみたらどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にありました周防大島の島のジャム、大変に有名で私も何回かデータを拝見しております。やっぱり外の人だからできた視点、観点かなと、こういうふう

に今御質問ありましたように思っております。

それからもう一つ、今の御質問の中にもありましたように、田舎といいましょうか、農業、農家に魅力を感じている都会の若い人たちを中心に一定の数がいるんだなというふうにも思うわけであります。ひとり親に限らず、青木村の人たちにも働く場、それから青木村の若い人たちが外に行かないためにも、やはりこういったことは大変重要なことではないかというふうに思っております。

昨年、生坂村の農業公社の方が、委員長が来られて講演を聞く話が、議員さん皆さんとありました。先日、この公社を含めて生坂村のいろいろ視察をするチャンスがありまして、行ってきましたけれども、2,000人弱の生坂村ができて、青木村が、東京に近い青木村ができないわけではないと思っております、どうやってその付加価値を高めればいいのかと、こういうふうに思います。農業生産とか、あるいは独自産業とか加工とか販売とかたくさんの方々が精いっぱい頑張っているんで、行政としてもリードする、あるいは後ろから押す、後援する、そういうようなことで始まっておりますけれども、行政としてもやらなければならない今の御質問の内容だというふうに思います。

いろいろ見たり聞いたりする中で、やっぱりリーダーになる人、やる気のある人というところがポイントだなと、こういった人たちをどうやって育てていく、あるは呼び込むかというのが、人、いろいろな組織とか人でありますけれども、やる気のある人だというふうに思っております。

一例を言えば、ファンキー・シャトーですよね、あれだけ有名になるには、やっぱりやる気あって、自分の本来売れっ子の仕事も半分にしてワインづくりに励む、あの姿勢を見ると、やっぱり好きだからできる、一生懸命やるということが成果として出てくると思いますので、一にも二にもやる気のある人が欲しいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございました。

次に、子供の支援についてということで質問してまいります。

ひとり親家庭のアンケートの中で、収入確保、仕事ですが、と同じくらい要望として多いのはファミリーサポートセンターと病児病後児の保育の支援があります。実際のところ、使いづらい仕組みで、この青木村ではほとんど使ったことはないとのことが現状です。病児病後児保育は、営業時間、事前登録、診断書、診断書はお金もかかるわけですが、子供の移動等、実際の当人にとしてみると、問題だらけで使いづらいとのこと。私もそのとおりだと思います。今呼んで、今来てくれる手助けがほしいのです。書類が先か子供が先かです。リアルタイムな支援が必要ではと思います。こういう支援業務の利用に際しては、受付締め切りは平日営業日の数日前が多く、子供や自分の体調もコントロールするのが難しい、計画性を問われる役所の支援は、そもそも計画そのものが困難なひとり親には使いこなすこと自体が難しいと言われています。

以前、この病児病後児保育、ファミリーサポートセンターも含めてですが、一般質問をしています、このとき前向きな答弁がありませんでしたが、父兄の皆さんもこのことについて希望される方が多くいらっしゃいます。前にも申し上げましたが、例えば青木の診療所の一角を使えたら、ここを青木村独自の病児病後児保育ができたらと考えます。

例えば、私は少し前に中野市へ行ってきました。この病児支援センターと病児病後児の施設にお伺いして、中野市子ども部保育課の課長の佐野さんと保育士のナガミネさん、それから北信病院の看護師さんに会って、いろいろ話を聞いてきました。ここは北信総合病院に隣接されている子育て支援センターたまごと病児病後児保育室たんぼぽというところへ伺いました。手続等は青木村とほとんど変わったところはなく、26年度実績、利用者ですが、224人、27年が107人、ことしは若干多くなってきて300人を超すのではないかということだそうです。周知の方法は、入園児にこの施設のことを説明したパンフレットのようなものを渡しているということです。利用者は両親の方が多く見られて、片親の方は比較的少なかったということだそうです。料金は無料、今は保育園児までだが、将来的には小学校3年生まで考えていくと。それで利用者は比較的市中心部のこの施設の周りの人が多く使っていて、在のほうの方は少ないとのこと。

それからもう一つ、これはちょっと遠くて行かれなくて、書類を取り寄せてというか、電話等で聞いたんですが、島根県の邑南町は日本一の子育ての、村というふうに表記しているんですけれども、村を目指してということでは有名なところ。ここが、遠くてなかなか行かれなかったのも、定住促進課まち・ひと・しごと創生戦略推進室室長の田村哲さんに電話してお伺いし、子育て支援ハンドブック、子育て支援ガイド、子育て支援ポイント付与制度

の案内等資料を送っていただいて、後でまたいろいろ電話でお話をさせていただきました。
ちなみに、ここの施設は人口が1万1,265人、邑南町ですが、5,027世帯、高齢化率は42.6%でかなり高いです。山林が86%、主な産業は農林業です。

ここでは攻めと守りの定住プロジェクトとして、1ですが、攻めのA級グルメ構想、レストラン営業、地域おこし協力隊の協力、中に入って地元食材を使ったイタリアンレストランとして人気を得ていて、視察もかなり多いそうです。2として、守りの日本一の子育ての村を目指してということで、この2つを掲げて進めているところです。プラス徹底した移住者ケアも行っているとのことでした。

こういったことをされていることをちょっといろいろ聞いてきたんですが、7月14日の信毎の記事も出ていましたが、こういった体制がひとり親には特に大事ですが、どうでしょうか。9月7日の信毎の記事には、出産子育ての見える課題として、大きく取り上げられていました。細かい内容は別として、この中に少子化の根本的な原因とされる育児負担分の軽減や、長時間労働の改善、出産、子育てと仕事の両立を図る環境整備などで、改善を要するとの評価が目立つとありました。私が今質問しているこの病児病後児保育、ファミリーサポートセンターの件もその一つだと思います。

両親のいる家庭でももっと子供が欲しいが、こういったいろいろな体制支援が整っていないければ、今の社会では子供を多く生んでも、育てられない環境です。こういったことも考えて、こういうファミリーサポートセンターも含めてどうでしょうかということです。

ちなみに2014年12月26日の信毎記事には、県の子育て支援戦略の発表がありました。県の子育て支援の戦略の主な取り組みの中に、経済的負担の軽減、子育てと仕事の両立支援、子育ての孤立化防止、困難を抱える子供や家庭への支援、その他とあります。2番目の子育てと仕事の両立支援の内容は、病児病後児保育を県内全域全てを県内で利用を可能にすると。それからもう一つ、保護者が休養や残業のときに子供を預かれるようなファミリーサポートセンターなどの事業を支援。それから3つ目が、短時間正社員制度やノー残業デーの実践など、子育てに協力的な企業の認証制度を創設とありました。これを踏まえて、こういった病児病後児、ファミリーサポートセンターのことについてはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま議員さんがおっしゃられましたように、やはりお子さんに緊急の対応が必要になるときにつきましては、大変課題であるとともに認識はしているところでございます。

ただ、しかしながら村の現状としましては、なかなかすぐということとはちょっと現実難しいのかなというふうに考えております。今おっしゃられましたように、病児病後児保育というものは単純に病気の子供を預かる託児所という意味合いではなくて、病気の子供に全てのニーズを満たしてあげるために、やはり体制づくりが大変必要になってきます。保育士、看護師、栄養士、医師、この専門家の皆さんの体制づくりが確保した上で、やはり事業として進めるのかなというふうに考えておりますが、なかなかその調整が村としては大変厳しいのかなというふうに考えております。

事業の運営に関しましては、看護師また保育士をそれぞれ1名確保しなくてははいけません。また、複数人数の対応ということで、ある程度の広さ、また設置する場合、やはり病後児の関係ですので、隔離室、空調設備とのいろいろな調整などが必要になってきます。以前にも診療所などとかいろいろお話があった中でございますが、医師がすぐに対応できるという点では大変望ましいことと理解しておりますが、いろいろ協力体制、また先ほどの中野市さんの例もございましたけれども、ニーズがどのくらいのものがあるのかこちらも具体的にはちょっと把握していなくていけないところなんです、そこら辺の中で採算性の問題も当然出てくると思います。そうした場合に、やはり恐らく公的支援が必ず必要になるのかなという点がございます。

また、ファミリーサポートセンターというお話も1点ございましたが、確かにファミリーサポートセンター、県内でも各所いろいろございます。その中でファミリーサポートセンターは、やはり子供のため、いざというときに子育ての手助けをしてほしい人、またあるいはそういうお子さんを、子育てのお手伝いをしていただける提供会員、受けていただける人、そのつながりの中で相互援助活動ということで成り立っておりまして、やはり今問題なのが、受けていただく方の確保が大変難しいのかなと考えております。やはり今お話あったとおり、今必要だというときでございますが、お子さんを、何かのことで必要になった場合に、受けていただく家庭が、そうすると常時何かしらの待機していただくなり、その人を確保しなくちゃいけないわけでございますが、青木村においてどの程度あるのかなという点、その辺もちょっと心配な点がございます。

いずれにしても、今、ひとり親の家庭の問題とか、いろいろ村も進めている中でございますので、今後につきましては、今現在進めているのは、病児病後児保育につきましては、圏域の関係で、上田にございます病児保育センターを活用しておりますが、今後ファミリーサポート体制づくりという点で住民相互に支え合う組織ということもございまして、やは

りこの問題は行政だけでなく、住民組織あるいはNPOなどの連携も深め、研究していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

確かにいろいろクリアしなくちゃいけないと大変だと思います。この間川上村へもちょっと知っている者があって電話で確認したところ、川上村はまだ病児病後児はまだ取り組んでいないけれど、要望があって取り組むことを考えているということで、支援センター長のさんにはお聞きしています。なかなかどこでもそういったクリアすることが非常に難しく、ちょっと手をこまねいているというようなことがあるんですが、県の先ほど申し上げました2014年1月26日の新聞ですか、これは発表されたのが12月25日にその支援のことについて発表されていますので、できればそういったことをもうちょっと村としても積極的に取り組んでもらえればと思います。

次いきます。

次に、親の負担の軽減について、片親も含めて一般の方も含めて両方ということでもいいと思いますが、1番は、ひとり親の方は収入が少ないというようなことでお聞きします。

ひとり親家庭の貧困について先ほども話していますが、今現在、青木村に住んでいるひとり親家庭、またある程度生活に厳しい家庭の方々からは、給食費、学年費、学校行事等の中で家庭で負担するものが意外に多く大変という声もよく聞きます。そこで、私なりにいろいろ考えてみたのですが、住みよい村として人口増加にもつなげていくには、親の負担の軽減を少しでも減らすことができたらと思います。青木村は他行政と比較しても、子育てには何かと支援されているところですが、さらに青木村として、例えば給食費を半額に、いずれは全額無料にするということはどうでしょうか。

例えばですが、今現在、小学校の給食費は1年生から3年生が月に5,260円、4年生から6年生が5,660円、それから中学は1年生から3年生が6,500円、そのほかに学年費として、小学校1年から3年生が月に1,000円、4年生から6年生が月に1,500円、それから中学は1年生から3年生の学年費が3,500円ということです。結構大きい金額だと思います。

例えば、先ほどの島根県の邑南町では、移住者を多く集めているところで有名ということ为先ほど申し上げましたが、子育てにはかなり力を入れていて、これによってかなりの移住者がふえているということも聞いています。町では役場前に高く掲げられている「日本一の

子育ての村を目指して」という大看板を出し、行政の姿勢を広く示しているそうです。住民にわかりやすいガイドブックもまとめられています。ここにも送ってもらったのがありますが、ほかの行政もそれぞれ似たような子育て支援を行ってきている中、思い切った支援策を出したほうが勝ちであると思いますが、こういったことは、いきなり半額ということも厳しいかと思いますが、そういったことに支援するというような考えはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 給食費を半分にということで御質問いただきました。保育園、小学校、中学校、私も予算編成のときに毎年これを議題に出して、財政担当あるいは教育担当と話をしております。なかなか額が額なものですから、半分とはいえ、なかなか財政的にも厳しいねと、こういう話で毎年そこで終わってしまっております。

給食費だけ見ると、やったらどうかという話になりますけれども、青木村全体の子育ての支援をどういうふうに行っているかという、まず御理解いただきたいということで、少し細かな答弁をさせていただきたいと思いますが、まず就学に関する助成として、就学援助制度ということで、給食費あるいは学用品など一部の経済的になかなか困難な家庭には補助をいたして援助をしております。それから、特別支援教育就学奨励費制度ということで、これも今言ったようなことで、青木村の小・中学生にいたしてございます。それから御案内のとおり、約1億5,000万円の奨学金も貸与いたしてございます。

それから教育の相談ということで、幼児から小・中学校及びその保護者等々に教育全般の相談を受ける、あるいはカウンセリングを行っていることもしております。それから子育てについては、青木村児童センターの運営もしておりますし、はつらつネットワークということで、村全体で子育てをするため、そのようなグループ団体で、こういったネットワークを組織いたしまして、コーディネーターを配置し、情報発信等を行っております。

それから、図書館のいろいろな催しということで、児童・子供のお話し会とか図書館フェスタ等々をいたしてございます。それから障害のあるお子さんのために、療育手帳とか身体障害者手帳をいたしてありますし、それから障害児の福祉手当、あるいは特別児童扶養手当も出しておりますし、それから自立支援医療費の補助もいたしてございます。それから、ひとり親の家庭のために児童扶助手当、あるいは母子・父子家庭医療費の補助も出しておりますし、生活福祉金の貸付も行っております。

こういうふうに、親の負担の軽減のためにたくさんの事業を実施しております。そういう中でこれ以上村の負担する、あるいは親の軽減をするというのはなかなか村の財政状況から

も厳しい状況でありますとともに、私の立場とすれば、老人福祉やいろいろなことをバランスを含めて考えなければならないときに、少しこの時間をかけて検討をしなければならない課題ではあると思いますけれども、今はそんな状況であります。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 次に、高齢者対策についてお伺いいたします。

先ほど堀内議員からも同じような質問されていますが、私はちょっと違った角度でお話ししたいと思います。

住みよい村として、次に大事な高齢者対策についてですが、介護1、2は今なるべく自宅の居宅介護でというふうになってきて、村の仕事、行政の仕事になってきていると思います。以前と比較して、この辺の仕事量、行政の負担はどうでしょうか。また、介護度1、2の方々の状況、現役で仕事をされている人が多いとか、寝たきりになっている人が結構いますとかというようなことで結構ですが、わかっている範囲で結構ですが、教えてください。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま介護保険に関しまして、これからのことでございます。介護保険は今、国のほうでも言うておりますが、地域包括ケアシステムの構築ということも言うております。また、平成30年度からは第7期の青木村介護保険事業策定計画ということで、今年度からその準備段階に入っております。やはり地域包括ケアシステムに伴いまして、新しい総合事業の移行準備の期間ということにも入りますので、要支援・要介護の関係、また介護サービスの見直し等多々業務的には大変ふえてきているところでございますので、担当仕事量負担ということで職員の観点からいいますと、仕事量は当然ふえてきます。

また、介護度の1、2の状況ということですが、今朝の附属資料のほうでもちょっとお示ししたわけでございますけれども、介護1の状況ということで認定状況でございますが、介護の認定者314人中介護の1は62人、介護2の方は52人となっております。主に居宅にて通所、訪問サービスを利用している人は介護1の方が47人、介護2の方が40人ということで8割近くを占めている状況でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 団塊の世代があと10年くらい、もう10年切っていると思いますけれども、後期高齢者に入ってくるわけですが、今のラポートあおきでは入り切れないこ

とが予想されています。現在も待機者がいるが、さらに団塊の世代が後期高齢者になったとき、この青木村ではどのぐらいの人がいるのか、またこれに対応して入居施設の確保、ラポートあおきの増設は考えているのか、道の駅関連事業、それから青木峠新トンネルと青木村にとっての一大事業のこの2つは先が見えてきたので、次はこの高齢者対策でラポートあおきの増設を検討をしてほしいと思います。

今でも年配の方の中には、申し込めば村内の人はいつでもラポートに入れると思っている人がいます。高齢の方々はやはり住みなれたこの村に住み、この村で最期を迎えたいと思っています。高齢者の方が安心して暮らせるためには、こういった施設の充実が大事です。具体的な予定があるのか、今後の計画等を教えてください。以前、この件で質問し、答弁された内容は、多額のお金と介護士確保は難しいとのことでしたが、何をするにもお金と人です。前回より前向きな答弁を期待します。また、近在の青木村の人が対象と、入れるところですね、の施設の今後の計画と情報がありましたら、この辺も教えてください。例えばチェリーガーデンとか敬老園、長寿園なども、そういったことを今後どのように考えているのかわかったら教えてください。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） お答えしたいと思います。高齢者の対策で、ラポートあおき、特養の増設の関係でございます。

前回も話したわけですが、恐らく今、待機者の関係では六、七十名ぐらいいらっしゃるかと思います。待機者の方につきましては、認定委員会がございまして、その中で順序を、優先度の高い人から入っていただいているわけですが、ただ、この近々のうちに施設が必要ということはもう十分考えられるところですが、やはり青木村のこと全体を考えると、先ほどお話ありました2025年、またさらに10年後2035年ということですが、やはり高齢者の方もある時期のピークを迎えて減少してくるというのが現実的に見えております。そういうことを考えると、施設整備につきましては、10年のための施設整備というよりは30年、40年先も見ながらも施設整備をしなければ、やはり企業母体としては大変苦しいところもあるのではないかと考えております。

施設の拡充は長期的視野で考える必要があるということが一つございます。前回もやはりお話ししましたが、やはり経費がどうしてもかかってしまうということでございまして、例えば平成28年度の介護事業の運営では、介護給付が若干ですがちょっと伸びつつある中でございます。やはり26年度から27年度介護保険の会計上、繰越金などございますが、そうい

う余力がだんだん減ってきている中で、大変今厳しい、ぎりぎりの状態で運営しております。やはり施設の増加に伴いますと、やはり保険料の影響が大変大きゅうございます。やはり費用の問題等を踏まえますと、今のところ現在はやはり現状維持を何とかしていくのが精いっぱいかなというふうに考えております。

あと上小管内ですが、特養、青木村の方が入れる特養施設に関する新たな情報というのは現在持ち合わせしておりません。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） これで質問を終わりますが、最後に、村長も常日ごろ、住みよい村づくりには御苦労されていることにはよくわかります。しかし、今回私が一般質問した内容は、声なき声の方々からの問いかけです。こういった人たちが青木村の中にもいるんだということを認識していただき、改革をしていただけたらと思います。また、ほかの行政と違うんだというところも見せてほしいと思います。行政の仕事の中には、先ほども申し上げましたけれども、今呼んで、今来てくれる手助けを求められる仕事も多いのではないかと思います。村民の皆さんも、誰もが今まで以上に住んでよかった、生まれてよかった住みよい青木村になるようお願いまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

12時50分から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 零時50分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を始めたいと思います。

◇ 内 藤 賢 二 君

○議長（小林和雄君） 6番、内藤議員の登壇を願います。

内藤議員。

〔6番 内藤賢二君 登壇〕

○6番（内藤賢二君） 議席番号6番、内藤賢二です。

2点について、村長、関係課長、教育長にお聞きしたいと思います。

1番目のひとり親家庭の移住・定住についてなんですけれども、午前中、片山議員より相当な質問があり答弁をいただいております。できるだけ簡略に申し上げたいと思いますので、よろしく答弁のほど、お願いいたします。

ひとり親家庭の移住・定住について。

県では、本年から、都市部のひとり親家庭の移住促進策を実施、ひとり親家庭は貧困率が54.6%に上っているということでもあります。長野県では、介護職などにおいて人手不足が起きている。低収入のひとり親家庭を対象に移住を呼びかけることで、ひとり親家庭にとって安定した生活、育児、環境を提供し、県にとっては人口減少を食い止めるとともに、人手不足解消を目指しているということでもあります。

そんな県の方針のもと、青木村では7月23日、東京銀座NAGANOで移住・定住セミナー都市圏説明相談会が行われました。お試シツアーでは、現地見学が8月26日、27日にわたり、当青木村で行われました。

そんな中で、先ほども片山議員からいろいろ質問がありました。7月23日の関係なんですけれども、東京での説明会においては何名の方が出席されたのか、まず、村長にお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ひとり親の移住・定住についてでありますけれども、この事業は県と共同で行った事業でございます。

その前に基本的な考え方を申し上げたいと思いますけれども、地方創生総合戦略青木村の中では、このまま手をこまねいていますと、このままの状況だと、2025年には人口が4,000人を割ってしまうという中で、これをまずは4,000人のボーダーラインを割らないようにということで、いろいろな施策を考えた中で、旗印を、人口目標として、青木村の宝であるあおきっ子の小学1年から3年まで、各学年2クラスの維持ということを打ち出したわけでございます。その中の一つの事業というふうに御理解をいただきたいと思いますが、ただいまの7月23日、銀座NAGANOの関係でございますが、ひとり親のサポート団体、NPOを初め、都会にはたくさんあるんですね。この団体が5団体、それから大学生が5人、それか

らひとり親が12人でございました。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 大学生が加わっているということは、どういうことなのでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろ考えられますけれども、こういうような卒論とか研究室のテーマとか、いろいろある中で、非常に珍しいといいましょうか、考えているけれどもなかなか実施されないこのツアーを多角的に捉えて勉強のためというようなことではないかというふうに分析しております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） その後、8月26日、27日、お試しツアー、9組21名参加されたということなんですけれども、都市部では東京、千葉、神奈川県ということで、男親、女親の状況はどんな状況だったか説明いただければと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 親の男女別ですけれども、女性が8人、男性が1人でございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 親御さんが来たということで9人が親とすると、この差は12名なんですけれども、その9組の来た方で子供さんの関係、全部で何人いらっしゃるのか把握できていますでしょうか、21名の皆さんが来ましたよね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 子供の数は12人です。

○6番（内藤賢二君） 12人で、12人来た以外に、一緒に来れなかった子供さんも多分いると思うんですよね。要は連れてきた方と連れてこなかった方、全部来られたのか、それともまだ青木村へ来なかった方を含めると何人になるかという話なんですけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 書類を見る限り、全員来られたというふうに承知しております。

○6番（内藤賢二君） では、この12名が子供さんで来られたという話でよろしいですね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そのとおりです。

○6番（内藤賢二君） それで、高校生以下の子供さんを持つ家庭ということなんですけれども、年齢的にはどんな状況か。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 4歳が2人、5歳が2人、6歳が1人、8歳が1人、9歳が1人、10歳が3人、11歳が1人でございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 現地見学コース等、先ほど申されました。それから、来村された方々、青木村に対する感触等も、さっき村長は述べられました。実際に一緒に行動された方、建設産業課長はどうでしたか。依田、または津田さんですか、同行されたと思いますけれども、同行された中で、通してどんな感触を持たれたかお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 参加された皆さん、やはり冒頭、村長さんのほうからお話しありましたとおり、青木村の自然環境、そういったものについては大変喜ばれておりましたし、また、学校教育に関しましても、教育長さんのほうから細かく青木村の教育についてお話をされていまして、その点についても大分高く評価していただきました。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 村長に伺いますけれども、募集世帯の数なんですけれども、県のホームページを見れば、5世帯を募集されたと明文化されておりますけれども、その理由をお聞きしたいと思います。建設産業課長。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） こちらにつきましては、特に5世帯というふうに私どものほうで希望したということではございません。県で、全体で10世帯ぐらいを一つの目標ということで設定しておりまして、当初、青木村と、もう1市が手を挙げていましたので、恐らく2つで5世帯ずつというようなイメージで、そういう情報が流れたのかなというふうに思われます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 実際、ちょっと後で聞くかと思いましたが、要は大勢、もし青木村に申し込みがあった場合、その選定は県でやるようになっているということで文書に書いてありますけれども、これは最終的にはやっぱり村ではなくて、県のほうで選定をするのかどうか、ちょっと確認をしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 最終的には、長野県さんのほうから該当者に対して可能か不

可かというような通知は申し上げるようになっておりますけれども、市町村のそれぞれの状況もございますので、例えば仕事先がどうなのかとか、住む場所は確保できているのかとか、そんなようなことが総合的にマッチして、そういう状況の中で、長野県さんと話をさせていただいて、県のほうから結果がいくと、そういう流れになるかと思います。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 最終結果、要は青木村の受け入れの方々の人数的なものを含めて、結果はいつ行われるかどうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まだ最終決定はしておりませんが、村内の企業で1人は内定をしております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） それで、現状は1人、今後また県と村との調整もあるかと思いますが、まだ受け入れる考えはあるということで判断してよろしいですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回のことに関してということでよろしいでしょうか。

○6番（内藤賢二君） はい。

○村長（北村政夫君） 今回のことに関しては、あと1人、もう一つの村の保育所でたまたま募集しておりましたので、そこはまだ最終決定はできておりませんので、あちらの方の希望と私どもの希望ですり合わせをしている最中でございます。

○議長（小林和雄君） 内藤委員。

○6番（内藤賢二君） 県では人口の増、先ほど話されました。それから介護職等の人手不足解消に期待しているところですが、受け入れた場合なんですけれども、現在、将来にわたって村のメリットはあるのかどうか、そこら辺お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） メリット、デメリットという言葉で、単純に判断するのはいろいろな課題もあろうかと思いますが、青木村で希望するのは、やはり若い人の人口がふえる、子供がふえると。先ほど冒頭申し上げましたように、総合戦略の中で掲げている旗印に合えば、大変ありがたいことだというふうに思っております。

デメリットというと少し語弊があるかもしれませんが、ひとり親ですから、先ほども前の議員さんにも御答弁申し上げましたように、また特別の課題もお持ちの方もいらっしゃる

やいますので、これからいろいろ、今回のことがモデルになりまして、いろいろ検証をしていくという中で、課題も浮かび上がってくるかなというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） デメリットの分なんですけれども、内容的には、その家庭、家庭で持ち合わせがあると思いますけれども、将来的に、本当に青木村の負担が多くなるようだとちょっと問題かなというふうに感じてもあります。

そんなことで、選定においては慎重にいただければというふうに考えています。

それで、今回の補正で10万が計上されています。来村、また向こうの銀座NAGANOでのいろんな説明会等の経費の分だと思いますけれども、ほかにこの事業に当たって、県からの支援策はあるのでしょうか。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 今回、補正させていただいているものは旅費の分でございますが、それぞ以外に、就労の関係で研修費用というような形で県のほうから補助というものがございまして、今回の補正に関しましては、必要としております旅費につきまして計上をさせていただいております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 受け入れた場合なんですけれども、それ以降の支援策は県のほうからはない。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） 先ほど申し上げた部分でしかございません。単年度でということでございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） それから、他市町村でも、先程のように取り組んでいるところもございます。家賃の一部補助、また引っ越し代の支給、それから支援策等をされているところもあるようでありますけれども、村はそういう点ではどういうふうに考えているのか質問させていただきます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほども前の議員さんにもお答えしましたように、この子育てハンドブックにありますように、村内でもその子供たちあるいはひとり親に限定せず、若い人たちの支援をたくさんしておりますので、その中で対応させていただきたいというふうに思っ

おりまして、特に今回のツアーの人たちだけに特段支援するということは考えてございません。

ただ、アンケートを見ますと、ツアーに参加した人の感想として、今後必要となる支援内容で、一つは金銭的なものが必要だとか、引っ越し費用の支援をしてほしいとか、精神的なサポートを積極的にしてもらおうとありがたいとか、他県ではいろいろひとり親には支援をしているんで、一緒にしてほしいとか、いろいろ希望を出されておりますけれども、私どもとしては、今回のツアーの方々に特別何をするということではなくて、村が今行っております支援の内容の中で考えております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） それで、今回は村営住宅へ居住していただくということなんですけれども、入居希望者、村内にも何人かおいでになるかと思っておりますけれども、そうした支障はないのかどうか。建設産業課長、よろしいですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 現状でも村での生活を求めて村外のほうから入居を希望される方も相当数いらっしゃいます。また、ひとり親の方でも、この事業以前に村外からも入居された例もございます。あきのタイミングとか、それぞれケースさまざまですけれども、村民の方にも当然希望があればあきがあったところで御紹介申し上げていますし、若者定住促進住宅、そちらのほうも含めて対応しておりまして、現時点では、通常の手続の中で対応ができていう状況でございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 県のホームページを見れば、一応5世帯というようなことで書かれていましたので、ちょっと心配になったわけですがけれども、今のところ1世帯ということで、今後またこちらへ見えられる方もおいでになるかと思っておりますけれども、一番村営住宅が大幅不足されているように感じておりますので、もしそういう方が来て、じゃ実際に村営住宅、村民の方で入居ができないような事態が生じた場合、やっぱり村民感情としては、その点がちょっと心配になってくるかなというふうに感じておりますので、そこら辺を十分配慮していただいて、何人、ひとり親の関係の方が見えられるかどうかわかりませんが、そんなことも御配慮いただければというふうに感じておりますけれども、村長、その辺。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私の政治的なといいましょうか、行政に対する基本的な考え方は毎度

申し上げますように、公平ということが一番だというふうに思っております。

ですから、片方では若い人もふやしたいけれどもという希望もありますけれども、やはり一義的には、村内の納税者の人に対して第一義的に考えていきたいという公平を保ちたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） できるだけそんなことで考えていただければと思います。

空き家等ももし活用できればというふうに考えております。今後、何人来られるかはちょっとわかりませんが、そんなことを吟味していただいて、進めていただければというふうに考えております。

それから就職支援の関係、これも片山議員より先ほど質問がありました。働く場所の支援が一番重要かと思います。生活の拠点があって初めて暮らしが成り立つ、移住・定住ができるということですので、くどく質問しませんが、そんなことも御配慮いただければというふうに考えております。

それから、村長、今後ともこの事業を取り入れていくのかどうか、その辺どう考えているかお答えいただければと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回、試みにおこなった、いわゆる県とすればモデル事業でありますけれども、最初に手を挙げさせていただきまして、いろいろ私どもも勉強するところがありました。対応をこうしなければならないとか、考えております。

一度にどつと10世帯とか来られると、私どものほうでは、特に住宅の問題が解決できませんので、毎年一定数が定期的に来てくれるということが大変ありがたいというふうに思っております。

ただし、今、私への御質問にもありましたように、3点セットで、子育ての関係、それから仕事の関係、住宅の関係、この3つがうまくいって初めて成り立つことであります。

ただいま質問ではないというお話がありましたけれども、就職のところも、村が積極的に4地区、4事業所を開拓いたしまして、それぞれ条件さえ合えば採用してもいいよということで面接までしていただきました結果でありますので、そういうようなことも、住宅の問題、子育ての問題、いわゆる教育ですね。就職の話、これをセットとして、今回のことをよくよく県とも検証して、積極的にやっていきたいと思っております。ただ、たくさんは一度にはというのは、うちでは対応できないということもあえて答弁させていただきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） もっと先に質問すればよかったんですけども、この間たまたまテレビでやっていましたけれども、一応参加された方の反応なんですけれども、青木村に来て住みたい方、挙手をお願いしますというようなニュースが流れまして、全員の方が挙手されたというようなお話がございますが、その辺どういう状況だったのか、担当された方、依田さんかな。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） ツアーの途中で、そういった形で挙手という形でとったんですけども、皆さん、大分青木村の中をぐるっと見て回っていただいたり、学校施設等、教育施設を見ていただいた感想としてということで、そういった形になったかと思っています。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そういう方も一応正式な募集人員に入っているのかどうか。先ほど1人の方はある程度決められたという話の内容がありましたけれども、全員の方、一応確認とったのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 依田商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（依田哲也君） もちろん来られる前提として、青木村へ来て、さっき言った3点セットを検証して、それで決まった、決まらないということになるわけですよ。ですから、来たいという気持ちと、じゃ最終的に就職も決まったというところが、今の差が出てきたというふうに理解しております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） じゃ、最終的にはこれからまだいろいろ相談する余地があるということでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し説明が悪かったかもしれませんが、今、最後まで残っているのは、1人が内定しているのと、1人が交渉中ということでもあります。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） じゃ、現は1名ともう1人を予定されているということで確認させていただきますが、よろしいですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全体を通して、内藤議員からの質問の根底にあるものについて答弁させていただきたいと思いますが、先日、この件に関して、県の人口に関する審議会があって、知事が座長をしているんですが、そこに行って、青木村の立場でいろいろ今回のことを、まだ途中経過でありますけれども、話をしてきました。

青木村から提案という形で知事に申し上げましたことは、お試しの移住といいましょうか、企業、行政が参加した短期間、東京から来て、いきなり青木村に２日間いて、住みますか住みませんかというんじゃお互いにこれは大変だということで、短期の移住をしませんか、お試し移住をしませんかという制度をつくりませんかという提案をしまいいりました。

それからもう一つは、こちらから企業とか行政が東京なりに行って、青木村に来る希望者をあらかじめ面接をして、可能性のある人たち、何でもじゃなくて、そのほうがお互いに効率がいいんじゃないかということを書いてまいりました。合意できそうな人、三者が合意できそうな人に参加してもらうということでもあります。

それから、今の質問にもありましたように、新たに発生する村への財政的なことを含めた行政需要の検証も県としても村と一緒にやっていただきたいという村からの提案をいたしました。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○６番（内藤賢二君） 大変、ちょっと紛らわしかったものでいろいろごちゃごちゃ質問させていただきました。県の方針だと５世帯、それで最終的には県で募集人の方を決めるという内容でしたので、それがちょっと今、村のほうがある程度お決めになっていろいろ県と連絡をとりながらそういう形になったということで、ちょっと県と村との募集時の内容が違ってきていましたので、そんな質問をさせていただきました。今、村長の答弁で、そういうことで理解させていただきます。

それから、教育長に伺いますけれども、現在、生徒数の減少によりまして、県より先生の受け入れができない状況であります。そのために村費による先生を確保して教育に当たっているところでありますけれども、こうした方々、今の１世帯や２世帯じゃどうにもならないかと思っておりますけれども、移住により解消される部分があるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県費の教員の増についての御質問でございます。

これは学級数がふえると県費の先生がふえるということになります。そのためには、今、

1 学級の学年が 2 学級になるということが必要になってきます。じゃ、どれだけの人数かといえますと、小学校 2 年生はあと 8 人が必要となります。6 年生は 2 人必要になります。中学校では、中学 1 年生では 8 人が必要になります。それから 2 年生だと 5 人が必要となっています。

ですので、この施策によって早急に 2 学級が実現するというわけではないんですけれども、たまたまことしの 2 学期からは、この政策とは全く別に小学校では 4 人が転校してまいりまして、人数が 4 人ふえるという事態が起きました。教育の充実ですとか環境のよさなど、さらにアピールしていくことが大事なかと考えております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6 番（内藤賢二君） 来年ですか、中学校は学年編制で 2 クラスは 2 学年だけですか。ちょっとお聞きします。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 来年は、今のままですと中学校は全て単級の学校になります。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6 番（内藤賢二君） 村長、今、教育長の話ありました。来年は全て 1 学年 1 学級というお話であります。

その後も多分状態が 2 学級になったり、そういう部分もあるかと思っておりますけれども、さっきの午前中の質問ではありませんけれども、子供さん、非常に数が減ってきております。そんなことで、これがいいか悪いか、ちょっとまたいろんな判断もあるかと思っておりますけれども、今後、そんなことで、中学校が大変な時代を迎えております。今後何か特に考える予定があるのかどうか、この支援をもっとこれからもどんどん取り組んだほうがいいのか、それともまた別ないろいろな案立てをして、子供さんをふやしていくほうがいいのか、そこら辺どんなふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これは、御案内のとおり総合戦略ですね。これはいろいろ議論、この中にありますように、いろいろな施策をする、その中の形として 1 学年 2 クラスということを旗印にしています。

したがって、ひとり親の今回のツアーは、実際に村の小中学校や児童センターを見ていただいて、それと、教育だけではなくて福祉ですね、それから産業も、いわゆる移住などそういうことを含めて総合的に、まさしく総合戦略にありますように、1 学年 2 学級にする

ためには、さまざまな事業を使って推進をしていかなければ、単体で住宅をふやす、あるいは補助するかというだけではなくて、総合的に移住定住の施策展開あるいはそういうとりくみの中で進めさせていきたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そういうことで、午前中、片山議員からもいろいろ発言がありましたので、ちょっと省略してかいつまんで質問させていただきました。

そんなことで、ひとり親関係においてはこれで終わりますけれども、今後またいろいろお考えを持って、どういう方法が一番いいのか、そこら辺も検討しながらこれに対応していただければというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

2つ目の質問なんですけれども、二地域居住についてなんですけれども、二地域居住とは、都市住民が本人や家族のニーズ等に応じて多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において長期的また定期的、安定的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つということで、青木村でも6月の定例議会で二地域居住者向けコンパクト住宅整備事業として、住宅整備設計監理費等1,162万円、それから住宅の整備工事として1,080万円が計上されました。県の補助金を組み入れた編成補正予算であります。

まず建設産業課長に聞きますけれども、場所はどこになるでしょうか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） こちらの二地域居住者向けコンパクト住宅でございますが、建設の場所は、役場のすぐ下段といいますか、イケダ薬局さんの隣に村有地がございます。そちら、一部舗装してあって一般に駐車場として使っていただいておりますが、奥の未舗装の部分に今建設を予定しております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） その場所を選定した理由はどういうことか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） こちらも長野県さんと共同で実施している事業でございます。県の方にも何度か青木村にお越しいただいて、幾つかの候補地を選定して回って歩いて見ていただきました。

そんな中で、バスターミナルが近いですとか、役場に近いとか、その中心地というような

ことで、そういう利便性とかを考慮しまして、ここが一番ふさわしいだろうということで決定した経過がございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 課長はそういうことで決定されたということなんですけれども、都市部の方は自然豊かな里山で家庭菜園を楽しみ、週末、また長期休業と、ゆっくりくつろぎたいという目的で来られるかなというふうに感じているんですけれども、青木のど真ん中で都市部と同じような地区だと、なかなかあそこ、お試し住宅で来てみても、がっかりするのではないかというふうに感じているんですけれども、もっとほかの場所、例えば夫神の、また殿戸、細谷、それから夫神から杣掛方面、非常に見晴らしのいい場所がございます。そんなところが一応そういう都会の人に来ていただいて、どんな場所かなといういろいろ見ていただくには、場所的にはそこら辺がいいかなというふうに感じているんですけれども、もう変更するお考えはございませんか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 都会から来る人たちの移住を考えた場合、いろいろ考え方があって、私もいろいろな人に会ってみると、やっぱり温泉に近いところがいいとか、畑があるところとか、鹿の害のないところとか、景色のいいところとか、周りに人のいないところとか、いろいろ希望があります。

移住住宅は、今、細谷に1軒、大きな農家、延べ床300坪もするようなどころがありまして、これは使っていただいております、今、内藤議員がおっしゃったようなそういう希望、周りに耕作する畑があるとか、そういうお試し住宅は細谷に大きな農家がありますので、それを使っていただきたいと、こういうふうに思っております。

今回の場合は、今冒頭、議員からお話がありましたように、一定地域の2つに住宅があるというようなことですから、1つは一番利便性のいいところというふうに思いまして、しかも非常に小さな住宅でありますから、15坪でしたから、50平米ぐらいですか、小さなところでありますので、今回の場合は選ばせていただきました。たくさんパイを持っているということは大きなことで、こういうところもあるし、それから細谷の農家住宅もあるし、いろいろゆっくりしていただきながら、村内の温泉地の近くだとか、空き家住宅だとか、そういうことを見てもらうというような意味でここを選択いたしました。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君）　そういう答弁でありますけれども、本当に都会の人が田舎に来て、こういうところに住みたいなという感覚を持つのは、やはり町の中ではなくて、そういう里山のところが一番適地かなというふうに感じております。

今回もう決められて、じき工事も入るかと思いますので、くどくは申しませんが、今後もしそういうことで建てることがありましたら、そういうところを吟味してお願いしたいと思います。また、後ほど四賀村の件をお話し申し上げて、いろいろ答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、建設産業課長、コンパクト住宅とはどういうものか、ちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○議長（小林和雄君）　片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君）　今回のコンパクト住宅でございます。その名のとおりに、コンパクトということで、比較的規模の小さな住宅ということになると思っております。

今、計画されているのも1DKぐらいの小さな住宅でございます。これも県内の若手の設計士さんに設計してもらって、そういう特色のあるデザインと建設費がおおむね1,000万円程度で、こんな住宅ができますよというような、二地域居住を考える方へのPRといえますか、モデルハウスのような要素も含んでいるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（小林和雄君）　内藤議員。

○6番（内藤賢二君）　簡単に言って、横手キャンプ場に貸し出し用の住居があるわけですが、ああいううちを想像してよろしいですか。

○議長（小林和雄君）　片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君）　そうですね、規模としては、あの半分ぐらいで、キャンプ場のところにはバス、トイレがついておりませんが、トイレとシャワー室といえますか、がついております。今回の設計の中では、1階はあれですが、ロフトがつくような形です。ログハウスに近いような計画になっております。

○議長（小林和雄君）　内藤議員。

○6番（内藤賢二君）　それから、SGEC、森林認証材ですか、一応使用するというお話なんですけれども、ちょっと詳しく説明をいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（小林和雄君）　片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君）　こちらにつきましても、さっき予算のところでも御説明させていただいたかと思いますが、上小地域全体で森林認証制度に取り組んでいこうということで、

青木村でも財産組合の山をその森林認証の材を搬出する場所ということで認証を受けております。

そんなことで長野県さんともお話しする中で、せっかくこのようなモデルハウスの建物をつくるのであれば、ぜひ青木村でとれた、ましてやその認証材というものを少し利用できないかというような形の中で、全部に使うことは到底予算の関係、いろんな都合もございまして、できませんけれども、その一部にその森林認証材も使っていくということで今動いております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 搬出した材、あと当然製材加工が必要になってくるかと思えますけれども、そのほうの業者も認定された業者でやっていただくことになるかどうか、その辺も。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） そのとおりでございまして、当然、産地も認証されているところでなくてははいけませんし、その間を通していく業者あるいは製材会社等も認証を受けたところ、間違いなくこの材がうそも何もない、間違いなくその木だということになります。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そうすると、ちょっと材が割高になるような感じがするんですけども、どういう状況になるか御説明いただければと思いますが。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 詳しくその辺の金額がどのぐらいになるのかというところは、まだしっかり検証してございませんけれども、考え及ぶ中でいきますと、それだけのプロセスを踏んでいきますので、若干のコスト高になるのかなという懸念はしてございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） それに関して、県の補助はあるのでしょうか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） その辺につきましても、我々もそういう材を使わせていただくので、何かしら補助みたいなのはいただけることはないんでしょうかというようなお話も差し上げたところなんですけれども、現時点では、それを使ったことによる補助というものはございません。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君）　それで、今回の二地区居住希望者、1棟青木のまちに建てるわけですが、けれども、何人もがここに住みたいというような名乗りを上げた場合の対応なんですけれども、この事業に当たっての条件的なものがあるのか、もし何人もどうしてもこういう格好で青木村に住みたいという方が出た場合、村長、どういう対応をするのかどうか。

○議長（小林和雄君）　片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君）　こちらの住宅も建設後の運用につきましては、村に任されている部分もございます。村では、この住宅を、二地域居住ももちろんですが、こちらの方々に限らず、広く移住者向けのお試し住宅というような位置づけで、今の夫神、細谷にある住宅とともに同じような運用をしていこうかなというふうに今、考えているところでございます。

　おかげさまで、先ほど村長のお話にもありまして、細谷のお試し住宅は、開設以来ほぼあきがないぐらい、必ず誰かしらが最高2週間というような条件の中で御利用いただいておりますけれども、ほぼあいているときがないぐらいに御利用いただいておりますので、一つの選択肢として、こちらを選んでいただいて御利用いただくというような運用を考えております。

○議長（小林和雄君）　内藤議員。

○6番（内藤賢二君）　先ほど2週間というようなお話がありましたけれども、ずっと永住したいという方の場合はどういう対応をされるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　これはあくまでもお試し住宅でありまして、これは今の細谷にあるような住宅と同じように、一定期間の貸し出しをするということでもあります。

　したがって、これを気に入っていただければ、村内のどこかで住宅を建てていただく、あるいは空き家を使っていただいて定住していただくということになりますので、これを販売するとか、特定の人にずっと使用してもらうということは、今考えておりません。

　以上。

○議長（小林和雄君）　内藤議員。

○6番（内藤賢二君）　じゃ、あくまでもモデルハウスで、実際に都市部の人に来て自分で住みたいと思えば、やはり自分で建てて、そして自分でいろいろそこへ住みついて建てるということよろしいですね。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そのとおりであります。しかも、先ほど説明しましたように、デザインも都会の若い人たちに気に入っていただけるような設計のほうを若い人にやっていただきまして、そういう視点で建てております。そういうことが青木村でいろいろなことがチャレンジできるということを、この住宅を使ってわかっていただいて、移住してもらうということを目的としたお試し住宅であるということでございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） そういうことで、今建てるのは個人というなお話であります。それで、ある程度余裕のある方が主体となるとは思いますけれども、それとセカンド的発想であると思いますけれども、こちらへ移住して、生産的な二地域居住を実現するための就労支援や、また空き家等を活用した住宅の提供の考えはございますでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今までも既に担当のほうで、今御質問がありました雇用のことは一生懸命やっておりますし、さっきのような御質問のひとり親のところでも、行政としてはいろいろなことをやってきております。若い人がふえる、子供がふえるだけではなくて、農業とか6次産業とか、起こすなりわいですね、起業とか、そういうふうなチャンスを我々も期待したいし、応援もしたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 少し前に四賀村の関係の緑ヶ丘のクラインガルテンというところを見させていただきました。本当に相当数、滞在型の市民農園ができております。それでパンフレットもいただいてきました。2カ所あるわけですがけれども、坊主山のほうは53棟、それから先ほど言った緑ヶ丘のほうは78棟、非常に集落をなして、すごい戸数であります。そんな中で、いろいろパンフレットの中に書いてあるんですけれども、1区画の平米と、また一応利用期間は原則1年ですがけれども、5年までよろしいというようなことであります。

それから、使用料、年間の利用料なんですけれども、安いところは1年目で20万5,000円ばかり、それから高いところでは50万4,000円ほど。それで2年目以降は、先ほどの安い20万5,000円のところが15万2,000円、それから高いところは50万4,000円ぐらいのところが40万1,000円ぐらいというふうなことで、2年目から金額的にも大分下がっています。それから、管理棟もすごい建物で、いろいろな有機栽培の個別指導とか、農園管理のフォロー、それからいろいろな会報の発行等もされているようであります。

できればそういうことで、先ほどの個人で建てていただくのもよろしいんですけども、一遍に何棟もというわけにいきませんけれども、徐々に村で三セクでもよろしいんですけども、そういう組織をつくって徐々にそういうことで貸し出し用の滞在型の市民農園等も考えていただければ、都会の方々、家庭菜園または自然を満喫する、ゆっくり週末、また長期休業のときは休めるという、そういうことを非常に好んで参りますので、そういう条件に合ったものづくりもいいかなというふうに感じておりますけれども、そこら辺どうお考えかどうか、村長にお伺いをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） クラインガルテンとは、ドイツ語で小さな庭という意味だそうでありまして、今までクラインガルテンは少し下火になりましたけれども、最近になりまして、今、御質問いただきましたように、二地域の居住ということで、またこの制度といいましょうか、この事業が見直されつつあるというふうに承知いたしております。

質問の通告をいただきましたので、先日、四賀村の前の村長の中島さんと少し電話ですけれども長話をする機会がありました。御質問にありましたように、132世帯、5年間貸し出すということでありまして、よくできましたねというような言い方は失礼ですけども、大変な事業でしたねと言ったんですが、当時は50%の補助に過疎債があつて、村負担の80%はということだそうですから、本当にわずかな一般財源で当時はできたというふうなお話がありました。

もう一つは、村民との交流がうまくいっているなと感じたのは、田舎の親戚と称して、その132世帯ともともとの四賀村の皆さんとの交流を図っていると。田舎の親戚ということでやって、この夏ですから、せっかく植えたキュウリ、トマトが1週間来ないと2週間あきますと、半月あきますとお化けになっちゃうんですけども、多くなっちゃうんですけども、それをとってくれるとか、そういうようなことで、その田舎の親戚の交流のところでは非常にうまくいっていますというお話でありました。

それで、もう一つは移住の関係はどうですかという、定着、定住ですね。という話を聞いたんですが、それは多少あるけれども、余りいないということと、じゃ、農業を新たに四賀村で始めた方がいらっしゃいますかということにも、小さな四賀村に家をつくって、クラインガルテンから出て、そこに定住して小さな庭をやるけれども、荒廃地対策にはならないというお話でもありました。

青木村で二地域居住の一つの方法としては、大変示唆に富んだことでありますので、勉強

はしてみたいというふうには思っております。ただ、課題は、一定の広さがあるかどうかということですね。この広さがあるところは、今、それなりに、青木村内では農業を一生懸命やっていたらっしゃいますので、その農地を潰すのはいかなものかなということと、それが一定の広がりがないといけないということもあります。

しかし、四賀村よりは東京に近いわけですから、時間にして1時間は変わらないかもしれませんが、それに近い時間が首都圏よりは近いという利点もありますので、二地域の居住あるいは移住というようなことも含めて勉強はしてみたいと思いますが、課題もたくさんあるなというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 村長もそんなことで聞いていただいたようでありますけれども、本当に行ってみてあっと驚くような住宅がいっぱいありました。それから、平日に行ったんですけれども、都市部のナンバープレートに掲げた車が何台もとまっていた。また、ベランダには結構洗濯物も干してあったり、また庭先の畑も手入れされておりました。

また、一部都市部から来ないうちにおいては、やはり古くなってくると、ある程度住まいの改修等もしなくちゃならないもので、4軒ばかりちょうど工事をやっていたけれども、そんなことで、先ほどいろいろ場所の選定にちょっと大変というような話がありましたけれども、遊休農地が荒廃しないためにも、あちこちにそういう広い場所でも結構遊休農地で荒らされているところがございますので、そこら辺また検討していただいて、徐々ではあるけれども、ああいう形式もまた将来的にはいいかなと。まして、そこに今度は移住していただければ、なおさらいいんですけれども、そんなことも考えていただければいいなというふうに感じてまいりました。

とにかく初めて、まだいらっしゃっていない方、行ってみればわかると思いますけれども、こんなところにこんなところがあったのだというふうに、本当に感心するほど整備されていました。

そんなことで、今後とも青木村にもそういうものを取り入れていただいて、なるべく都市部との交流、それから定住もそうなんですけれども、できればこちらに住みついていただいて、幾らかでも青木村の活性化につなげていただければというふうに考えておりますので、今後また検討をいただきたいと思います。

最後に、村長、何か特別答弁ありましたら。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も何年か前に四賀村に行ってきました、こんなところに突然メルヘンなものが出てきて、出てきていいでしょうか、あつて、すばらしいなというふうに思いました。

いろんなところで、やっぱり村の経営ですと、どれだけ金がかかって、どれだけ赤字になって、どういうところが黒字的になるのかという、この検証が大変私どもに求められていることかなというふうに思います。

それから、Iターンした人に、こういうものを青木村で使ったらどうかねというような話も聞いてみるんですけれども、特にIターンした人たちは、さつき村という話がありましたけれども、村をつくる、群れをつくるのは嫌がるんですね。だから、Iターンした人たちだけの集落をつくるというのは、御案内のとおり、青木村にはそれぞれのところに点々としていますよね。そういうような嗜好といいましょうか、考え方の中で移住してきますので、本来のクライנגルテンは小さな庭といいましょうか、こういうものと、それから二地域居住はまたちょっと、一緒の部分がありますけれども、別のことだというようなことで進まない、少し見当不足かなというふうに思っております。

いろいろ人口をふやすこと、子供たちをふやすこと、若い人に来てもらうことの中の一つとして捉えてまいりたいと思います。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 村長が言われたように、青木村は青木村方式で、そんなこともちょっと考えていただければというふうに思いますので、一応今後の検討課題としてよろしく願いできればというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 6番、内藤賢二議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（小林和雄君） 続いて、5番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

〔5番 居鶴貞美君 登壇〕

○5番（居鶴貞美君） 議席番号5番、居鶴でございます。

通告に従いまして、村長、担当課長より一問一答方式で答弁をお願いいたします。

本年は台風が多発しておりまして、8月18日の豪雨で、上田市で過去最高の95.5ミリが観測され、上田市の市内あるいは丸子地区、真田地区、隣の長和町、あるいは立科町等で避難勧告が出されまして、土砂や河川の水があふれ、被害が出ました。また、8月30日の台風10号の豪雨において、岩手県では死者が16人、行方不明者7人、北海道では死者が2名、行方不明2名等大きな被害が出ております。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今後、地震、台風等自然災害の多発が予想されております。防災関連、インフラ整備をさらに進めて、被害の未然防止が求められるところであります。

この中で、今回は水道事業についてお聞きをいたします。その中で、簡易水道を中心にお聞きしてまいります。

水道管は全国的に押し寄せる老朽化の波に対応を迫られております。まず、水道事業に対しての基本的な考え方について、村長にお聞きをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人間の体の4分の3は水分であるというふうに聞いておりますので、私ども水道事業をする者にとりまして、安全で安心な水は蛇口をあけば出てくるという状況にするのが事業者の務めであるというふうに思っております。

先日、台風10号で被災を受けました野田村の村長といろいろ話をしておりました。5年前の3.11も含めて、電気は我慢できるけれども、水道は我慢できないと。水道は本当に被災した際のまず最初に直してもらいたいところだというふうに言っておりましたので、この水の重要性、水道の重要性というのは、本当に改めて思ったところでございます。

私どもは水質基準あるいは施設の基準というものを満たしながら、安全で安心な水の供給のために、配水池の清掃でありますとか、漏水の修理でありますとか、水道機器の管理あるいは検査等を常態的に行っているところでございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） それでは、具体的に水道管の布設状況についてお聞きをしてまいります。

水道管の耐用年数は40年と言われております。さきに質問をさせていただいたときに、役場には昭和37年の資料があると、このような御回答をいただきまして、それから計算しますと、既に50年は過ぎていると。耐用年数はもうはるか過ぎていると、青木村においてはそう

いう状況でございます。

さきに配付をいただきました附属資料の中にも簡易水道の関係のものがございます。まず、住民福祉課長にお聞きをいたします。管延長についてであります。導水管延長、送水管延長、配水管延長がありますが、現在の状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまの御質問でございますが、導水管につきましては1万6,705メートル、送水管につきましては2万72メートル、配水管につきましては6万2,131メートルでございます。今年度、28年3月末時点での数値でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 次に、配水能力につきましてお聞きをいたします。

青木村におきましては、現在1日2,495立方メートルであります。給水人口が3月末日で4,553人となっております。この数字からどのように判断されているかどうか、住民福祉課長にお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 配水能力につきましては、今お話がありましたとおり、1日当たり2,495立方メートルでございます。また、現在整備しております新市之沢浄水場が完成すれば、500立方メートルの増が見込まれますので、より広範囲での水の調整等ができるようになります。それに伴いまして、村内、安定した供給が提供できると考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 続きまして、水道管の使用状況についてお聞きをいたします。

まず、水道管の種類と、またその中で一番有効、適している水道管はどれなのかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 以前より布設されてきました水道管の使用状況ということでございますが、今現在はダクタイル鋳鉄管、ビニール管、ポリエチレン管を主に使用してきております。また、耐震腐食等の点からですが、ポリエチレン管が一番有効と考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 今、御回答いただいたんですが、青木村の状況というか、一番有効なものの割合的なものを今、捉えておいでになるかどうか、どのくらい占めているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） およそでございますが、細かな数字はちょっとつかんでおりませんが、青木村は現在ポリエチレン管を主体として現在工事を進めております。その中で、ダクタイル鋳鉄管につきましては、やはり5割程度があるのかなと。あと、以前の鋳鉄管もまた2割ございます。あとビニール管等につきましては、約2割程度と理解しております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 水道水について、住民福祉課長にお聞きをしていきますが、まず水道料金についてでございます。

上水道の値上げが全国的には相次いで高どまりの傾向にあると、このように言われております。上水道料金全国平均では10立方当たり1カ月で、これは平成12年の資料でちょっと古いんですが、10立方当たり1,453円という数字が出ております。青木村におきましては、上水道料金は2カ月分で一般用で10立方メートル当たり2,941円、下水道料金は2カ月分で一般用が10立方まで3,188円となっております。

まず、この近隣の状況、比較ではございませんが、近隣の状況と比べてどうなのか、お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまお話をいただきました水道料金につきましては、基本料金ということで数字をいただきました。また、この水道料金、近隣の状況でございますが、やはり青木村は簡易水道、また近隣におきましては上水道ということで、料金体系の違いがございますので、そこら辺の階層や区分によって一概に比較はちょっと難しいところでございますが、青木村の水道料金を、昨年青木村の実績でいきますと、1カ月当たり約15.62立方メートルを使用しております。その算定でいきますと、2カ月分を算定した場合、32立方メートルを使用した場合ということで算定させていただきますと、青木村では2カ月分で6,380円、同じ容量で計算しますと、上田市では4,184円、東御市では5,508円、長和町では4,233円といった状況にあります。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 上水道の場合、上田市では県下の市の中で高いほうから15番目と、上田市の場合ですが、青木村の水道料金についても、決して安くはないというか、そういう声が出ております。これは、また後でお聞きしていく中でも出てくるんですが、これはやむを得ないところもあろうかと、このようには思われますが、今の青木村の料金が妥当なのかあるいは高目なのかとか、そのあたりどのように捉えておいでなのかどうか、まずお聞きをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今お話がありました料金を単純に比較しますと、2カ月当たり、上小管内でもちょっと高い位置になっております。やはり水道の会計上、水道料金をいただく中で運営をしていきますので、その中で施設整備、また運営費などの経費もかかりますので、それを充当した場合に、やはりこれを低くしてしまいますと、今現在、ちょっと経営も難しくなるのかなという状況でございます。

今、修繕などを含めると、青木村にとってはこの料金で何とか維持管理を進めている状態でございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 料金の改定は、上田市においては4年単位で行われていると、この前そのような報道がございました。青木村においてはどのような状況なのかどうか、どのようにされているかどうかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 料金の関係でございますが、直近では、値上げというより平成26年度に消費税がアップしました。消費税分の上乗せ分ということで料金改定を行っておりますが、ただいま村では経営の健全化、見える化を目的に経営戦略の策定を進めております。その中で、経営状況を把握する中で、料金についても今後検証をしていく一つのポイントかと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 先ほどの上田市のほうでは料金の据え置きと、このように報道されました。全国的には、先ほど申し上げたとおり、料金の高どまりということですが、当面、この料金を維持されていくと、このように見てよろしいということですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） そうですね、料金につきましては、今現在、

何とかこの料金を数年は何とかしのいでいけるかなというふうに踏んでおります。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 次に、水質検査についてお聞きをいたします。

まず、水道水質基準の改正時期と内容についてお聞きをいたします。課長にお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 水質基準に関する省令でございますが、これは昭和33年に公布されまして、その後数回の改正を経ております。現在基準項目は51項目となっておりまして、51項目のうち水銀、鉛などの健康に関連する項目が31項目、また、色度、濁度、臭気などの水道水が正常に有すべき関連する項目が20項目と分類されております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 青木村の水質と成分の特徴、これについてお聞きをいたします。課長にお聞きします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 水質につきましては、水質検査等適宜実施しておりますが、基準値を超えておりませんので、安全・安心なお水を提供しているかと思っております。

また、成分については、硬度が低目なので軟水と理解しております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） この水道水につきましては、よその近隣の市町村で水道水の販売を行っているところも出ております。今のお話で、青木村の水の評判もよろしいし、安全の面でもよろしいかと、このように思われるんですが、水道の販売にも十分できるものというふうな判断でよろしいですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） そうですね、水質的には大変良好な水だというふうに考えておりますが、やはり販売といたしますと、やはり青木村の供給する水量を考えますと、販売までの水量はなかなか確保できるか、ちょっと検討の余地が必要かと思えます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 続きまして、検査方法についてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 検査方法につきましては、現在、社団法人上田薬剤師会に依頼してございます。毎月1回の上水基本項目12項目を5カ所、年1回の上水全項目51項目を滝川浄水場ほか5カ所が主なものとなっております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 年間の検査料、現在と過去から比較して、そのあたりをちょっとお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 検査の費用につきましては、原水、浄水検査で毎年約460万円程度で横ばい状態となっております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 検査結果の公表、こちらの状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） これにつきましては、ホームページにより年に数回公表している状況でございます。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 水道に対して、村民の方からの要望について住民課長にお聞きいたしますが、現在まで要望があるのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 最近ですと、やはり、青木村から湧水、表面水による供給するものが多いわけですが、大雨のときにやはり濁りが出てしまうというお話がございまして、その点につきましては順次改善をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 今の対応についても応えてはいただいているんですが、水道管、先ほど申し上げたとおり、かなり年数がたっていますので、水道管に付着した汚れだとか、赤さびとか、そういう声があった時期もあったんですが、現在そういう声は、今の役場のほうに

は届いていないということによろしいですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） やはり管も老朽化しておりまして、今お話し
のありました、濁度が少し出る、濁度というか濁りというか、そういうものが雨のとき、ま
たは一般家庭で一気に使われる量が多いときにはそういう点もございます。それにつきまし
ては、随時近隣の水道管の布設の状況の水回しをいろいろ考える中で対応しておりまして、
そのように進めております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 続きまして、今度は村長にお聞きいたしますが、水道施設の使用事業
を長期化するための方策ということでございますが、まず、水道管管理状況の把握を村でも
されているんですが、村長として、今、その状況の把握はどのようにされておいでになるか
どうかお聞きいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど申し上げましたように、それぞれの管路の延長になりますこと、
それから土中にありまして、表から見えるような状況ではないこと、そういった課題がたく
さんありますことと、既に耐用年数もある程度超えたものもたくさんありますことから、延
命化するということを課題ということと、それから何か事故があった際、漏水ですね、そう
いうようなときには、すぐ対応できるような方策を考えております。

パソコンに管路とか施設の状況を全て網羅していればいいんですけども、なかなかいろ
いろな状況もありまして、全てはいつておりませんが、ある程度はパソコン等でなるべく早
く対応できるようなことを実施しております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 厚生労働省が検討を進めている水道資産の管理導入、これにつきまし
ては、水道事業におけるアセットマネジメントと言われているものでございます。この関係
は、大都市とかそういう大きなところが中心になろうかと、このようにも思われますが、た
だいまの水道資産の管理導入についてのお考えを村長にお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1つは、経営戦略の策定ということでありまして、これは今年度、村
で今実施をいたしてございます。

それからもう一つは、公会計の適用ということで、今お話にありましたように、経営基盤の強化あるいは財政マネジメントの向上のために、経営資産等の状況の正確な把握の弾力的な経営のために、国からは、特に3万人以上の市町村にはぜひということ言われておりまして、3万人未満の市町村には、必須事項ではありませんけれども、今後していくようにという指導を受けているところでございます。

今後、私どもの村でも、いずれそういう時期が来るだろうと。これは居鶴議員から前々から御質問いただいていることでありますけれども、そんなふうに考えております。

それから、アセットマネジメントなんですけれども、今、厚生労働省では水道法の改正を検討いたしてございます。これは、特に水道事業、特に私どものような簡易水道につきましては、経営が小さいということ、それから財政状況あるいは人材不足が深刻になっていること。今御質問がありましたように、更新や耐震の不足ということと、一番は人口減少が水道料金の収入に大きくこれからふえることはない、減る一方だという前提で、このことを言われております。

今、県では、いろいろな委員会をつくりまして、あるいは都道府県も協議会を設けて、水道事業の経営強化の計画の策定ができるようなことがいろいろ法律の改正を含めてされておりますので、ことし、来年になるのかな、ことしはなかなかという状況でありますけれども、そう遠くない、数年間の間に、こういった水道事業の安定化のためのいろいろな方針が私どもにも示されるというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） この水道の関係で、過日、村長のほうから、水道事業に対する国の考え方、例えば補助金的なもの、あるいは資金的なことで、ほかのものに比べると、こちらの水道の関係については減額されてくると、このようなお話もされましたし、村長、会議にも何回か行かれております。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 簡易水道の全国協議会というのがありまして、そこの役員をさせていただいておりますことから、簡易水道につきましては、直接財務省とか厚生労働省の皆さんと議論を交わす場をいただいております。そういう中でいろいろわかってきましたことは、このところ、毎年のように、水道事業を含めていろいろ厚生労働省、いわゆる国の補助金が減ってきております。

ちょっと、ことしの補正を言えば、補正も、今12月の国会に提案されるということで、少

し補正予算を組まれております。それから、来年度の当初予算、簡易水道、水道事業全体で、来年度当初予算とワンセットで、今、財務省に厚生労働省から予算要望が出されておりますけれども、その中では、一定の我々の運動、陳情や成果をあらわしまして、来年度に向けては、今までよりはある程度認められるかなという希望を抱いているところであります。

それからもう一つ、御質問にありましたような財務省と厚生労働省の関係なんですけれども、我々財務省に陳情に行きますと、必要な額は厚生労働省にやってあるということなんです。すが、全体としていろいろ聞こえてくるのは、厚生労働省では、やはり先ほども前の議員さんからも御質問がありましたように、社会保障に毎年1,000億は新たに必要だということで、与えられた中から、いろいろなところをそちらにやるために、水道には、ほかのことも含めてのようですけれども、特に資源循環施設ですね、こういうようなことも含めてしわ寄せが来ているというふうに私ども水道の各種団体では見ております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 最後になりますが、水道事業の運営ということについてお聞きをいたします。

水道の関係は、独立採算制ということで行われております。特に、私ども青木村みたいな小さいところというか、人口の少ないところは、全国的に大変に水道の維持に関して苦慮されているということがあります。この青木村における独立採算における課題、この点につきまして、村長にお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の簡易水道の課題としては、水道水の水源とする絶対量が不足しているということであります。幸い、滝川ダムを中心としてありますけれども、特に2月は、村民の皆さん、なかなか御存じいただけないんですけれども、雪、氷で川の水がないんですよね。そうすると、下に、ダムにおりてこないということでありますけれども、ここで500立方メートルの入奈良本のダムができれば、少しは安心するかなというふうに思っております。

それから、水道は、上田の料金が安いというのは、非常に効率がいいですね。家と家が密集して、同一区域の中でほとんどやっていますから、ほとんどというか、相当数やっていますから、非常に水道の効率はいい。青木村のように地域が飛んでいるところ、管路の延長が多くなる。そうすると、管だけではなくて、そういったポンプアップをするあるいは減速するような施設がたくさん出てきますから、非常に地形上から青木村の簡易水道は効率が悪

いということでもあります。

それから、耐震化が進んでいること、それから給水人口が減少するということでもあります。そういったことが、私どもの青木村の課題でありまして、今、一般会計から繰り出しをさせていただいて、この企業会計を保っておりますけれども、今後、こういうところも課題になってまいりますので、なるべく延命化を図るということが、一番料金を安定的に今のまま持っていく大きなポイントではないかというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 自治体の枠を超えた事業の広域化による運営基盤の強化と、こういう声が出ております。この点につきまして、現在こういう動きがあるのかなのか、全くないのか、あるいは今後、この広域化ということもお考えになるのかどうか、その点お聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど水道法の改正の話を申し上げましたけれども、こういう中で、国は、民間に水道事業を任せると。PFIの1種でありますけれども、コンセッション方式という公共施設等運営権の方式、水道に係る資産を自治体が所有するけれども、民間企業との契約により民間企業が水道事業の運営権を担うと、こういう考え方で出てきております。そういう中であります。

それから、長野県では企業局が中心になりまして、こういった広域化についての勉強もしていると伺っておりますし、また、そういうような動きも実態としてはあるようであります。

村では、運営基盤の強化のためにも、いろいろなことを考えなければなりませんけれども、青木村の水は御案内のように最上流にあるわけです。したがって、安全・安心と。自分のところで安全・安心が確保できるということは大変大きなメリットであるというふうに思っております。

1日500立方メートルの水が確保できたということで、とりあえずは安定的な水の供給ができるということでもあります。この広域になると、私は課題としては、ほかの行政もそうですけれども、市町村合併と同じように、きめ細かな対応ができるのかなということを危惧しております。技術屋さんがいなくなるとか、大口の口径の事業をする水道屋さんが少なくなっているといういろいろな課題もありますけれども、青木村は最後まで水は、命の次に大事な水は自分で確保する方向を貫いていきたいというふうに考えております。

○5番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 5 番、居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩をしていきたいと思います。14時35分から再開しますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2 時 2 1 分

再開 午後 2 時 3 5 分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（小林和雄君） 1 番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔1 番 金井とも子君 登壇〕

○1 番（金井とも子君） 1 番、金井とも子でございます。

私の質問は、インフルエンザ予防接種についてでございます。村長さん、担当課長、担当者の皆様にお伺いいたします。

一括方式の質問ですので、よろしくお願いいたします。

毎年冬になりますと、インフルエンザが流行します。ことしも1月15日付信濃毎日新聞の社会1面では、「県内インフルエンザ流行期入り、昨年度より1カ月余り遅く」の見出しを掲げ、県健康福祉部は14日、県内がインフルエンザの流行期に入ったと発表した。4日から10日の1医療機関当たりの患者数が1.89人と、流行開始の目安1.0人を上回った。昨年度より1カ月余り遅いという。11保健所別で1医療機関当たりの患者数が最も多いのは、北信で5.00人、長野2.83人、伊那2.75人などと続いた。県保健疾病対策課は流行開始が遅目でも、例年と同じように流行する年もあるとし、小まめな手洗いやマスク着用などの徹底を呼びかけていると掲載されております。

翌日の1月16日付では、長野の保育所で集団発生し、長野市保健所は15日、市内の保育所でインフルエンザと見られる症状の集団発生があったと発表した。12日に園児13人が発

熱を訴えて欠席、市保健所の検査で、うち2人からインフルエンザウイルスA型を検出した。重症者はおらず、いずれも快方に向かっているという、長野市内のインフルエンザの集団発生は今期初めてと掲載されました。

そして、1月28日の朝刊では、県は27日、今冬初めて県内全域にインフルエンザ注意報を発令した。18日から24日に県内87カ所の医療機関から報告された患者数が1機関当たり12.67人となり、注意報発令基準の同10人を上回った。県健康福祉部は今後も患者がふえろとし、今月末から来月中旬には警報基準に達すると見ている。

そして、2月11日の朝刊では、県全域インフル警報、東信でも学級、学年閉鎖相次ぐ、上小地域、警報基準上回るとあり、インフルエンザの流行期に入り、上田小圏や佐久地域の小学校などでも学級閉鎖や学年閉鎖が目立ち始めた。県は10日、県内全域にインフルエンザ警報を発令。上小地域でも、定点8医療機関から報告された患者数が、1機関当たり35.63人となり、今冬初めて警報基準の30人を上回った。県上田保健福祉事務所、上田市にありますが、ことしは流行がおくれぎみ、体調が悪いときは人混みを避けるなどの対策をとってほしいと注意を呼びかけている。

上小地域の定点1医療機関当たりの患者数は、ことし第3週、1月18日から24日のことですが、20.38人となり、注意報基準の10人を上回った。その後もふえ続け、第5週、2月1日から7日で警報基準に達した。患者のふえ方は、昨年比べて二、三週おくらせている。

佐久地域の定点1機関当たり患者数は、第5週で19.63人となり、前の週より7.88人ふえた。学級、学年閉鎖も相次いでいる。上田市では、10日現在、小学校4校の計4学級が閉鎖、1校の3年生が学年閉鎖している。東御市では、同日までに4小学校で2年生から5年生の計9学級が閉鎖、私立保育園では、1園で2から5歳児の計4学級が閉鎖した。長和町では小学校1校の3年生が10日まで学年閉鎖、この学校によると、3年生は1学級のみで、15人のうち最大6人が感染したという。

県佐久保健所によると、佐久地域の学級閉鎖は佐久市で3校、5学級、小諸市で2校、3学級、北佐久郡で3校、4学級となっている。東御市にある祢津診療所の太田篤子医師は、この時期は予防接種ワクチンが残っていない病院も多い。手洗いやうがい、人混みを避けるといった基本的な予防対策のほか、お年寄りには感染前の予防投薬も有効だと呼びかけているとのことでございます。

同じく2月11日の朝刊では、「県全域にインフル警報、今冬初、過去5年で最も遅く」との見出しで、県は10日、県内全域に今冬初のインフルエンザ警報を発令した。1日から7日

に県内87医療機関から報告された患者数が1医療機関当たり33.80人となり、発令基準の30人を上回った。発令は昨年期より20日遅く、過去5年で最も遅い。県保健疾病対策課によると、7日までの1週間に報告された患者数は計2,941人、ゼロから14歳が2,033人と約7割を占めた。小・中学校や保育園などの休校、休園、学年・学級閉鎖は125施設で、前週1月25日から31日より49施設ふえた。県と長野市が設置している11保健所別の1医療機関当たりの患者数は、北信が52.80人と最多、ほかは諏訪42.50人、長野市41.69人、木曽37.0人、飯田36.14人、上田35.63人、長野32.33人、伊那31.25人、松本27.06人、佐久19.63人、大町8.0人だった。同課によると、例年は警報発令基準を超えた週か翌週に患者数がピークとなることが多い。小まめな手洗いや人混みに入るときのマスク着用など、感染予防の徹底を呼びかけていると、必ず新聞の記事の最後に注意事項が掲げられておりました。

その後も2月20日の朝刊では、インフルエンザの流行が松本地方でピークを迎えている。19日に学級閉鎖したのは、松本市が7校で8クラス、安曇野市3校、3クラス、塩尻市1校、1クラス、これに加え、松本市で幼稚園1園の1クラスも閉鎖となった。松本市教委学校教育課によると、市内では1月最終週から流行が本格化し、8日から急激に患者が増加、16日に今期最多の小・中学校10校21クラスが学級閉鎖となった。塩尻市では、1月最終週に5校12クラス、安曇野市では9日以降最大8クラスが学級閉鎖し、麻績村でも2月初めに学年閉鎖があった。

その翌日の2月21日の新聞では、県が県内全域に警報を出しているインフルエンザの流行が、高校や大学受験の追い込みと、今後控える試験本番に重なりそうだ。県がインフルエンザ警報を発令したのは、今月10日で、昨年の季節より20日遅く、過去5年で最も遅かったことも影響。生徒や教育関係者らは、やきもきしながら手洗いやうがいなどの対策に気を配っている。

20日、長野市中御所の学習塾、3月9日に行われる公立高校の後期選抜に臨む中学3年生たちは、マスクを着け入試対策の問題集を広げていた。入室の際は手を消毒、自習スペースには空気清浄機のほか、ことしはウイルスを除去する効果があるという装置も置くようにした。

今月上旬にインフルエンザで学校も塾も休んだという中3男子は、熱が下がった後は自宅で受験勉強をしていたといい、入試直前でまずいと焦った。今も手洗いは必ずしていると載っておりました。

そして、上田市では、19日時点で、小・中学校3校の計4クラスが学級閉鎖中、市内の中

学校教頭によると、学級閉鎖のあった1月半ばには、全校集会や部活動を控えたという。後期選抜を目前にして、これから感染者が出たら困る。教室には加湿器もあり、温度管理や換気に気を配ると、大変入試に対しては危惧をいただいていたようでございます。

3月11では、県内減らぬインフル患者数、全国と違う流行、予防呼びかけ。県内で今期、インフルエンザの流行がピークに達した後、患者数が減少に転じていないことが県の10日までのまとめでわかった。2月29日から3月6日に県内87医療機関から報告された患者数は1医療機関当たり43.76人で、2月1日から7日の週から5週連続で警報基準の30人を超えている。県保健疾病対策課は、過去5年間には見られなかった流行パターンだとして、引き続き感染予防を呼びかけている。

途中を省きますけれども、そしてやっと3月24日付の信濃毎日新聞で、「県内インフルエンザ患者数7週間ぶり警報基準下回る」と掲載され、県内の1医療機関当たりのインフルエンザ患者数が14日から20日の週で27.76人と警報発令基準の30人を7週間ぶりに下回ったことが23日、県のまとめでわかった。今期は流行のピークに達した後も患者数が減らず、過去5年とは違う流行パターンで推移していたが、県保健疾病対策課は、ようやく流行が終わる兆しが見えてきたとしています。今期は1医療機関当たりの患者数が2月1日から7日の週に初めて30人を上回り、同8日から14日に43.35人とピークに達した。例年ピーク以降は減少に転じ、警報発令基準超えは3週間ほどだが、今期は40人を超え続けた。今月14日から20日は、前の週7日から13日の40.45人から大きく減少、県と長野市が設置する11保健所別患者数で30人を超えたのは飯田41.71人、伊那40.13人、上田33.50人、北信33.20人、長野31.50人、松本30.38人で、長野市、佐久、諏訪、木曽、大町は下回った。同課は、気温の上昇や学校が春休みに入り患者との接触が減ったことが患者数減につながったと見る。ただ、依然として油断はできないとし、小まめな手洗いなど、感染予防の徹底を呼びかけている。

つらつらとことしのインフルエンザの流行について、信濃毎日新聞の記事を通して申し上げてまいりましたが、毎年このような状況が繰り返されております。ことしは特に長い期間、警報が発令されていたということで、ちょっと特殊だったようでございますけれども、毎年大体このような状況でございます。

一旦インフルエンザにかかりますと、長期欠席となり、感染も著しく、学級閉鎖があったりしますと、1人だけではなく、大勢の児童・生徒の学習におくれが出ます。また、保育園児などもかかりますと、園児も苦しくて大変気の毒なんですけれども、勤務のある保護者、特にお母さんですけれども、看病のための休暇をどのようにしてとろうか、仕事のやりくり

に大変頭を悩ませます。インフルエンザが流行しますと、多大な悪影響が生じます。

さて、これを踏まえて、7点ほどについて質問を申し上げます。

まず1点目に、このような中、青木村では保育園、小学校、中学校のインフルエンザでの学級、学年閉鎖等、この冬の状況はいかがだったのでしょうか。また、成人、高齢者の方などの罹患の状況もわかりましたら教えてください。今回のインフルエンザの流行は過去と比較しどのような程度、状況だったのでしょうか。重篤になられた方などはいませんでしたでしょうか。

2点目に、流行の兆しが見えてきたとき、村では例年、一般的にどのような対策を講じておられますか。

3点目に、インフルエンザの予防接種の方法や効果、副作用、必要性、不必要性などについておわかりになりましたら御説明ください。

4点目に、例年65歳以上の高齢者、昨年は891人が接種されたようですが、インフルエンザの予防接種を受ける場合は、補助制度があると思いますが、その金額などの内容や方法、接種の状況などの説明をお願いいたします。

5点目に、村では乳幼児、児童・生徒など、その他の方への助成はどのようなになっているのでしょうか。上小圏内、その他の市町村の状況はいかがでしょうか。

6点目に、子供は2回予防接種を受ける必要があるとのことですが、1回の接種で3,000円、2回で6,000円の負担になると保護者からお聞きしましたが、お子様の多い家庭では、3人では1万8,000円、4人ですと2万4,000円と高額になり、若い御両親の家庭ではとても受けられないという悲鳴に近い声も聞こえてきます。

当村では、高校生まで医療費無料化がされておりますが、インフルエンザに感染してから医者に行って治療を受けることより、予防をして感染しないことのほうが体に負担もかからず、集団感染も防御でき、医療費についても軽減されることなどが予想できますので、予防に力を入れることが重要ではないでしょうか。手洗い、うがい、マスクの着用、十分な食事と睡眠で体力や抵抗力をつける、無理をせず休養するなどの予防の方法はいろいろありますが、その予防の一つの方法として、予防接種は大いに効果が期待されるものだと思います。

そのためには、接種を受けやすくすることが必要なのではないのでしょうか。予防接種の費用負担軽減のために、子供たち、中学生まで、できれば高校生までに、全額は無理とは思いますが、必要ないと思いますけれども、一部でも補助をしていただくことはできないのでしょうか。

インフルエンザの予防接種の効果等には疑問な点もあり、副作用等もあるかもしれません。そのようなことから、予防接種を積極的には勧められないこともありますので、保護者、医療機関等の判断で行っていただくことは当然ですが、経済的に接種を断念することのないよう助成制度を取り入れていただきたいのですが、村としてのお考えはいかがでしょうか。

7点目に、高齢者はわずか500円で接種でき、私も昨年、接種させていただきました。その前の年にインフルエンザにかかって大変苦しい思いをいたしましたので、かからないように予防接種をさせていただきました。おかげさまでインフルエンザにかかることもなくて大変助かりました。

高齢者もそうですけれども、厚労省のワクチンの供給予定量も関係あるのでしょうか。予防接種の補助の期間が10月から12月31日と限定されております。予防接種の効き目が約5カ月ぐらいとのことですが、効力も徐々に薄れてきますので、青木村での流行は上田市などから少しおくれていて、効き目の悪くなる3月ごろにピークになるように感じています。接種したのに感染してしまった子供もいますので、これは型が合致しない場合もあるかもしれませんけれども、接種の補助の期間を1月末などに延長することはできないでしょうか。

以上について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） インフルエンザの予防接種につきまして御質問をいただきました。まず、総括いたしまして、私から答弁を申し上げたいと思います。

風邪は万病のもとということで、特に体力の弱い高齢者の方には予防が必要であろうというふうに思っております。御質問の中にもありましたように、村では65歳以上の高齢者の方々への接種に際しまして、1回の費用を4,728円のうち9割に当たります4,228円を補助して、自己負担は500円で実施しているところでございます。

子供のインフルエンザの対策ですが、県内のデータを細かく解説いただきました。本当に詳細な質問をいただきました。特に御質問の中にもありましたように、受験期を控えた子供さんでありますとか、インフルエンザになりますと、1人のみならず、いろいろな大きな影響があることは御質問のとおりだというふうに承知いたしてございます。

子供には、年間を通して丈夫な体を鍛えてもらいたいというふうに思っているところでございます。オガワ先生には、よくおっしゃいますように、手洗い、うがい、マスクと、本当に行くたびに手洗い、うがいと、こういうふうに言われますが、そういうことの徹底でありますとか、それから早目の、上田とかあるいは県内の状況の情報を各家庭に学校を通して

情報の提供をやっていききたいというふうに思っております。それから、医療機関と学校と家庭、この連携も大事だなと、この徹底も今後していきたいと考えているところでございます。

具体的に子供への補助についてでありますけれども、県内77市町村のうち18の市町村、特に木曽地域が中心に、何らかの子供への助成をいたしているところでございます。御質問のとおり、大変高額な接種料になります。しかし、この予防接種は任意な予防接種でありますので、前向きに考えたいところではございますが、これによってインフルエンザが完全に予防できるというデータは今のところないわけでございますので、総括といたしましては、少し時間をいただきまして研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 引き続き回答申し上げたいと思います。

平成27年度のインフルエンザの状況でございますが、小学校は罹患者数は全体で98名おりました。学級閉鎖は3学級に上りました。2年生、4年生、6年生であります。一気にふえたのではなくて、ぱらぱらと発生したという状況でありました。学級で集団発生というよりは、実は兄弟関係やスポーツ少年団でうつったという、その理由であったようであります。

中学校では12名と少なく、本当に中3、毎日マスクをして、よく我慢したなと思います。去年は大きな流行にならなくて、中学校はよかったなと思っています。

保育園は、小学校から少しおくれで2月末から3月にかけて流行。およそ30名程度が罹患したんじゃないかなと思っています。

全体としてですが、今言いましたように、一遍に発生というのではなくて、兄弟関係等でうつったという、そんな特徴があるかなと思っています。

次に、インフルエンザが流行した、その兆しが見えたときの対策でありますけれども、小学校、保育園、中学校ともにうがい、手洗い、マスクを徹底しているというところであります。特に小学校では、給食のときに気をつけておりまして、ランチルームでいつもだとにぎやかに楽しく食事をするんですが、そういう食事はやめて、給食はやめて、学級でみんなが前を向いて静かに食べるという、ちょっと寂しい給食になってしまうんですが、そういう配慮をしています。保育園では、全クラスで加湿器を配備、こういうことをしております。

今回調査をしまして、全体を通して考えたところなんです、インフルエンザの予防については、今話にありましたように、体力をつけるということが重要だなというふうにまず思っております。具体的な活動としては、保育園では外遊びを1年を通して徹底しておりますし、小学校では毎朝全校マラソンを行っています。それからもう一つつけ加えると、今回の

調査をしてわかったことは、その一方で、実は子供たちの体力を見てみると、家庭できちんとした食事や規則正しい生活を送っている、そういう子供のほうが体力がしっかりついていると、そういうところが明らかになったところであります。これについては、あおきっ子教育ポイント5か条がありますので、その周知や徹底を今後も図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、続きまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

何点かの御質問でしたので、ちょっとお時間をいただくようになりますが、よろしく願いします。

まず初めに、成人の関係というか、大人の関係ということでございますが、青木村に限っての情報というものは特に収集しておりませんで、今回、議員さんのほうから事細かに、上小管内、いろんな地域においての状況をいただきまして、そちらのほうで青木村も準じているのかなというふうに感じております。

その中で、感染症定点資料ということで、上小の関係ということでございますけれども、おっしゃったとおり、平成26年度では大体26年12月下旬に注意レベルで、27年2月ごろにピークということでございます。あと27年度ですが、半月ほどそういう感じで、1月下旬に注意レベル、2月下旬から3月上旬ごろがピークとなっているという状況でございました。また、重症化というのは、特にこちらのほうではお聞きしてございません。

次に、2点目の流行の兆しでの村の対応ということでございますが、やはり今、教育長さんがおっしゃいましたように、全体の話ですが、手洗い、うがいなどの啓蒙活動、また65歳以上につきましては、希望される方には予防接種の補助を実施しているということでございます。また、庁内等の公共施設の施設には、手指消毒液の設置などを行って対応してございます。

3点目の予防接種の方法などでございます。方法ということでございますが、お子さんたち、小児については任意接種ということでございますが、6カ月以上3歳未満の方は1回0.25ミリリットルを2回接種、3歳以上13歳未満の方は1回0.5ミリリットル2回接種、13歳以上の方は1回0.5ミリリットル1回接種または2回接種ということになってございます。

また、次の効果でございます。この予防接種では、発症をある程度抑える効果や重症化を

予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられております。

インフルエンザワクチンにつきまして、冒頭お話がありましたが、接種すれば絶対にかからないというものではありませんが、ある程度の発症を阻止する効果があり、またたとえかかって症状が重くなることを阻止する効果があります。ただし、この効果も100%ではないことに御留意していただきたいということでございます。

高齢者では、約45%の発症を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があるとされております。高齢者のインフルエンザは重症化することがあるため、予防効果として意義が高いため定期接種とされ、また、小児については、2011年からワクチンの接種量に変更され、予防効果が高まることも期待されてございます。

また、次の点、副作用につきましては、副反応として多く見られるものには、接種した局所の腫れ、また赤みなどが上げられます。接種を受けた方の10から20%に起きますが、通常、二、三日でなくなります。

次の高齢者の予防接種についてでございます。先ほど村長からもお話がありましたように、村でも助成をしております。高齢者の接種代、1回につき4,728円のうち自己負担500円をいただきまして対応をしております。また、接種に当たりまして、長野県の医師会との予防接種市町村間相互乗り入れ業務委託契約によりまして、当該住所地市町村以外においても、長野県医師会の医療機関にて個別接種を受けられる体制ということで、今回の自己負担の減額と乗り入れ体制により、希望者が接種を受けやすい環境づくりを図っております。

次の点で、管内の状況ということでございますが、乳幼児、児童・生徒への助成についてでございます。青木村、上田市、東御市は助成はしてございません。長和町につきましては、1歳以上13歳までということで助成をしております。

なお、これも先ほど話がありましたが、長野県下ですが、定期接種対象者以外では、長野県下18市町村が実施しておりまして、対象者の主なものは乳児から中学生が対象ということでなっております。

次の点、インフルエンザの助成制度についてでございますが、今回任意接種ということもでございます。インフルエンザワクチンの最も大きな効果は、もうお話がありましたとおり、重症化を予防する効果もありますが、インフルエンザにかからないことを保証するというものではなく、村が積極的に勧奨することは考えてございません。あくまでも御本人、保護者の御理解のもと接種を受けていただければと考えており、村としては、現在任意接種の助

成を考えてごさいませんが、ただいろいろな近隣の状況も踏まえて、今後研究していきたいと思っております。

また、最後ですが、高齢者の予防接種の助成期間の延長についてでございます。インフルエンザにつきましては、例年12月から3月ごろに流行しております。今年度は若干延びたということもございますが、やはり例年の状況を見ますと、1月から2月ごろに流行のピークを迎えます。ワクチン接種による効果が出現するまでには2週間程度を要することから、毎年12月中旬ごろまでにはワクチン接種を終えることが望ましいということになってございますので、やはり予防効果を考えると、予防効果の高い12月までが一番接種の期間としてはいいのかなというふうに考えてございまして、現在、1月の延長ということは考えてございません。

以上です。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） ありがとうございます。

ホームページで調べますと、いろいろな健康保険組合では補助制度がございます。数例を申し上げますと、トヨタ自動車健康保険組合では、生後6カ月から中学3年生までのお子様を対象に、1回2,000円を補助しています。期間も10月1日から1月31日になっております。また、中部IT産業健康保険組合では、こちらは12月31日までですが、被保険者と被扶養者に上限1人につき1,500円を補助しています。さらに、国会議員秘書健康保険組合においても、被保険者及び被扶養者に対し、対象者1人当たり4,000円を上限として補助されております。ちょっとこれは驚いたののでしてみました。

資金が潤沢な健康保険組合では手厚くされているところがあるようでございます。しかしながら、大半については補助制度はないのではないかと思います。

そこで、市町村でも助成制度をされているところが、先ほど県内でも18市町村あるというふうに御回答いただきましたけれども、ちょっとホームページで調べましたら、県外で秋田県の大館市では、13歳未満までの対象者に1人1回につき1,000円を2回までとして助成しています。ほかにも愛媛県愛南町、ここも生後6カ月以上12歳以上は2回、13歳以上は1回で、1回1,000円を上限として補助されております。あと福島県の石川町、兵庫県の吉川町、「吉川町」と書きますが、「ヨカワ町」と読むようです。それから、福岡県のみやこ町、滋賀県の長浜市、埼玉県の北本市など、私の調べでは本当に行き届かなくて、まだまだ該当する市町村は多数あると思いますが、それぞれ形は多少異なりますが、補助金を出されていま

す。

村の御回答では、現在は無理とのことでございますが、今後村の財政状況も勘案しながら前向きに御検討いただきますようお願いいたしまして、私の質問は終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 1番、金井とも子議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 本 悟 君

○議長（小林和雄君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇をお願いします。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本でございます。

さきに通告いたしました2点について、村長並びに担当者にお伺いをいたします。

ちょうどみんなお疲れで眠いところですが、よろしくお願いします。

では、1問の民泊を推奨支援して村の活性化にということでお尋ねをいたします。

私、民泊という言葉が私の中で余り使いなれていないとか、そういうイメージではなかったもので、辞書を引いてみました。これは学研の現代新国語辞典ですが、金田一晴彦さんのあれですけれども、何も出ていませんでした。それから、三省堂の大辞林、広辞苑とかいろいろありますけれども、村松明さんという方のあれですが、それで引いてみたら、民泊とは、民家に宿泊すること、極めて単純に素直に書いてありました。

それでは、伺ってまいります。

旅行のスタイルなんですけど、かつての高度経済成長、昭和30年代の終わりから40年あるいは50年代の中間ぐらいまでの旅行の形態というか、スタイルというのは、何十人あるいは何百人という形で、本当に台風のように押しかけて行って泊まってというような、もう本当に、今の中国人が日本に来ているような、あんなイメージがあるんですけども、最近、バブル以後、大分変わってきて、家族旅行あるいはグループ旅行等々、本当に多種多様な形態になったかなと、こんなふうに思います。

それで、今一番変わったことは、外国人の旅行者が非常にふえたということなんです。これはデータの数字ですが、平成26年は1,341万人、25年比300万人増、それから平成28年、

ことしですが、国の予想といいますか、それでは1,800万ぐらいかなと言っていたんですが、2,000万をオーバーしようという、そんな状況のようでございます。国の観光立国推進計画にもマッチしているなど、そんなふうに感じております。

それから、将来的に、平成32年には2,500万人を超えるんじゃないかと言われていました。それから、延べ人数宿泊者でございますが、これは1人の人が何回宿泊しようが、外国人が、例えば同じ人が何回来ようが、とにかく全体的に延べの数字ですが、平成21年は約3億人、うち外国人は六、七%の200万人程度、それから平成26年ですが、4億7,600万人、外国人の率が9.5%ぐらい。それから、昨年7月の1カ月だけ見ると、4,600万人いたそうです。その中で外人が約680万人のほぼ15%、したがって、日本国民も7人に1人は何らかの形で、自宅以外のところで宿泊しているということになろうかと思えます。

そこで出てくる問題というのが、宿泊施設が不足するということなんですよね。そこで注目されているのが、ビジネスとしての民泊、これは民泊をしようという方が、マッチングサービスの民間の業者に登録をしてやると、手数料をお支払いするだけでお客さんを紹介してくれるというふうな形があるようです。

それから、中には物件の所有者ではなくて、賃貸した者がまたさらに転貸するというようなものもあって、結構数字を上げているような感じです。2020年の東京オリンピックをにらんで、今後さらにこれは拍車がかかるだろう、こんなふうに言われています。

そこで、政府は昨年6月の閣議で、インターネットによる宿泊者を募集するサービスを認めるというふうな検討に入ったようなんですが、できればこの臨時国会で法案を落としたいというようなことだったようなんですが、民泊支援法と言われているんですが、旅館とかホテル業界とか、そういったところと、それから不動産業界とが利害が関係しまして、結局調整が難航して今国会には提案しないと。来年の通常国会をにらんでというふうなことのようでございます。

今申し上げたことを聞いていると、何かいいことづくめみたいなんですが、実は物事には何でも裏がありまして、いろんなトラブルが現に発生していますし、また今後発生するだろうというふうに言われています。例えばマンションの1室だとか、空き民家だとか、いろんなところが利用されると思うんですが、まず誰が使うかわからない。それから何が起きるかわからない。お金を払った、払わないというトラブルは割合、紹介会社が入っているのではないようですが、見たことがない人が、例えば集合住宅のマンションなんかの場合ですと、いつも見たことがない人が廊下で行き会うとか、いろんなことですれ違ったりとか、ちょっと不

安だとか、そういったこともありますし、それから、その1室なり、あるいは一つの家で何が行われているのかわからないというような、そんな心配もあったりして、なかなか難しい問題がいっぱいあると、こんなふうに言われております。

例えばマンションですと、AさんならAさんという人の意思はもちろんですが、共有部分がありますので、マンション全体みんなの意思統一がなければ、賃貸物件として、民泊としてお貸しはできないというような規制もできるようです。

それから、先ほども言いましたけれども、民泊というのは、旅館やホテル業界にとっては脅威だし、痛手だと。旅館業法を違反した場合の罰則なんですけど、6カ月以上の懲役もしくは3万円以下の罰金と、重いのか軽いのかちょっとわかりませんが、だそうです。それで、普通、旅館業法でいいますと、消防法だとか食品衛生法だとか旅館業法とか、とにかく全部クリアしなかったら旅館、ホテルとしての許可がおりないわけなんですけど、民泊の場合は、民宿、簡易宿舎という形の中で、比較的それほど、例えば部屋の面積だとか、あるいはフロント、帳場があるかどうかとか、それから建築基準法上の用途地域かどうかとか、端的に言えば住宅地はだめですよということなんですけど、その辺もかなり規制がだんだんと緩くなってきたと、こんなことのようにございます。

それで、市町村によっては、この法律はもとより、条例でさらに規制を厳しくするところもある。逆に規制を緩くしているところもあるというような形だそうです。

それで、これからの方向性なんですけど、今は現状では旅館業法の違反として取り締まりの対象にしながらも、ニーズに応じて、新しいルールをつくって、合法的に民泊を広げようとする方向で国等でもある程度議論が固まりつつあるようです。

それから、現在でも例えば農林漁業分野では、特に農業における体験型の民泊、これは正しくは農林漁業系体験民宿と定義されるようですが、それほど厳しくなくても何とかできる。でも何かグレーなのかなという、ちょっとあれは拭えないんですが。

それから、外国人が日本に来る旅行の目的というのがだんだん変わってきてまして、ガイドブックに載っている日本を見たいという単純な思いはもちろんですが、それ以外に、最近では日本の持つ文化を自分で歩いて肌で感じてというような、こういった方が多いようです。したがって、東京とか京都とか、そういうところじゃなくて、とんでもない田舎へも外人は行きますよということのようです。

具体的に伺ってまいりますけど、空き家の状況なんですけれども、これはかつて空き家のことで質問したときにも聞いた記憶があるんですが、きょうは民泊の対象になり得るであろう

という空き家が当村にどのくらいあるかというのを私はお聞きしたいと思いますが。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 新法民泊のこれが出てきた背景は、今御質問の中にありましたように、2005年と比べて外国人の観光客が3倍になってきたという背景が一つにあるわけでありま

す。

この法律の制定が、当初16年、ことし末まで少し延びているようでありますけれども、やはりいろいろその規制と緩和のタイミング、内容というのが大変難しいところがあるようで、例えば東京の大田区や大阪市では積極的に受けると。ところが、軽井沢では全町これを規制しましたね。そういうふうにはいろいろ課題もあるんだろうというふうに思っています。一番は犯罪とかトラブルとか感染症とか、そういうものがないようにすることが大事でありますし、来たお客さんには清潔な日本、すばらしい日本、それからふるさとといいいましょか、きれいな観光地を見てもらって帰ってもらって、また来るということが大切だというふうに思います。

先日、日本で一番大きい観光業者の方に青木村に来ていただきまして、青木村の今後の観光業の視察をしていただきました。その中で学んだことは、最近リピーターが多いと。今質問の中にもありましたように、3回目、4回目の人がざらで、そういう人たちは京都とか奈良とかということではなくて、本当に田舎に行きたいということでございます。そういうところで、青木村も非常に可能性はあるなというふうに思っておりますが、空き家が今大体230戸ぐらいあります。そういう中で、今、御質問の外国人向けの民泊がどのくらいあるかというのは、ちょっと今お答えするには、いろいろな諸元がありましてお答えできない状況であります。

この民泊の考え方の中に2つありまして、1つは、家主さんが一緒に生活すると。ですから、何も空き家でなくてもできるということもあります。それから、家主さんがいないけれども管理人がいてやる、あるいは管理人がいなくてもやるという2つのタイプがあるようでございますが、青木村ですぐ外国人向けの民泊がどのくらいあるのかということは、今お答えする諸元が今ないというのが実態であります。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 同僚議員でええっこの村の村長さんあるいは関係している議員さんも何人かおられますから、本当は直接お聞きしたいんですが、この場で聞くという、そういうシステムはないようなので、また折を見て聞きたいと思うんですが、そんな中で、村ではえ

えっこ村とか、あるいはいろんな形でのホームステイ等々、どんなふうに捉えているのか。
人数とか、それからどんな組織があるかとか、そういったことで、もしわかる範囲で。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当に隣の人に聞いてもらえれば一番わかりやすいわけですが、
村おさにかわりましてお答えしたいというふうに思っております。

一つ全体としてみると、村内のホームステイ、いわゆる保健所の了解をとって泊まれる箇所は約20件、それから日帰りができるのが約50件というふうにお聞きしております。

それから、今までは品川区の中学校だとか、千葉市の中学校だとか、学校単位で来たというのとあわせて、最近は家族単位で来られる方も多くなってきたという傾向が一つある
そうであります。

それから、旅館業法あるいは飲食業法で許可をとるには、ある程度のお金が必要だということ
ことではありますが、金のことはともかくとして、内容として、例えばえっこ村さんでされて
おられるのは、布団上げおろし、敷いたり片づけたりするのを自分でやるとか、あるいは
持ってくるとか、それから食事を一緒につくるということではなくて、家主さんがつくる、
提供するんじゃないで、一緒につくるというようなことで、飲食業法に触れないというか、
いろいろ工夫しながら、ただお金だけではなくて、法律だけではなくて、一緒に体験する
ということをモットーにされているというふうには伺っております、年間、日本人、外国人含
めて2,000から3,000ぐらいの間、毎年誘致しておりますので、すばらしい団体だなという
ふうに思っております。やはり、心のふれあいとか、実りある体験学習、そういうことに力
点を置いた、青木村にとりましては大事な団体だというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 現在、村内でNPO法人とか、あるいは個人とか、そんな形があろ
うかと思うんですが、民泊といいますか、民宿といいますか、現実におやりになっているん
ですが、それはどういう形でやっているのか掌握されているのでしょうか、許認可の関係。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今申し上げましたように、旅館業法とか、かかってくる法律が飲食業
法とかありますので、その中でそれぞれおやりになっているというふうに承知しております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それと旅館としてやっているということでしょうか。そうじゃなく
て、さっき私が言った農家の関係の民泊というような形で……。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） どちらかというと、民泊的なところでやっていると。ですから、旅館業法でいうと、ホテルに行って、あるいは某旅館に行って、全て上げ膳据え膳、布団も敷いてあるという状況ではなくて、体験していただくということがモットーでありますので、法律上はそういうことでありますけれども、体験をしてもらおうと。一緒に体験してもらおうということを主にされておられますので、それともう一つは心のふれあいですね、ええっこの村で大事にしているのは。

そういうことでありますので、どちらかといえば民泊のような、経営者がいて一緒にする体験、こういうふうに私は理解しております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 教育長にお聞きしますが、当村がオーストラリアのマリストサイオン校ともう20年ぐらいになりますか、お付き合い。その子供たちが来たり、あるいは親も一緒に来たりとか、こっちからも行くというふうなのは、これはどういうふうに解釈したらいいんですか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育課程でいくと、交流の教育課程ということになると思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ただ、心配するのは、何かもし事故があった場合、村の責任、教育委員会は直接担当するわけですが、その辺がどういうふうな理解になるのかなというのがちょっと心配なんですよ。交通事故でも、いろんな火災とか、事故というのは思わぬところにあり得るんで、それは青木の子供もそうですし、オーストラリアから来たマリストの子もそうですけれども、そういった場合の保険とか何かはないですか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 来る場合も、それから行く場合も、保険はしっかり入っていると思います。そうじゃないと行けないと思っています。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 同僚議員の中でもありましたけれども、ひとり親家庭の移住とかいろんな中で、お試し住宅とかいろいろあるんですが、これはどこに当てはまるんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ひとり親の移住とかお試し住宅とかありますけれども、そういうこと

も、お試し住宅に泊まりますよということでありまして、この中に加えて、民泊とはまた少し形態は違うというふうに思っております。

これは、今、ええっこ村さんを例にとれば、教育というジャンルでくくられてお考えいただいたらどうかというふうに思っております。

先日、日本修学旅行協会の前の会長のカワカミさんという方が青木村に来られまして、いろいろ話を聞く機会がありました。まさしく民泊ですね、あそこが青木村に期待しておりますのは。大変そのグリーンツーリズムの中で定着しているということで、青木村を評価した中で、やっぱり教育効果を上げていると。これは、「教育旅行」とカワカミさんが書かれた、主に編集しているような雑誌でありますけれども、こういう中を見ると、ええっこ村さんのものは、くくりとしては教育だと、教育効果を大変上げているというお褒めの言葉をいただいております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 先ほど教育長にもお聞きしたんですけれども、村長、保険とかその辺はあれでしょうか。十分加入されて、万が一のことがないように。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ええっこ村さんから受けるものを村が保険ということではありません。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今私が聞いたのは、例えばお試し住宅とか、そういうところに泊った場合に、あるいはそこに不特定多数、不特定といいます、最大2週間でしたか、その中で入れかわり立ちかわり見えるわけですが、保険に入っているのかどうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃるとおり、その安全・安心が一番基本的なことでありますので、来られた方への注意事項も含めて、そこはしっかりやっておりますし、今後もしっかりやってまいります。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 来年には恐らく民泊新法ができて、はっきりとこれはいいですよ、これはだめですよというような旅館業法とのすみ分けができるかと思うんですよね。そうした場合に、今度は村として将来どんな形になるのか、青木村が発展する上で、民泊というのはすごい魅力的なことだと思うんですね。ふるさと公園、道の駅あるいは143等々、青木村が今本当に夜明けを迎えようとしている段階で、民泊というのはこれはすばらしいことだな

と、それは事故とかいろんな騒音だとか、公害だとか、そういうこともあるかもしれませんがけれども、とにかく村の活性化につながると思うんで、村長、どうでしょうか、できたら研究会みたいなものを、情報収集したり、いろいろ話し合ったり、あるいは学識者の話を聞くとか、何か先進地を視察するとかして、村にとって先取りして何とか、青木村は民泊の先進地にでもなればいいかなと、こんなように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 既にええっこ村さんは、その先取りを何年か前からされているというふうに感謝をしております。

いろいろ動きが既にありまして、農水省の概算要求の中に、農泊というのがありまして、今と同じ考え方の中で、農山漁村の活性化では、農山漁村振興交付金70億円の増の150億円を投入したと。この中で、インバウンド、外国人の訪日に農山漁村に呼び込むノウハウなども後押しするというふうになっております。この目的は、農泊を外国人観光客に極める方針、農水省の考え方ですね。農家の所得向上を初めとする地域経済の活性化が狙いということであります。

それから、もともと農水省は子供農山漁村交流プロジェクト事業というのを始めておりまして、ええっこ村の村おさの方々とはこういうようなことを今後乗っかるか、今のええっこ村の制度をこの中に乗せたほうがいいのかどうかということも一緒に研究をしているところでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 限られた職員、それから予算の中で、勉強会といいますか、そういうふうなものを、形にこだわらないで、機会あるごとにいろんな情報交換をしたり、職員との話し合いとか、いろんなことをやって、とにかく前向きに進めていってほしいと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、2問目に入りますか、道の駅にRVPに近い施設をということなんですが、RVPって何だいという話なんですが、RVというのは、皆さん御存じのとおり、RV車といいますよね。RV車というのは、休暇とか楽しみのための車、日本でいうとキャンピングカー、そこ今、駐車場はパークということなんですが、きょう午前中も同僚議員とかもいろいろ道の駅のお話があったんですが、まさに道の駅も、それから143も日を見るところでございまして、そんな中で、道の駅、あした契約でしたか、直売所。それから、話を聞くと、30年度には駐車場とか外構とか、県も一緒にいろいろお願いしてやってもらうとい

うふうな形なんです、このRV車の駐車場というのは、まだまだ来年、再来年の話になると思うんですが、今からでも遅くないんで、そんなにお金もかからない、簡単にいえば、充電可能な車中泊施設ということです。何だ、それだけのことかいということなんです、例えばキャンピングカーとかに乗っている人が一番欲しがるのは、やっぱり電源なんですよね。水とか冷暖房とか食べ物とかは何とかなるんですが、電源、例えばみずからエンジンをかけたりあるいはバッテリーを持っていったりもするんですけれども、やっぱり何といったって普通の電源、100ボルトが一番いいんです。

そんな中で、充電可能な車中泊施設ということで、RVPを捉えていただいて、議会でもこの道の駅高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会を立ち上げて、つい9日にも会合をしたわけなんです、岡設計の社長さんも見えたときに、私もちょっとだけお話しさせていただきましてけれども、いずれにしても、来年3月末の直売所の完成、それから29年の食堂とか加工施設の完成、それから今言った30年の休憩施設とか外構とか解体とか駐車場とかという中で、ぜひこれを考えてほしいなと、こう思います。

例えば今現在、県内にも斑尾とか鬼無里、それから原村、諏訪、木曾町、伊那等にRVPがございます。それから、近いところで皆さん知っている山梨ですけれども、南清里に道の駅がありまして、RVP等が併設していると。大分評判がよいようでございます。

それから、車中泊でございますが、東日本大震災、あるいは熊本地震、先ごろの岩手、北海道の台風災害等々、きっかけはちょっとあれなんですけれども、それを契機にして、車中泊をしたり、それで遠くへ旅行する人も結構ふえていると。オートキャンプ場と、じゃどこが違うんだいということなんです、オートキャンプ場と違うのは、電源があって有償で車中泊するんですが、食べる物も車中泊するところに、道の駅なり何なりの形である。それから、近所にお風呂もあるというふうな形。そして、何よりやっぱり電源ということなんです、今のほかに、ちょっとこれ余談的になりますけれども、日帰りのキャンプというのが最近大分はやっているみたいで、何も持っていかないで、その施設に行くとバーベキューの施設、例えば食材から道具から全てを貸してくれる。だから、身軽に簡単に家族で行けるというふうなもの、今の大きな流れのようでございます。

オートキャンプ場というのは本格的で、あるスペースに自分で、皆さん知ってのとおり、同僚議員にも専門家がいますけれども、自分で料理したり、いろんなことをしてやるということの本格的じゃなくて、初心者とかやる、そんなのも視野に入れていけばいいのかなと、こんなふうに思います。

まず一番必要なものは、先ほどから何回も言っていますが、電源、とにかく電源が何よりも魅力。それであとは食事、入浴ということなんですが、最近の旅行者は最初から青木の道の駅へ行こうといって他県から来る方も、現在いらっしゃるかどうか、これからそういう人もふえてほしいなと、こう思うんです。

だから、最初から青木の道の駅を目的にして来るような人、そうじゃなくても、たまたま143通ったんだけど、何かちょっとすばらしい道の駅だなというふうな感じで寄ってきて、だったらRVPもあるし、直売所も、あるいは公園も、いろんな面ですばらしいなと、村民の方と話ししても、非常に何といいますかかんじがいいといいますか、そういうふうな感じもあるとか、いろんな形でもって、とにかく青木がPRできればいいなと。関所を設けるわけにいきませんが、心の関所はつくれるかなと、私はそんなふうに思います。

そこで、何点か村長に伺ってまいります。

村長、RVPに対する総体的な見方といいますか、認識というものはいかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 片田建設課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 議員さんおっしゃるように、1人でも多くの来訪者に来てもらって獲得するというような面では、おっしゃるとおり特色のある道の駅になり得る可能性を秘めているのかなというふうに考えます。

しかし一方では、現時点でもキャンピングカー等で道の駅を訪れる方も多々いらっしゃいますけれども、一方でごみを置いていってくださったり、大量のごみを置いていただいたり、あるいは使いかけのカセットコンロの缶からがそのままジュースの缶からのところに捨ててあったりですとか、そんなことで苦慮している面も現実的に現在はあると。そういう意味ではマナーの徹底をしていただくということも必要になるのかなというふうに思います。また、現状の中では、一度停車されると、やはり長時間にわたってスペースを占領されてしまうというようなケースがあったり、ほかの方の駐車の妨げになっているケースというのはあるのも事実でございます。

そういうことを考えると、やはりそういうところで設置するということになれば、一般の利用者とは確実にスペースをある程度分けて設置を検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、課長がおっしゃったように、RVP、そういった車が来ることを歓迎している既存の道の駅とか、そうでなくて、そういうのは余り来てもらいたくないよ

と。今、課長が言ったように、小声で言いますが、事故の危険性あるいは騒音、ごみの問題等々いろいろありますし、マナーの悪い方は当然入るわけです。そうすると、何だ、来て電気代だけちょこっと払ったきりで、あとはごみを置いて大騒ぎして帰っていったきりじゃないかというふうな捉え方もあろうかと思います。

できれば将来的には、RVPができる専門というか、別の区画みたいなものをつくって、10台とか20台とかとまれば、さっき言ったように、最初から青木の道の駅へ行こう、青木へ行こうというふうな選択肢も出てきて、村全体として、私は　　のすばらしい温泉もあることですし、村の活性化につながるかなと。

そうすると、今度は例えば今みたいに電気代だけ今回いただくというんじゃなくて、1区画、24時間幾らだと、今1,000円から、大体3,000円ぐらいの間のようですけれども、いただいてやるというような形でやる。それからバーベキューもできる、できればファイヤもできる。広島球場じゃないですけれども、何か焼き肉できるんだってね、バーベキュー。ちょっとこれは余談ですけれども。

そんな中で、30年の3年後の整備の際、県と一緒に駐車場をつくるわけなんですけど、そのときに電源だけでも何台分か確保していただけるように御配慮いただきたいと。そうすると、それは電源のお金しかもらえない、駐車代はもらえないと思うんですけれども、そうすることによって人も来ますし、それから将来の発展につなげることもできるかなと、こんなふうに思います。

総体的に、村長、いろいろ申し上げましたけれども、今すぐどうということではなくて、長い目で見て、それからいろんなところを見聞したりして、それで青木として個性のある公園、道の駅、143、総体的な、とにかく青木村の発展につながるようなことを考えてほしいと思うんですが、何かございましたら。

○議長（小林和雄君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　数年前ですけれども、アメリカに行く機会がありまして、そのときあと思ったのは、トレーラーハウスで、もう退職した人が、家、財産、全部売ってトレーラーハウスで夫婦で南北アメリカを縦横断していると。そういう方がすごく多かったですね。いずれそういうことが日本に来るのかなというふうに、七、八年前になりましたか、そういう目で見てまいりました。

それからもう一つ、今後、車がガソリンから電気に移るということはもう目に見えている話でございまして、しかも、運転手がいなくても必要なところに行けるということになれば、

今一定の需要というのは、我々が思っている計算、頭の中で描いている計算以上に早く来るということも想定しているところでございます。

一方、今、片田課長が申し上げましたように、非常に課題があるんですよ。トイレをわざわざ汚くしていくとか、そういう人もいますけれども、たまたま5月の連休に、去年とことし、たまたま会った大阪の岸和田の老夫婦なんですけれども、軽自動車で連休になると日本中を動くと。去年も青木村へ、今年も青木村へ来て泊まっていかれまして、その人たちと話すと、青木村は非常に温かい。ここを基地に白馬のほう、志賀高原のほうに行って、泊まりはここですと。そのかわりお世話になるんで、水道代とかお世話になるんで、ぎりぎりガソリンをこの青木村に来てから入れるようにしていますというようなお話をいただいて、大変うれしく思った次第でありますけれども、流れとすると、そういうこともやっていかなければならないのかなというふうに思っています。

それからもう一つ、公園を設計するときに、実はバーベキューをぜひやりたいねと。バーベキューをできるところでやりたいねというふうに言ったんですが、火を取り扱うとか、我々がマンパワーで管理するとかできなくて、それを先送りしている経緯もあります。

それからもう一つ、道の駅は3カ年ではそこですけれども、周辺を含めて今後どうするかという検討もしている中で、今御質問いただきましたRV車の対応をできるのかできないのか、やるならどういう方法があるのか、そうすると入ってくる道も狭いねとか、いろいろ課題も出てくるかと思っておりますけれども、今後、世の中の5年、10年先の車対応の世の中の中で、この道の駅の次の第2次の計画を考えていく中で、またこれも検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の村長のお話を聞いて、大変感銘しました。そこまで考えてくださっているんだと。今のことはもちろんですが、将来的なことも、RVPも含めて考えてくださっているということで、本当によろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小林和雄君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了しました。

通告のありました7人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

◎総括質疑

○議長（小林和雄君） 引き続いて会議を進めます。

これより平成27年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） なしということですので、以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（小林和雄君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第8号まで常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） それでは、委員会付託の案件について、事務局より資料を配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（小林和雄君） 資料はお手元に届いたでしょうか。

井古田事務局長より内容について説明いたします。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、ただいまお手元にいただきました資料に基づいて御説明をしたいと思います。

4枚になっているかと思います。平成28年第3回定例会議案等委員会付託明細ということになります。

委員会付託する案件につきましては、ただいま議長のほうから御説明のあったとおり、議案の1号から8号まで、それぞれの各委員会へ付託ということになります。

下のほうの以下につきまして、報告2件、それから議案の9号から17号につきまして、それと陳情につきましては、最終日、本会議での御審議ということでよろしく願います。

それでは、初めに、議案第1号の平成27年度青木村一般会計決算の認定について、ちょっとおめぐりいただきますと、横長の表になっているかと思います。まず、ここは歳入について2枚目とそれから3枚目にわたって記載になっております。該当するページにつきまして

は、左端にあります。12ページから、3枚目最後下、35ページまでになります。各委員会の名前につきましては右端にそれぞれの委員会のお名前が入っておりますので、それに基づいてお願いしたいと思います。

それから、最後の4枚目をちょっとごらんいただきまして、ここが歳出の関係になります。該当するページが36ページから103ページまで、やはり委員会付託するお名前につきましては右端に記載となっております。

それでは、最初のところへちょっとお戻りいただきまして、あと議案の1号は、ただいまの内容になりますが、2号から、それから8号まで、それぞれ特別会計になりますが、やはり、右端のほうに名前が入っております。議案の2号から4号まで、それから6号から8号まで、これは社会文教委員会のほうでお願いします。それから、議案5号につきましては、総務建設産業委員会で、それぞれ付託のほうをよろしくをお願いします。

以上、明細について御説明申し上げました。

○議長（小林和雄君） 何か不明な点、ございますか。

〔発言する声なし〕

◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 3時58分

平成 2 8 年 9 月 2 1 日（水曜日）

（ 第 3 号 ）

平成28年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

平成28年9月21日（水曜日）午前9時開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 健全化判断比率について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 資金不足比率について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 平成27年度青木村一般会計決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の
認定について |
| 日程第 9 | 議案第 7 号 | 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第 8 号 | 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第 9 号 | 青木村税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第11号 | 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第12号 | 寄附採納について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 平成28年度青木村一般会計補正予算について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予
算について |
| 日程第20 | 陳情第 1 号 | 介護保険の利用制限や利用料の負担増を行わないとともに、介護
職員の処遇を大幅に改善することを求める陳情書について |
| 追加日程第1 | 議案第18号 | 平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業
農産物直売所建築工事請負契約について |

追加日程第2 議案第19号 村長の専決処分事項の指定について

出席議員（9名）

1番	金井とも子君	2番	宮下壽章君
3番	沓掛計三君	4番	片山順雄君
5番	居鶴貞美君	6番	内藤賢二君
7番	小林和雄君	9番	堀内富治君
10番	山本悟君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務課 兼室長	井古田嘉雄君	建設産業課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼保健衛生係	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
建設産業課 課長補佐兼 建設林務係長	宮下剛男君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮澤章子君
住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係長	若林喜信君	建設産業課 農業振興係長	奈良本安秀君
住民福祉課 住民福祉係長	上原博信君	総務企画課 総務係長	稲垣和美君
税務会計課 資産税係長	高柳則男君	税務会計課 住民税係長	早乙女敦君
総務企画課 企画財政係長	小林利行君	建設産業課 商工観光係長	依田哲也君
総務企画課 総務係	塩澤和宏君	教育係長	横沢幸哉君

建設産業課
国土調査係長

小林 義昌 君

事務局職員出席者

事務局 長

井古田 嘉雄

事務局 員

稲垣 和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） それでは、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告と道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会について委員長報告の後、報告第1号から第2号、議案第1号から第17号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はありません。

◎委員長審査報告

○議長（小林和雄君） 各委員長より委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会において質疑内容等について、委員長より報告を願います。

沓掛総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（沓掛計三君） それでは、総務建設産業委員会に付託されました案件につきまして、審議の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

審議につきまして、議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算の認定についてでございます。

審査の結果につきましては、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

決定の理由でございます。

歳入については、貴重な自主財源である村税の未納者への対応や入湯税の動向、ふるさと応援寄附金の状況について、歳入の半分以上を占める地方交付税交付金の状況と今後の動向、各種交付金・補助金の活用状況、地方消費税交付金の増額などについて、質疑並びに意見が出されました。

歳出において、総務企画課、税務会計課関係では、職員の超過勤務手当、健康管理の状況、若者定住応援補助金の状況、地域おこし協力隊の運営・運用状況、運賃低減バス・送迎バスの運行状況、地方創生に係る諸事業、消防団の備品管理方法や災害の備蓄品の内容などについて質疑されました。

また、建設産業課関係では、有害鳥獣対策・松くい虫対策の状況、農業用施設の更新、観光施設の利用状況、リフォーム補助金などを中心に多岐にわたり村の取り組みについて質疑がありました。

反対討論はなく、賛成討論では、決算、各諸表とも良好で、健全財政が保たれており、限られた財源の中、交付税措置や補助率の高い交付金・補助金を積極的に活用されていることを高く評価する。自主財源である村税では、収納率も向上し、収入未済額も減少しており、滞納者への対策について評価できる。ふるさと応援寄附金も伸びており、財政力が弱い町村において有効な制度であり、さらなる工夫の上、大きな成果を上げるよう今後も進めていただきたいということでございます。

また、ふるさと公園あおきも完成し、村民を初めとする多くの皆さんの憩いの場として道の駅あおきと一体的に、また有効的な活用をするとともに国が進める地方創生のチャンスを確実に捉え、今後、健全な財政運営を保ちながら、関係する諸事業をさらに充実したものになるよう希望するとの賛成討論がありました。

以上をもちまして、議案第1号の結果の報告といたします。

続きまして、議案第5号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について、審査結果でございますけれども、全員賛成にて原案のとおり認定することを決定いたしました。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案どおり認定するというので結果報告でございます。

以上、総務建設産業委員会に付託されました案件についての委員長報告といたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、社会文教委員会委員長、お願いいたします。

宮下委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） それでは、9月15日に行われました社会文教委員会の審議について御報告いたします。

委員長、宮下壽章。

本委員会に付託の事件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係部分に

ついて御報告いたします。

審議の結果につきましては、全員賛成にて、原案のとおり認定することに決定ということでした。

決定の理由につきましては、教育委員会関係では、インクルーシブ教育システムの事業の概要と成果、児童センターの活動内容、子育て支援体制における保育事業の見直しなどについて質疑がありました。それに対しまして、3年間のインクルーシブ教育システムの研究により、教師の意識の高まりや児童センターの活動による社会性の育成、保育料について保護者の受けとめ等について答弁がなされました。

住民福祉課関係では、臨時福祉給付金事業、戸籍住基システムの運用効果、自殺防止対策の内容と効果、障害者扶助、健康推進事業、ごみ減量化の各内容と状況、授産所の廃止による影響及びし尿処理事業などについて質疑応答がなされました。

住みよい村づくりに向けてきめ細かく、積極的に予算執行されたことを評価しますとの賛成討論がありまして、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてです。近年の1人当たり医療費の額と県内順位について、質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第3号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について、水道料金の滞納状況について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第4号、滝川ダムの堆積土砂の状況について、質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第6号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について、浄化センターの設備修繕の状況及び長寿命化計画に基づく更新の内容や、更新後の耐用年数等について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第7号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてです。地域支援事業に係る一時予防事業の委託料及び任意事業の委託料の内容について質疑があり、委託料の内訳とその委託事業内容について答弁がなされ、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第8号 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、質疑、討論

なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上でございます。

○議長（小林和雄君）　続きまして、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会について、委員長より報告願います。

居鶴委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員長（居鶴貞美君）　おはようございます。

道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連特別委員会における調査の結果を次のとおり、会議規則第74条の規定により御報告いたします。

平成27年9月定例議会において、重点道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトについての調査研究機関として設置いたしました。全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会の平成28年6月定例会以降の取り組み状況について報告をさせていただきます。

平成28年7月27日、9月9日に第7回目の特別委員会を開催し、村長、担当職員及び設計会社から実施設計の内容、本設計において特に配慮した事項及び工程等についての説明がありました。委員からは、総事業費や財源の確保、工程、完成後の運用方法や維持管理などについて意見が出されました。道の駅あおき高機能拠点化事業は今後の村の存続をかけた大きなプロジェクトです。村内外から広く親しまれ、産業、観光、交流、防災など、多機能な拠点施設として整備を進められることを要望し、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（小林和雄君）　委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑

○議長（小林和雄君）　それでは、9月9日の議会開会日にお配りした議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号　健全化判断比率について、質疑のみを行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 報告第1号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第2号の質疑

○議長（小林和雄君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について、質疑を行います。
質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算の認定について
質疑を行います。
質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

金井とも子議員。

○1番（金井とも子君） 私は、平成27年度青木村一般会計決算につきまして、認定すべきであるという立場により討論をいたします。

一般会計歳入について、収入済額は33億6,912万3,000円で、予算現額に対する決算額の比率は96.5%であり、おおむね適正と考えられます。貴重な自主財源である村税は徴収率99.2%で、前年度より0.2%増と高い徴収率でありました。各種事業実施に当たり、国からの交付金並びに地方債については、財源措置の有利なものを選択し、事業を推進してきたと

認められます。ふるさと応援寄附金が大幅増収となり、取り組みへの姿勢が増収に結びついたと考えられ、努力され、成果を上げたことを評価します。監査委員からの指摘もありましたが、税に限らず、水道、保育、住宅等使用料等の滞納者への折衝を強化され、諸事情あるとは思いますが、公平性の観点から滞納を早期に解消されますよう、引き続き努力をお願いしたいと思います。

一般会計歳出については、全体では予算現額に対する執行率は86.4%となっていますが、繰越明許費の3億6,954万2,000円を加味しますと、97.0%となり、全体として健全な予算執行をされたと理解されます。

総務企画課関係では、ふるさと公園あおき整備事業、地域おこし協力隊起用、若者定住促進応援補助、地方創生プロジェクト事業として総合戦略策定事業とスーパープレミアム地域消費券の発行事業、村松東地区生活改善センター増築事業等、また住民生活に直結する情報通信事業や村営バスの運行などを進められ、各事業とも成果が認められます。

建設産業課関係では、有害鳥獣対策事業、農林水産関係事業、積極的な観光事業の推進、森林整備事業など、諸事業が計画的に執行されました。また、地域農業マネージャーの配置により、さらなる農業振興強化を図りました。

工事関係では、村単舗装排水路修繕、道路改良、社会資本整備交付金事業、道の駅あおき西側駐車場拡張工事などについても適正に予算執行されたと認められます。

住民福祉課関係では、平成26年度から引き続く子育て世代臨時特例給付金事業等、多岐にわたる社会福祉関連の民生費、衛生費等についても確実に執行され、住民の福祉サービスの維持向上がなされました。また、村民の健康づくりや身体障害者や高齢者への福祉施策、子育て支援、地域包括支援センターの運営、授産所の運営、ごみ処理などの環境等諸問題への対策など、安心して住みよい村づくりに向けてきめ細かく積極的に予算執行されたことを評価いたします。

教育関係では、国の補助金を取り入れた特別支援インクルーシブ教育システムの3年間の取り組みの効果が、全ての子供たちだけでなく、先生たちの意識、取り組みにも顕著にあらわれてきていることが認められます。また、村費教員の配置については、さらなる教育効果をもたらしていると理解いたしました。児童センターでは指導員の確保により、安全に過ごすことができ、自然を取り入れた遊びを通して社会性育成に効果を上げております。また、「あおきっこ教育ポイント5か条」は、家庭や地域も協力した取り組みとして定着し、国からも評価されました。保育料については、平成27年度から大幅に改正が行われましたが、保

護者の受けとめはおおむね良好であり、改正の趣旨がよい結果としてあらわれていると認められます。さらに図書館、美術館、歴史文化資料館、民俗資料館の運営に当たっても、入場者数の増加も見られ、運営や予算執行について努力された結果と考えられます。

村の置かれております現下の厳しい財政状況の中にあつて、村、理事者は、自主財源を初めに、依存財源の確保に最大の努力をされ、また歳出につきましては、財政運営の効率化、健全化に最新の注意を払った決算であることを認めます。なお、長期的展望に立った財政運営の確立を期し、一層努力を重ねていただくよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（小林和雄君） ほかに賛成討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第1号 平成27年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第2号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第２号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第２号 平成27年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第３号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑がある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第３号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第３号 平成27年度青木村簡易水道特別会計決算の認定については、原案のとおり可

決、決定されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第４号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第４号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第４号 平成27年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第５号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第5号 平成27年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第6号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第 6 号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第 6 号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第 7 号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第 7 号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑がある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第 7 号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第 7 号 平成27年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第８号 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑がある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第８号 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第８号 平成27年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第９号 青木村税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号 青木村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 賛成多数。

議案第9号 青木村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第10号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第10号 青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第11号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ある方。

杳掛議員。

○3番（杳掛計三君） 実際のところ、私、なかなかわからなくてあれしていたんですけども、今回の条例改正の中で、それぞれ医療費の支給に対する制限措置かと思うんですけども、それぞれ国の施行令の動きによって講じられていると思いますけれども、今回、今までの計算方法と違って新しい計算方法の施行令を、これ全部、写しているわけですけども、これによって受給者といいますか、得するのか損するのか、そこら辺のところ、計算方法の改革によって損するのか得するのか、そこら辺のところについてはどのようなになっていますか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の福祉医療費給付条例の関係でございます。

単純には、一番は、児童扶養手当の関係で、やはり第2子、第3子のお子さんの、第2子、第3子以降ということで児童扶養手当が今までも加算されておりましたが、加算額が単純にふえるので、大分効果のある法律の改正かと思っております。ちなみにでございますが、その状況によりまして、加算額が違うわけでございますが、所得に応じまして計算をする中で、所得に応じまして限度がございますが、単純に一例としまして、児童扶養手当の所得、第2子の場合ですが、今までですと加算額の上限が5,000円でしたが、その加算額は1万円の上限になります。第3子以降の上限につきましては、今まで3,000円でしたが、それが6,000円が上限ということで、細かな配慮された条例改正となっております。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかに。

杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 国の施行令では、そのまま、3条、4条関係、全部生きていますけれども、それを8条に変える必要性というのは、やはりそれぞれの、何となく施行令が生きていながら変えていくというのは、これは県がもう変えたからということなのかどうか、そこら辺のところはどうなんですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 国の今回の法律施行の施行されることによりまして、国の変更に伴うものがまた県にも変更され、それに伴いまして市町村も変更したという状況でございます。

○3番（杓掛計三君） わかりました。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第11号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第12号 寄附採納について質疑を行います。
質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号 寄附採納については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第12号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育委員会委員の任命についてでございますけれども、人事案件でございますので、慣例に従いまして、暫時休憩をいただきまして、その間に対応をさせていただくようにお願いいたします。

○議長（小林和雄君） それでは、暫時休憩いたしまして、議員の皆さんは議員控室にお願いします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時50分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（小林和雄君） 北村村長、説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第13号の説明をさせていただきます。

教育委員会委員の任命についてでございますが、下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

記。

住所、青木村大字田沢102番地、氏名、増田千春さん、生年月日、昭和49年5月9日。

平成28年9月9日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 本案について質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第13号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第14号 平成28年度青木村一般会計補正予算について
質疑を行います。

質疑のある方。

ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号 平成28年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり決定すること
に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第14号 平成28年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されま
した。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第15号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 6ページですけれども、今回新たに款2の保険給付費で結核精神給付費ということで、結核精神給付費というのはどういう意味なのかどうか、よろしくお願いします。もし、結核と精神という言葉自身があるのかどうか、つながっちゃっているのです。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の結核精神給付金の関係でございますが、これにつきましては、結核患者さん、または精神障害者さんが通院医療の一部負担金を村で給付するものでございまして、これにつきましては、結核精神給付金ということでございますが、村の国民健康保険条例でございますが、結核精神給付金ということの項目の中で、やはり一番の感染症の予防に関する国の法律に伴う対象者というふうに理解してございます。なお、これにつきましては、管内の市町村におきましても結核精神給付金という項目の中で対応しているところもございますので、この表現で対応させていただきました。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） そうすると、これはあくまでも結核に対するものと、精神に対するものというのは別々のものということですか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 言葉では結核精神でございますが、患者さんは同一の可能性もありますが、基本的には別々の対象者ということでございます。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 款項の項目のこの文章というのは、国とか県からの指示とか、そういうものでこういう項目になったということですか。それじゃ、もしあれだとすれば、真ん中にポツ点、入れるとかという方法論はなかったのかどうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 表記につきましては、ポツといたしますか、これにつきましては、青木村の国民健康保険条例につきましても、ポツではなく、結核精神給付金という項目をつくらせていただいております、それに合わせた形でございますので、説明の中では十分対応したいと思っております。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 5ページ、6ページ、お願いしたいと思います。

歳入の項にも、それから歳出の項にも同時に出ておるわけでありますけれども、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金というような形で、小さな金額でありますけれども載っております。私、一般質問のときにも若干触れたわけでありますけれども、健康保険組合自体が大変な状況であることには変わりはないわけですが、これからの準備、どのような形で進行していくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 平成30年度におきまして、経営母体が長野県に移るということでございます。それに伴いまして、今回の補正では、この10月から運営上、市町村は県に納付金を払う形になりますが、その納付金の算定につきまして、今回システムを導入する中で仮算定というか、仮試算をする予定でございます。その関係で、今年度、仮試算を納付金の試算をしながら、また長野県各市町村との会合を持ちまして、その中で順次進めていくところでございますが、30年度に向け、今年度、これから既に29年度と移行する作業のための準備段階でございます。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

それから、合併によるメリットですね、どういう点がどういうふうに変わってくるか、そういうところからどのようなメリットが出てくるか、その辺をお伺いしたいと思いますし、具体的に青木村としてどのような作業を合併後は進めていくのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） やはり経営母体が大きくなることによりまして、やはり医療費のかかった場合の交付の関係とが安定はしてくるかと思われまして、また、個々運営に関しましては、やはり県が母体となって動きますので、その中で各市町村を対応するのですが、県との指導を仰ぎながら進められるということがございます。また、この運営が、母体と一緒にすることによりまして、医療費の関係の抑制につきましましては、県全体で取り組んでいくという考えでございますので、大分メリットがあるかなと思っております。

なお、市町村におきましては、やはり国保の保険料の算定につきましては、当然、県が標準を出す中で市町村が考えるわけですが、やはり事務的には保険証の発行などにつきましては、市町村が今までどおりでございます。また、賦課徴収も当然、保険料の徴収につきましては、今までどおりでございますが、なかなかその分、各保険事業などにつきましては、今まで以上にきめ細かい対応ができるのかというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると、青木村としては現在の人的体制には変わりはないと。なお、指導にかかわる業務については、場合によればふえるかもしれないというようなことですかね、お伺いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 具体的には、やはり国保運営協議会は長野県独自で策定されますので、そうはいいましても、市町村でも運営協議会は存続します。一番の大もとの下で動くという形になるかと思うんですが、やはり今までどおり、細かなものにつきましては、村の国保運営協議会が主導となっていくのかなというように感じております。ただ、事務的にどの程度になるかというのは、やはりこれから運営する中で対応していきますので、財政的には大分、国民健康保険料の不足分とか、いろいろな面で医療費の増減に伴いまして、難題などもあったわけですが、それにつきましては今後、運営の一本化によりまして、大分解消されるかと思えます。

以上です。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第15号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第16号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 8ページ、お願いします。

13の委託料なんですけど、002の国庫補助事業委託料、それから003の県補助事業委託料、これ、分かれているんですけど、総事業費、それから設計と監理の委託料、数字的にどうなるのか、2億6,194万円ですらいいんでしょうか、総額。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 総事業費に関連のある部分につきましては、この予算の金額になる予定でございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうすると、総事業費が2億6,194万円で、設計監理の委託料と施工管理の委託料が国と県、分かれています、これ両方足すとどのくらいになるんですけど、966万と886万ですか、だから1,800万くらいですね。これ、パーセンテージで言うと何%になりますか、工事費の。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 1点、まず工事請負費につきましては、今回、

国の補助の対象から県に移行したものですから、この県の数字の2億6,274万円が工事の事業費となります。それで、設計につきましては、003県補助事業委託料でございまして、886万円という数字でございます。これが今年度の総額になります。

○10番（山本 悟君） パーセンテージ。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） パーセンテージといいますと、何との比較のパーセンテージ。

○10番（山本 悟君） 全体、工事費全体との、全体に対して設計監理委託は幾らですよという。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 5カ年計画ではなく。

○10番（山本 悟君） 全体でもいいですけど、単年度分でも。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） いいですか。

5カ年計画では、一応、約8億の試算をしております。その関係で、その中の全体事業費で、今年度は約35%の事業費、5カ年計画の中の35%の分と考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、聞いてわかりました、35%。それで、設計監理委託料は。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） すみません。今の8億、総額の事業費、設計監理を含めた中で算定させていただきまして、すみません、細かな設計の全体の価格、今ちょっと手持ちを持っていないもので、恐らく比率的には同じかなというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ちょっとこれ見て、私、よく自分が理解できなかったんでいろいろお聞きしたんですが、何か同じことを2回書いているような気がしたもので、あえて聞いたんですけれども、じゃ後でパーセンテージがどのぐらいになるのか、また教えてください。

3%から5%ぐらいの間だとは思いますが、お願いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 後でお示ししたいと思います。

○議長（小林和雄君） ほかに質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第16号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第17号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第17号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決、委員会付託

○議長（小林和雄君） 続いて、陳情第1号 介護保険の利用制限や利用料の負担増を行わないとともに、介護職員の処遇を大幅に改善することを求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） この陳情につきましては、厚生労働省の、ここに書いてありますように、厚生労働省の社会保障制度審議会介護部において、介護保険制度の見直しの審議が行われて、2018年度ということからやっておるわけですが、こういう問題は、今後にとっても介護の問題というのは非常に重要なことでございます。

つきまして、この陳情が出ましたので、社会文教委員会でも審議いたしました。この件については、村のほうでも今後検討していくという御返答をいただいておりますので、ここで賛成、反対の採決をとるわけでございますけれども、一応、社会文教委員会のほうでは継続審議ということをお願いできないかということとなっておりますが、ひとつ御検討いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） それでは質疑を終了します。

それでは、先ほど、宮下社会文教委員長から話がありましたけれども、反対、賛成、継続審議という採決を行います。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（小林和雄君） それでは討論に移ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） それでは、本案は原案のとおり採決することに反対の方の挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（小林和雄君） 閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員が閉会中の継続審査とすることに賛成ということであります。

それでは、この陳情第1号は閉会中の継続審査となりましたので、社会文教委員会に付託いたします。

◎日程の追加

○議長（小林和雄君） これより、追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小林和雄君） ただいま資料をお配りしましたが、村長から議案第18号 平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業農産物直売所建築工事請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1とし議題にしたいと思いますが、御異議ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

議案第18号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 追加日程第1、議案第18号 平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業農産物直売所建築工事請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、議案第18号につきまして御説明を申し上げます。

平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業農産物直売所建築工事請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業農産物直売所建築工事。

2、契約方法、指名競争契約。

3、契約金額、2億3,954万4,000円。

4、契約の相手方、上田市踏入2丁目1番17号、株式会社宮下組、代表取締役社長、宮下勝久。

平成28年9月21日提出、青木村長、北村政夫。

過日、9月14日でございますが、農産物直売所の入札を行いました。契約額が5,000万円を超える契約となりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議いただき御決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（小林和雄君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

杳掛議員。

○3番（杳掛計三君） 本当に契約できてよかったと思いますけれども、これも繰越事業ということだもんで、工期がかなり短いかと思います。その中でこの事業を実施するにはよほど

な工程表を組まなくちゃいけないと思いますけれども、ここら辺は、きょうが初めて本契約になるわけですが、とった業者との話し合い、もう既にあるかと思いたすけれども、十分施工できるということで、業者のほうとも確約は当然とらなくてははいけないんですけれども、大丈夫かどうか、そこら辺のところどうですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、半年間という中での2億を超える工事ということでございますが、一番心配されるのは、工法の中で大断面集成材というものを工事の中で梁とかに使うわけなんですけれども、この集成材が通常ですと、発注してから結構な納期がかかるというようなことの中で、心配はされておりましたが、業者との確約もとれまして、年内に棟上げをすれば工期内に工事終了することは可能だということでございますので、そんなことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） ほかに。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 1回目の入札で落札させたということで、本当によかったんですけれども、2番札は幾らだったのか、それをお聞きします、差額。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 520万円ほどの差がございました。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

それから、この前にもちょっとお聞きしたんですけれども、地元の村内の業者をできるだけ使っていただけるように、宮下さんをお願いしてほしいと思いますが、以上です。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 公共事業は、4月の段階で各入札に参加する皆さんには、商工会から託された商工会のメンバーの一覧表、それから特技とする、いわゆるなりわいとするものをつけた一覧表、連絡先等がありますので、それを必ずお渡ししてございます。

今回のことも、宮下組さんには4月の段階でお渡ししてありますけれども、今回改めて、そういうことを私の立場からもお願いしてまいります。

○議長（小林和雄君） ほかに。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結。

議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第18号 平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業農産物直売所
建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小林和雄君） 続いて、追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小林和雄君） お諮りします。

ただいま資料を配付いたしましたが、議会から議案第19号 村長の専決処分事項の指定に
ついてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として、議題にしたいと思いますが、御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

議案第19号を日程に追加し、追加日程第2とすることに決定しました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 追加日程第2、議案第19号 村長の専決処分事項の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田議会事務局長。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

村長の専決処分事項の指定について。

下記の事項に関しては、村長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年9月21日提出、青木村議会議長、小林和雄。

記といたしまして、1、平成27年度（繰越）農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業農産物直売所建築工事請負契約の変更請負契約に関すること。

以上でございます。御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第19号 村長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小林和雄君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会 午前10時22分